

第百八十九回国会
衆議院
厚生労働委員会
議 録
第二十八号

平成二十七年七月三日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 赤枝 恒雄君

理事 高島 修一君

理事 松野 博一君

理事 浦野 靖人君

理事 大岡 敏孝君

理事 大見 正君

理事 神山 佐市君

理事 木村 弥生君

理事 白須賀貴樹君

理事 瀬戸 隆一君

理事 田畑 裕明君

理事 豊田真由子君

理事 中村 裕之君

理事 丹羽 雄哉君

理事 比嘉奈津美君

理事 牧原 秀樹君

理事 三ッ林裕巳君

理事 八木 哲也君

理事 岡本 充功君

理事 中島 克仁君

理事 足立 康史君

理事 河野 正美君

理事 興水 恵一君

理事 中野 洋昌君

理事 堀内 昭文君

後藤 茂之君

としかきなおみ君

西村智奈美君

古屋 範子君

大串 正樹君

加藤 鮎子君

神田 憲次君

小松 裕君

新谷 正義君

田中 英之君

谷川 とむ君

中川 俊直君

長尾 敬君

橋本 岳君

堀内 詔子君

松本 文明君

村井 英樹君

小川 淳也君

玉木雄一郎君

山井 和則君

井坂 信彦君

牧 義夫君

角田 秀穂君

高橋千鶴子君

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣参事官)

政府参考人

(警察庁警備局長)

政府参考人

(財務省主計局次長)

政府参考人

(国税庁長官官房審議官)

政府参考人

(国税庁課税部長)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房情報政策・政策評価審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)

政府参考人

(厚生労働省医政局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省医薬食品局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長)

政府参考人

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)

政府参考人

(厚生労働省社会・援護局長)

政府参考人

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

政府参考人

(厚生労働省老健局長)

政府参考人

(厚生労働省保険局長)

橋本 岳君

高階恵美子君

向井 治紀君

三角 育生君

高橋 清孝君

太田 充君

上羅 豪君

藤田 博一君

安藤 英作君

二川 一男君

新村 和哉君

神田 裕二君

坂口 卓君

安藤よし子君

鈴木 俊彦君

藤井 康弘君

三浦 公嗣君

唐澤 剛君

政府参考人

(厚生労働省年金局長)

参考人

(日本年金機構理事長)

厚生労働委員会専門員

委員の異動

七月三日

大串 正樹君

小松 裕君

豊田真由子君

比嘉奈津美君

堀内 詔子君

松本 純君

大西 健介君

牧 義夫君

同日

大見 正君

神山 佐市君

神田 憲次君

瀬戸 隆一君

中村 裕之君

八木 哲也君

玉木雄一郎君

河野 正美君

同日

大見 正君

比嘉奈津美君

小松 裕君

大串 正樹君

松本 純君

堀内 詔子君

豊田真由子君

大西 健介君

牧 義夫君

香取 照幸君

水島藤一郎君

中尾 淳子君

委員の異動

七月三日

大串 正樹君

小松 裕君

豊田真由子君

比嘉奈津美君

堀内 詔子君

松本 純君

大西 健介君

牧 義夫君

同日

大見 正君

神山 佐市君

神田 憲次君

瀬戸 隆一君

中村 裕之君

八木 哲也君

玉木雄一郎君

河野 正美君

同日

大見 正君

比嘉奈津美君

小松 裕君

大串 正樹君

松本 純君

堀内 詔子君

豊田真由子君

大西 健介君

牧 義夫君

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、社会福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。塩崎厚生労働大臣。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました社会福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

急速な少子高齢化、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中、福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人が果たしていく役割はますます重要になっていきます。社会福祉法人が備える公益性や非営利性に見合う経営組織や財務規律を実現し、国民に対する説明責任を果たすとともに、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たしていくよう法人のあり方を見直す必要があります。

また、今後の高齢化の進展に伴い、介護ニーズの多様化及び高度化が見込まれる中、介護人材を初めとした福祉人材の確保を、量と質の両面から総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、福祉サービスの担い手である社会福祉法人の改革と福祉人材の確保の促進を一体的に行うことにより、福祉サービスの供給体制を確保していくため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、社会福祉法人の経営組織について、理

事等の権限、責任等に関する規定を整備し、議決機関としての評議員会の設置を義務づけるとともに、一定規模以上の社会福祉法人に対して会計監査人による監査を義務づけることなどにより、ガバナンスの強化を図ります。また、定款、計算書類等を公表しなければならないものとし、運営の透明性の向上を図ります。さらに、財務規律の強化を図るため、理事等の関係者に対する特別の利益供与の禁止、役員報酬基準の作成及び公表、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える法人に対する既存事業の充実または新規事業の実施に関する計画の作成等の義務づけを行うとともに、社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料または低額な料金で福祉サービスを提供すること提供すること努めなければならないものとする等の措置を講じます。

第二に、介護人材の確保のため、社会福祉事業従事者の確保に関する基本指針の対象範囲を拡大するとともに、介護福祉士が離職した場合等において、都道府県福祉人材センターに届け出を行うよう努めるものとする等の取り組みを進めます。また、介護福祉士の資質の向上のため、介護福祉士養成施設の卒業生に対する国家試験の受験の義務づけについて、平成二十九年年度から漸進的に導入し、平成三十四年度から、全ての卒業生に対し実施する等の措置を講じます。

第三に、社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものと見直すとともに、被共済職員が退職し再び被共済職員となった場合に、共済加入期間の合算が認められる期間の延長を行うこととします。また、障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を公費助成の対象から除外し、介護保険施設等と同様の取り扱いとすることとします。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日としています。以上が、この法律案の提案の理由及びその内容

の概要でございます。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 次に、厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として日本年金機構理事長水島藤一郎君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣参事官三角育生君、警察庁警備局長高橋清孝君、財務省主計局次長太田充君、国税庁長官官房審議官上羅豪君、課税部長藤田博一君、厚生労働省大臣官房情報政策・政策評価審議官安藤英作君、大臣官房年金管理審議官榎見英樹君、医政局長二川一男君、健康局長新村和哉君、医薬食品局長神田裕二君、職業安定局派遣・有期労働対策部長坂口卓君、雇用均等・児童家庭局長安藤よし子君、社会・援護局長鈴木俊彦君、社会・援護局障害保健福祉部長藤井康弘君、老健局長三浦公嗣君、保険局長唐澤剛君、年金局長香取照幸君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷川とむ君。

○谷川とむ委員 おはようございます。自由民主党の谷川とむでございます。

今回、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

厚生労働関係の基本施策は幅広くいろいろありますが、私のライフワークの一つである生活保護について質問したいと思っております。

生活保護については予算委員会分科会で一度質問させていただきましたが、そのときの質問を踏まえ、今回はもう少し細かく分けて質問したいと思います。

私は、平成二十二年、大学院在籍時に、当時、大阪市の被生活保護人員の約五人に一人が居住する大阪市西成区、その中でも約三人に一人が居住するといふあいりん地区を中心に、フィールド調査、ヒアリング調査、インタビュー調査を行い、生活保護の実態を調査しました。

実態調査の結果、生活保護が必須な者は保障されていることが明らかであり、これは現行の生活保護制度の運用として評価ができると思います。これからも、生活保護が受給できなければ生きていくことができない国民は必ず守る制度でなければなりません。しかし、問題も多く、生活保護が必須な者を必ず守るためにも、生活保護制度を再度検討しなければならないと考えています。

まず、被生活保護者の生活保護受給の実態であります。

・保護費支給日に西成区役所を訪れると、支給開始時間一時間前の八時には、元氣そうな被保護者が何百人と長蛇の列をつくり、中には、たばこを吸いながら笑顔で雑談し保護費の受け取りを待っている者も多数います。支給開始時刻九時には、支給場所である会議室から階段まで千人以上を越す被保護者が、職員の指示に従い、長蛇の列をつくっています。最低でも一、二時間以上立ちっ放しであり、疲れている様子もなく、元氣な者が多く見られます。十分に稼働能力があるようにしか私には見えませんでした。

また、被生活保護者の中には、保護費を区役所までタクシーでとりに来る者、支給後、タクシーで帰る者も多数います。

生活保護費支給日と支給日前日には、町の活気も全然違います。

支給日前日には、町中でビールや日本酒などのアルコール飲料を飲んでいる者も少なく、その理由は、被保護者もお金がかさか残っていない

からだと推測されます。それに対して、支給日には、朝から居酒屋やまた路上でアルコール飲料を飲んでいる者が明らかにふえ、カラオケもあちらこちらから聞こえてきます。また、ビニール袋いっぱいビニールを買って両手に持っている被保護者を見て、愕然としたことを覚えております。

また、支給日前日には路上でギャンブルをしている者を確認できませんでした。支給日には、二カ所所ギャンブルをしている者が確認できました。賭場も、支給日前日より支給日以降では、見張りの数から推測すると、開いている数が増えていくようにも思われました。

また、パチンコに保護費を使っている被保護者も多く存在します。あるパチンコ店の売り上げの比較を見ると、保護費支給日以降の三日間の一日の売り上げは、その他の日の三倍であるといえます。また、パチンコ依存症である被生活保護者の中には、生活保護費の全てを三日で使い果たして、同じ被保護者に借金する者、または悪質な金融会社に借金する者さえいます。

生活保護の要件を満たしていないにもかかわらず、あらゆる圧力で被生活保護者となって生活保護費を不正に受給している者、実際には同居しているにもかかわらず偽装離婚をして保護費を受給している者、また、悪質な精神科医、薬局等と結託して向精神薬を入手して販売する者、たばこ、アルコール、ギャンブルに生活保護費の大半を使う被保護者も多数存在しているのが実態であります。

厚生労働省は、このような実態をどれほど把握しており、また、全ての被保護者ではありませんけれども、一部の被保護者が国民の血税である生活保護費をこのように受給して使っているという実態について、どのように思われ、また、今後どのような対策を考えておられますか。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。生活保護受給者の不正受給、特にこの点でございいますけれども、これは、生活保護制度に対する国民の信頼を確保していく上で重大な問題

題であるというふうに認識をいたしております。不正受給の事件でございすけれども、これは自治体から厚生労働省に情報提供をいただいております。直近で、昨年度把握をいたしました平成二十六年度分の不正受給件数でございすけれども、これは四万三千二百三十件となっております。その内容につきましては、稼働収入の無申告ないし過少申告、あるいは各種年金等の無申告、こういった報告を受けているところでございす。

そこで、こうした不正受給への対策を強化いたしますために、昨年七月から改正生活保護法が施行されております。その中では、特に、福祉事務所が必要な情報を求めた相手先の官公署、これは回答義務、回答しなければならぬという義務を設けておりまして、そういった点を通じて、福祉事務所の調査権限を強化いたしております。また、不正受給にかかわります罰金の引き上げでございすとか、あるいは不正受給が起きた場合の返還金の上乗せ、こういったような各種の対策も盛り込んだところでございす。

また、ただいまの御指摘の中に、受給者の中に、生活費をギャンブルなどの遊興費に充てて費消してしまう、こういった御指摘もございす。こうした金銭管理に問題を抱えるような事例も多数見受けられます。

そこで、改正生活保護法におきましては、受給者の責務といたしまして、生計の状況を適切に把握すること、これを規定いたしました。これに基づきまして、福祉事務所が御本人の自立支援の観点から必要であると判断した場合には、その状況に応じまして、レシートとか領収書の保存とか、あるいは家計簿の作成を求めるところでございす。また、自治体におきましても、本人の状況に応じて、金銭管理の支援を行うといった取り組みも実施をしているところでございす。

いずれにいたしましても、今後とも、生活保護制度が国民の信頼を得いくために、不正受給対策

策をしっかりと進めてまいらなければならないと思っておりますので、また引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○谷川（と）委員　ありがとうございます。

私、今お話しさせていただいたとおり、いろいろな実態をやはり把握していただいて、被保護者の生活を把握することによって、よりよい制度になってくると思っております。生活保護法が一部改正されて、いろいろ義務づけられたりとか罰則規定が設けられたのは知っているんですけども、これをしてしっかりと実行していただきたいなというふうに思います。

今局長からも生活保護ビジネス、不正受給についてのお話がありましたので、そこに入らせていただきます。次に、私は、生活保護ビジネスについても実態を把握しました。一つ目は、路上生活者の居宅保護開始時に支給される敷金、一時的な生活保護費についてであります。

路上生活者には、路上生活者の多くが住む地域や公園などで、人権団体、業界団体、NPO団体、不動産会社等の生活保護業者から、住居、食事を提供しますなどと書かれたチラシが配られました。生活保護業者は、バイトを雇って勧誘させ、一人勧誘すると当時十数万のバイト代が支払われたといひます。また、炊き出しを行い、食事を配給する生活保護業者の中には、路上生活者に対して住居や毎日の食事の提供を提示しているものも存在します。路上生活者がその提示を受け入れると、路上生活者は生活保護業者が経営する無料低額宿泊所、マンション、アパート、プレハブ等に連れていかれ、生活保護を申請するように勧められたりもします。その路上生活者の中には、生活保護業者とともに生活保護の申請をする者もいます。

これらの物件の中には、敷金、礼金が必要ないゼロゼロ物件も多数存在します。しかし、ゼロゼロ物件であるにもかかわらず、居宅保護が開始されると、居宅保護開始時に支給される敷金、現

在、大阪市では、住宅扶助費上限四万円の四カ月分の十六万円以内が支給されます、それらの多くを生活保護業者によって請求されることも多々あります。

また、この場合、臨時的な生活扶助費として、布団代、被服費、家具什器費、また移送費等の給付を受けることができます。平成二十六年度の布団代は一万七千七百円、家具什器費は二万六千二百円、また、真にやむを得ない場合は四万九千九百円となっております。これらの大半を生活保護業者によって必要以上に請求されることもあります。

このように、路上生活者に生活保護を勧める生活保護業者の中には、過剰な利益を得ている業者も多数存在しているのが実態であります。

そこで、路上生活者の方を利用して、過剰な利益を得ている悪質な業者に対してどのような取り組みをなさっているのか、厚生労働省の御見解をお聞かせください。

○鈴木政府参考人　ただいまの御質問にお答えします前に、先ほどの御答弁でちょっと一点訂正を申し上げます。

不正受給件数につきましては、昨年度と申し上げましたけれども、直近で二十五年度分の件数でございす。まことに申しわけございません。

そこで、今御指摘ございましたように、生活保護の受給者に対して不当に営利を図ったり、またあるいは宿泊施設などを利用する生活保護受給者の処遇に関しまして不当な行為を行う、こういった悪質な事業者が確かに存在するわけでございまして、こういった事業者に対しては厳正に対処することが必要だというふうに考えております。

まず、このため、本年四月に、無料低額宿泊所の設備、運営に関する通知、これを改正いたしました。第一点として、生計困難者を募集または勧誘を行っている施設につきまして、届け出をしていただいているかどうかの有無にかかわらず、都道府県等の定期的な調査あるいは指導の対象とするということにいたしました。

第二点目といたしまして、不当営利あるいは利用者の処遇に対する不当行為につきまして、都道府県等が事業の制限または停止命令を行う、そういった場合の要件等を具体化したしまして、不当営利、不当行為の排除を徹底することとしたところでございす。

また、現在、無料低額宿泊所を初めといたしまして生活保護の受給者が居住利用している各種の施設につきまして、施設数でございすとか定員、入所者数、利用料、そして住環境の状況、こういったものを把握するための調査を実施しているところでございす。

今後、その結果を踏まえまして、またさらに必要な措置を検討してまいりたいというふうに考えております。

○谷川（と）委員　ありがとうございます。この点については、定期的な調査をしていただいて、本当に実態を把握していただいて、改善を進めていただきたいと思います。

次に、住宅扶助、生活扶助について質問をさせていただきます。

六十歳から六十九歳の単身者の被生活保護者であれば、大阪市の場合、住宅扶助費として月に四万円、生活扶助費として月に八万円、合計約十二万円が支給されます。

被生活保護者が居住するマンション等の家賃は、住宅扶助費の上限額に設定されることがほとんどであります。被生活保護者の中には、生活保護業者と賃貸借契約または施設使用料等のサービスを受ける契約を結び、生活保護業者に施設使用料として食費、運営費、その他水道光熱費などの名目で、生活保護費の大半を請求される者も少なくありません。提供される食事の回数、内容は業者によってさまざまありますが、食費として支払う価値のないものを提供している業者も存在します。また、住宅の間取りもさまざまありますけれども、トイレ、風呂共同で、ベニヤ板で仕切られただけの三畳未満の部屋に閉じ込められ、生活を余儀なくされている者もいました。

この住宅扶助については、ことしの七月から、床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入し、適正な水準となるように見直されることとなり、私は大変評価できるのではないかと考えております。

また、生活保護業者に無断で銀行口座を開設され、印鑑、通帳を管理され、生活保護費支給日に無断で引き落とされ、家賃、施設料等として生活保護費の約十万円を請求され、その残り二万円ほどしか受け取れない者もいます。これらは一種の金銭管理であり、そもそも金銭管理は、被生活保護者の承諾、希望がなければ行つてはなりません。

一方、管理を行わないと、実際には、部屋をのみだめにして衛生を保てない者、食事を自分自身で用意できない者、また、生活保護費を、たばこ、アルコール、ギャンブルで全てを使い果たす者も存在しています。そのように自活する力を失っているからこそ、金銭管理を受けている実情もあります。

こうした暖味なサービス提供や、劣悪な居住環境を余儀なくされているケース、金銭管理の問題について、厚生労働省として、どのように認識して、どのように対処しているのでしょうか。

○鈴木政府参考人 今御指摘いただいた事例に関してでございますけれども、生活保護の受給者を居室面積の狭い部屋に住まわせて、生活支援と称して高額な利用料を徴収するといった場合、それから、事業者が入所者の保護費を管理いたしました、直接利用料を天引きする場合、こういったことがあることを承知いたしております。

こういった問題に対処いたしますために、先ほど申しましたように、本年四月に、無料低額宿泊所の設備、運営に関する通知、これを改正いたしました、都道府県等によります是正措置の要件等を具体化いたしました。

具体的に申しますと、事業者が居室の利用あるいは各種サービスの利用を強要したり、あるいは暖味な名目による不適切な金銭の支払いを求めて

いるといったような場合、それから、居室の利用以外のサービスに係る費用、これらの契約を締結しない場合には退去を求めているような場合、こういった場合には事業者に対して事業の制限または停止を命じることができ、これを明示いたしまして、是正措置の強化を図られるようにしたところでございます。

また、金銭管理に関しましても、この通知の改正の中で、宿泊所が利用者の金銭管理を行う場合、これは適正な場合もあろうかと思ひます、利用者が依頼したという事実を裏面できちんと確認できるようにすること、それから、金銭などの具体的な管理方法でございますとか本人への定期的な報告、こういったことを宿泊所の管理規定で定めなければならないということ位置づけたところでございます。

それから、先ほど先生からも御指摘がございましたように、一般の住宅扶助基準の見直しの中で、床面積に応じまして基準の上限額を減額する仕組み、これを導入しております、劣悪な住宅にもかかわらず基準の上限額で家賃を設定して生活保護の受給世帯を居住させる、こういったような貧困ビジネスについては是正することとしております。

これからの、いろいろな、各般の施策を講じまして、貧困ビジネスの是正に努めてまいりたいというふうに思っております。

○谷川委員 よろしくお願いいたします。

西成区では、いつとき、一つの部屋に千人が住んでいるということになっていったという事例もありますので、ぜひとも指導監督の方をどんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、医療扶助について質問します。

医療扶助は、原則、現物給付であります。しかしながら、支給限度額が定められておらず、かつ、被生活保護者の自己負担がありません。被生活保護者の中には高齢者が多く、持病も抱え、身寄りがない者も多く存在することから、被生活

保護者は医療従事者に依存しやすく、医療従事者から見ても被保護者は優良な顧客となること予想されます。

このような状況に便乗して、被生活保護者の中には、長期にわたって通院させられたり、毎日点滴をされたり、治療され、医師らが不正に診療報酬を請求するケースがあります。さらに、訪問診療を頼んでいないのに行われ、挨拶程度でも診察したことにされている者すらいます。一方で、被生活保護者の中には、医療に係る費用の自己負担の問題がないために、医療サービスを受ける必要がないにもかかわらず、暇潰しに診察に行く者すら存在しています。

さらに、医療扶助を過剰に請求する病院ネットワークの存在もあります。具体的には、診療点数の高く請求できる患者を同じネットワーク内の病院で相互に融通し合つて、検査、治療を繰り返して、診療報酬を増大させるネットワークであります。

この点について、指導監督する行政は、短期間で幾つもの病院を転院するということが望ましいとは思わない、ただ、病院に入院するとか転院するとかいうのはどうしても医師の判断によらざるを得ないのが現状であると考えている、また、担当者は専門知識がなく、大阪市では当時、年間二百五十八万件という膨大な量のレセプトがあり、そのレセプトのチェックが困難であるという回答をするにとどまっております。

生活保護指定医療機関の中には、このように生活保護に便乗して被生活保護者に過剰または架空の診療を施して、税金が原資の生活保護費を請求している者が多数存在します。また、自己負担がないために必要以上に受診している生活保護者も多数存在します。

このような悪質な病院ネットワークの問題や過剰な医療扶助のケースについて、どのように認識して、今後どのように対応を行っていくのでしょうか。

○鈴木政府参考人 生活保護の受給者に適正な受

診をしていただく、それから医療機関の側でも適正な医療を提供していただく、これはやはり制度に対する国民の信頼を確保する上で重要なことだというふうに認識をいたしております。

したがって、ただいま御指摘のありました例えば頻回の受診、あるいは向精神薬が重複処方されているような方々、こういった場合につきまして、レセプトなどからこういったものを把握いたしまして、福祉事務所に嘱託医がおりますのでこれに協議をする、それから御本人の主治医に確認を行う、その上で福祉事務所のケースワーカーが本人を訪問する、そういったことで適切な受診への指導を行っているところでございます。

また、医療機関側でございますけれども、一般の生活保護法の改正におきまして、適切でない場合の指定取り消し要件を明確化いたしました。そこで、国や都道府県による指導体制も強化をいたしまして、例えば一件当たりの平均の請求点数が非常に高い、そういったような特徴のある医療機関につきましては、必要に応じまして指導の対象にする、こういった取り組みを展開しているところでございます。

それから、特に、先ほど御指摘がございました頻回転院、これにつきましては、昨年八月に新たに通知を発出したしまして、具体的には、受給者が転院する場合には、医療機関から福祉事務所に転院の理由、転院先の医療機関を連絡していただくことにいたしております。その上で、福祉事務所が、転院の必要性につきまして、先ほど申し上げました嘱託医に協議して検討を行う。こういったことを通じまして、転院ケースについての適切な指導を行っているところでございます。

また、頻回転院を繰り返す方につきましては、ケースワーカーが、当然、医療機関への訪問等もいたしまして、実態把握を行ひまして、また、これに含みまして適切な措置を講ずることになっております。

それから、特に、こうした取り組みをするに当たりまして、レセプト点検が非常に効果的でござ

います。これを自治体が効果的、効率的にできま
すように、専門業者に委託あるいは専門職員の雇
用、こういった経費につきまして、国が四分の三
の補助を行うことによりまして実施を支援する、
こういった取り組みも行っているところでござい
ます。

今後とも、こういった取り組みを徹底いたしま
して、医療扶助の適正な給付に取り組んでまいり
たいと考えております。

○谷川(一)委員 ありがとうございます。

生活保護費の約半分が医療扶助費で賄われてい
るところが現実であります。しっかりと取り組ん
でいただきたいというふうに思っております。
次に、一つひとつ質問を飛ばさせていただきます
で、葬祭扶助について質問をさせていただきます

葬祭扶助は、原則、金銭給付であります。現
在、一般基準として、一級地及び二級地では、大
人二十万六千円以内が支給されます。

被生活保護者が死亡した場合、住居、施設、病
院等の経営者は、関係のある葬儀業者に委託して
葬儀を行い、紹介料という形で葬儀業者から金銭
を受け取り、葬儀業者は葬祭扶助費を各市町村か
ら受け取る仕組みになっています。被生活保護者
が同居する住居、施設、病院の経営者もしくは関
係者が葬儀業者を経営している場合もあり、より
強固なネットワークが存在します。

被生活保護者は身寄りがいないのが通常であ
り、葬儀の内容や費用をチェックする者が存在し
ないところか、参列者もないことが多くありま
す。そのため、葬儀業者は、正式な葬儀を行わな
いことが常態化しております。葬祭扶助限度額近
くになるように葬祭費用を設定して請求してい
るのが実態であります。

このように、正式な葬儀を行っていないにもか
かわらず、限度額いっぱいまで生活保護費を請求
する葬儀業者がほとんどである実態を踏まえて、厚
生労働省として今後どのように対策を講じていく
のか。

この点については、また私の実家はお寺であ
り、葬儀についてはよく知っているつもりです。

私が論文を書いた平成二十二年時点では、葬祭扶
助費の上限額は二十万六千円以内でした。この金額
でも高く設定されていると考えているところで、
今は二十万六千円と、上限額が五千円引き上げら
れています。その理由も重ねてお答えいただきた
いと思います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、葬祭扶助の限度額でございますけれども、
御指摘のように、一級地または二級地の場合
に二十万六千円以内ということになっておりま
す。これは、東京都におきます区民葬儀の最低料
金あるいは各地域の葬祭料金の実態を踏まえて設
定したものでございます。

そこで、先ほど五千円の増額の御指摘がござい
ましたが、これは平成二十六年四月から増額をい
たしてございまして、具体的には、消費税率が八
%に引き上げられたことに伴う影響を反映させたも
のでございます。いずれにいたしましても、この
限度額は、今後とも、葬祭料金の実態を踏まえま
して適切に設定してまいりたいというふうに考え
ております。

それから、ただいま、生活保護受給者の葬祭
で、葬祭業者が実際の葬祭に要した費用の額を上
回る額を請求するケースが多いという御指摘もい
ただきました。ここにつきましては、実態を踏ま
えて、必要な適正化を図る必要があるだろうとい
うふうに考えております。

具体的には、実際に行われます葬祭の内容に立
ち至っての判断となりますので、福祉事務所の
チェックの実効性なども含めまして、事務に当た
る自治体から実情あるいは意見の聴取を行いなが
ら検討してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○谷川(二)委員 ありがとうございます。

時間が来ましたので質問を終わらせていただき
ますけれども、いろいろと問題を抱えている生活
保護制度、私もしっかりと取り組んでまいります

ので、厚生労働省としてもしっかりと取り組んで
いただきますようにお願い申し上げます。質問
を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、古屋範子君。

○古屋範子委員 おはようございます。公明党の
古屋範子です。

きょうは、私が今抱えております諸課題につ
いて質問をさせていただきます。

まず初めに、がん対策についてお伺いをいたし
ます。

六月一日に、塩崎大臣が御出席になって、がん
サミットが開催されました。私も参加をさせて
いただきました。

一九八一年以来、日本人の死亡原因の第一位が
がんであります。国民の二人に一人ががんになる
という時代であります。

二〇〇六年に、がん対策基本法が成立をいたし
ました。これに向けても、公明党として、がん対
策を国家戦略として、最優先課題として取り組
むべきであるということで、法案の骨子から検討
し、成立をリードしてまいりました。

この中では、特に、緩和ケアの導入ですとか、
あるいは放射線治療、また化学療法法の拡充、がん
登録などを盛り込んだところでございます。

日本人の死因第一位であるがんについて内閣府
がことしの一月に調査したところによりますと、
がんに対しては七四%を超える人が怖いという印
象を持っている。しかし、その反面、受診に行く
となると、なかなか行っていないだけではない。現在、
少しづつ上がってきて、四〇%台でございます。

その受けに行かない理由、受ける時間がないとい
うのが第一位ということでございまして、怖いけ
れども、なかなかその受診に行くまでに至らな
い、忙しいということなんでしょうか。

私たちも、がん検診率の向上に向けてまして、特
に女性特有のがんに関しましては、無料の検診
クーポンの発行、また、二〇一四年からはコー
ル・リコール制度、個別の受診勧奨も取り入れま

して、乳がんなどでは四三・四%という受診率ま
で持っていました。目標の五〇%までもう一
歩というところまで参りました。これも全国の議
員で押し上げていきたいというふうに考えており
ます。

一日のがんサミットの中で、大臣の方から、年
内をめどにがん対策の加速化プランを取りまと
めるよう安倍総理から指示があったということ伺
いました。

この加速化プランの目的また内容についてお伺
いしたいと思います。

○新村政府参考人 お答えいたします。

平成二十四年六月に閣議決定されましたがん対
策推進基本計画に基づき、がん対策を総合的かつ
計画的に推進してきたところでございますが、先
日開催されましたがんサミットにおける安倍総理
からの御指示も受けまして、より一層のがん対策
の強化を図り、国民病であるがんの克服に向けて
取り組みを加速し、ひいては健康寿命をさらに延
ばすということを目的として、がん対策加速化プ
ランを策定することとしているものでございま
す。

塩崎大臣からは、がん対策加速化プランの策定
に当たり、次の三本の柱を中心に検討を進めるよ
う指示を受けております。

一つ目は、がん教育やたばこ対策、あるいは御
指摘のがん検診を含めました早期発見の強化に取
り組むがん予防を進めまして、避けられるがんを
防ぐということ、二つ目は、難治性がん等の研究
の推進に取り組み治療研究を推進し、死亡者数の
減少につなげていくこと、三つ目といたしまして
は、緩和ケア、地域医療、あるいはがん就労と
の問題に取り組み、がんとの共生を進めて、がん
とともに生きることを支援するというものでござ
います。

今後、これらの三本の柱につきまして、具体的
な施策を関係省庁とも連携して検討いたしまし
て、年内をめどに、がん対策加速化プランを策定
してまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 総合的な加速化プランを策定されることになるのかなというふうに思います。ぜひ省庁横断的なしつかりとした意欲的なプランを策定されるよう、期待をしております。

先ほど申しましたように、がん対策基本法が成立をして、はや九年になります。受動喫煙の防止ですとか、また、がん患者の就労の問題あるいはがん教育など、課題があるというふうには思っております。

がん教育につきましても、二〇一四年から全国の学校でモデル事業を行いまして、これも、ぜひとも全国展開をしていきたいというふうにご考えております。この事業を通して、児童生徒が、がんを知っていく、また命の大切さを知っていくということが、ひいては受診率の向上、がん予防にも結びついてくるのではないかとというふうに思います。

また、二〇二〇年にはオリンピック・パラリンピック東京大会がございます。これまでオリンピックを開催してきた都市を見てみますと、その都市あるいはそこを含む国において、やはり受動喫煙防止対策の法整備が進んできております。

我が国はやはりこのところできていないという現状でありまして、二〇二〇年に向けても、このがん対策基本法の改正をまず、議員立法でしたが、進めていきたいというふうにご考えておりますし、特に受動喫煙防止に関しては進めていく必要があるのだというふうにご考えております。塩崎大臣に、がん対策強化の御決意を伺いたいと思います。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 がんサミットへの御参加、ありがとうございます。

先ほど来お話がありましたように、がんは、引き続き、日本では死亡率の第一位。そして、国民の二人に一人は生涯に一度はがんになる、そして三人に一人はがんで亡くなるという現実でございます。

厚生省では、がん対策推進基本計画において、

七十五歳未満の年齢調整死亡率というのを二〇%、この十年間で減少させるという全体目標を設定しております。この取り組みを進めてまいりましたけれども、最新の推計を見ますと、この目標の達成が厳しい見込み、難しいという見込みになってきております。

具体的には、ちよつと特徴を見ますと、最近の十年間は、それまでの十年間と比べますと、子宮頸がんの死亡率の増加が加速傾向にある、乳がんの死亡率は横ばいにとどまっている、それから肺がん、大腸がんの死亡率の、減少傾向ではあるんですけれどもこれが鈍化してきているといった特徴がある。

また、今の、がんの年齢調整死亡率の国際比較をしてみますと、日本というのは主要三十五カ国中五番目で、低いと一応言えるわけでありますけれども、過去二十年間の死亡率の減少を見てみると、減少率は平均、つまりこれはOECDの平均が一四・四%に対して、日本は一一・五%ということで、三十六カ国中二十四番目ということで、死亡率の減少率が平均よりも低いということが言えようかと思っております。

国民病であるがんを克服して、世界に誇れる健康長寿大国を確立するためには、がん対策をさらに加速して大きく前進させていかないとけない、これが急務だというふうにご認識をされているわけでありまして。

そこで、先日のがんサミットにおける総理の御指示を踏まえて、今局長から答弁申し上げたように、がん予防、治療研究、がんとの共生、この三つの柱を大きな柱として、がん対策加速化プランを年内めどに作成するというごにしてありますし、より一層のがん対策の強化、この中には、今のオリンピック・パラリンピックを控えて受動喫煙をどう防止するかというごを法的にどうするかというごを含めて、しつかりと強化を図って、国民のがん対策に対する期待にこたえていかなければならないというふうに思っていますし、このプランに基づいて、さらなるがん対策の充実を図って

てまいりたいというふうに思います。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。大臣を筆頭に、がん対策の強化を進めていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、介護保険の補足給付の厳格化について質問をさせていただきます。

特別養護老人ホームで暮らす高齢者に、居住費、食費、この負担を軽くするという目的で支払われております補足給付、この八月から、基準額を超える預貯金を持つている高齢者を対象にこれを除外していく、支給の要件を厳格化するというごが決まっております。

高齢者の中では、資産を取り崩しながら暮らしている人もあるというごで、資産額にも高齢者によつて非常に大きな差があります。所得は少ないけれども非常に資産が多いという方もいるわけ、一律に低所得者として分厚い社会保険給付を行うというごはある意味不公平だろうという考え方で、経済的に余裕のある方には少し我慢をしていただいて、資産も考慮して負担能力を判断するというごとはやむを得ないというふうに思っています。

この中で、八月一日からの補足給付の申請には、預貯金等が一定以下、具体的には、単身で一千万、夫婦で二千万以下とされております。

先日、若年認知症の御家族の方から御相談がありました。この方の御主人は、五十歳のとき若年認知症を発症した。妻が、五十六歳なんですけれども、非常に病気がちである、収入がゼロというごで、御主人の障害年金と預貯金で生活をしていくけれども、今回の見直しにより、今後どうなるか非常に不安だというお手紙がございました。月々の負担が一気に五万円ふえていくというごであります。

この方はお子さんがいらつしやらないんです、若年認知症の場合、もしお子さんがいらした場合には、教育費などもかかってくるというごなごなご配慮をしなければいけないのではない

か。また、若年認知症で離職した場合には、一時金、退職金などが支払われて、預貯金があるという方もいらつしやるんだらうというふうに思っています。

この若年認知症の方々にしまして、実態をしつかり調査して、それを踏まえて、若年性認知症に配慮した資産要件というごが必要なのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○三浦政府参考人 施設に入所などする場合には、御指摘ございましたとおり、食費、居住費は原則自己負担でございますけれども、所得の低い方の負担軽減を図るため、いわゆる補足給付を支給しているところがございます。

昨年の介護保険制度の改正の中で、補足給付についても、在宅で介護を受ける方との公平を図るというごな観点などから要件の見直しを行うごとしておりまして、本年八月から、施設入所者と別世帯であつても配偶者が課税されている場合や、一定額を超える預貯金などがある場合には、補足給付の対象外とするごとしていただいております。

今回の見直しに当たりましては、二号被保険者、若年の方について、適用を除外するというごな特段の取り扱いをしておりません。それは、補足給付というごは、他の給付とは異なりまして、負担能力に応じた福祉的性格を持つごでございます。負担能力のある方には御負担いただくべきものであるというごで、預貯金の基準は一定の余裕を持つて設定しているごで、幾つかの自治体に二号被保険者の補足給付受給者の状況というごを調査したところ、ほとんど五十代後半からの受給であるというごや、あるいは受給期間も、必ずしも、高齢である一号被保険者の受給者と比較して、著しく長期間となっているごではないというごなごを踏まえたものでございまして。

なお、預貯金額の基準を下回れば、当然補足給付の受給は可能になりますし、また、住宅ローンなどの負債がある場合は、預貯金から控除すると

いうことが可能になっているところでございます。

今後、今回の見直しの施行状況を把握する中で、御指摘の若年性認知症の方の実態についてもよく把握してまいりたいと考えているところでございます。

○古屋(範)委員 引き続き、この補足給付について質問してまいります。

今回の見直しによりまして、世帯分離をしていても、配偶者が住民税課税対象である場合は補足給付の対象外となる。省令で、配偶者が行方不明、あるいはDV被害者の場合に加えて、その他これらに準ずる場合を除くということが盛り込まれております。このような方は、つまり、引き続き対象としていくことであります。

この、その他これらに準ずる場合、DVですとか行方不明に準ずる場合というのはどういうような場合なのか。例えば、経済的なネグレクトに遭っている場合は、配偶者から生活保持義務履行は望めないわけでありまして。こうした場合は、引き続き補足給付の対象とすべきではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○三浦政府参考人 今回の制度の見直しに伴いまして、補足給付の支給要件を見直し、新たに、世帯分離をした配偶者の所得も勘案して、配偶者が課税の場合は支給対象外とすることとしております。これは、配偶者間には、民法上、他の親族間より強い生活保持義務があるというようなことを考慮してのものでございます。

一方で、いわゆるDV防止法に基づく通報があった場合、配偶者が行方不明の場合、あるいはこれらに準ずる場合には、配偶者の所得を勘案することは適当ではないことから、勘案しないということにしているところでございます。

御質問の、これらに準ずる場合ということにつきましては、経済的虐待に当たる場合も含むと考えておりまして、御指摘を踏まえまして、今後速やかに各自治体にその旨を周知してまいりたいと考えております。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕

○古屋(範)委員 経済的な虐待に遭っている場合は補足給付の対象としていくことを確認させていただきました。

次に、難病対策について質問してまいります。慢性疲労症候群、筋痛性脳脊髄炎について質問してまいります。

この患者は、推定で全国で二十四万から三十万とも言われております。その発症の原因というものはわかっておりませんが、患者のQOLを著しく低下させる病気でございます。

厚生労働省は、昨年の秋からことしの一月にかけて、初めて重症患者の実態調査を行われました。患者の三割が寝たきり、それに近い重症であるということがわかりました。家事、通院だけで動けなくなったり、また寝込んだりしてしまうというところで、家事の後症状が悪化する人が九四％に達している。また、重症者の九六％が通院後は寝込んでいくというところであります。

私は、NPO法人筋痛性脳脊髄炎の会の篠原理事長にお会いをいたしまして、患者の厳しい生活実態というものを伺いました。

この四月、院内集会では、新たな治療法として着目されております和温療法、体を温めていく療法のようなんですが、温熱療法が症状の緩和に有効である、この治療を早期に受けるほど回復率が高い。また、昨年の国際温泉気候学会では、温熱療法を行った患者九人のうち七人が改善をされているということが報告をされております。

今回の調査で、約三割が重症だということがわかり、日常生活の困難度も非常に顕著であるということがわかりました。支援が必要だということふうに思います。

客観的診断基準の確立に向け、さらに取り組みを加速化していただきたい。そして、難病対策の助成対象、指定難病としていただきたいというふうに考えます。また、この和温療法について、治療のエビデンス、検証を構築するための研究事業も行っていたいただきたいというふうに思います。

これについてお伺いをいたします。

○新村政府参考人 お答えいたします。

難病法の指定難病は、希少性について、人口のおおむね〇・一％程度に達しないこと、それから、対象疾病の範囲を明確にするため、客観的な指標に基づく診断基準が確立されていることなどの要件を満たすことが必要でございます。

御指摘の慢性疲労症候群については、患者数が二十ないし三十万人程度と言われ、人口の〇・二％程度であるということ、それから、自覚症状に基づいた診断方法がとられておりまして、客観的な指標に基づく診断基準が確立していないことから、現時点では、指定難病の対象として検討する段階には至っていないと考えております。

しかしながら、慢性疲労症候群の患者さんにとりまして、正しく診断がなされ、適切な治療を受けられるようにすることが重要であると考えておりまして、現在、日本医療研究開発機構の研究班におきまして、客観的な指標に基づく診断基準の作成を目指した研究を進めるとともに、今年度から新たに治療ガイドラインを策定するための研究も開始したところでございます。

患者様のQOLを高めるために、御指摘のありました和温療法も含め、さまざまな治療方法につきましてその有効性等を検証しているところでございます。そして、それらを集約して、治療ガイドラインとして整備していくという研究を推進していきたいと考えております。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十五分間質問させていただきます。

きょうは、私、玉本議員、岡本議員、漏れた年金問題について質問をさせていただきますが、その前に、塩崎大臣がきょう発表されました働き方改革推進チームということで、厚生労働省では、過重労働等撲滅チーム、長時間労働削減推進チームをつくって、七月七日に第一回の会合をされる。

長時間労働、過重労働を撲滅するということは、私は、すばらしいことでありますからぜひ進めていただきたいと思っております。

しかし、私は非常に違和感を感じるんですね。なぜならば、この国会に厚生労働省が提出している残業代ゼロ法案、労基法の改正については、過労死の御家族の方々を含め、長時間労働を助長する、逆に、最大の残業の歯どめである残業代をなくしたら過労死がふえる、過労死促進法ではないか、そういう強い強い批判が出ているんです。

民間の方々に対しては長時間労働を助長する法案を出しておきながら、厚生労働省は長時間労働の是正をする。

繰り返しますが、厚生労働省のみならず国家公務員の方々も、長時間労働を是正すべきだということに私も思います。しかし、それだったら、民間の方々も長時間労働を是正する、そのことを当然やるべきです。その意味では、今回の残業代ゼロ法案というのは私は撤回すべきだと思っております。少なくともこの国会ではもう審議入りを断念する、それが当然の筋だと思っておりますが、塩崎大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 私ども厚生労働省の中に置いております長時間労働を削減していこうという推進本部は、厚労省の中の長時間労働を削減していこうということだけではもちろんなくて、メインは、日本じゅうの長時間労働を減らしていこう、これが我々の今やっている運動でございます。

今度つくることになったのは、これから、マタハラ、セクハラ等々、女性の抱える問題も含めて幅広くやっていくこと、今回新たに本部をつくったということでありまして、事務次官をヘッドにしてやるということでございますので、そこところは一つ御指摘をさせていただきますというふうに思います。

それと、年金は漏れたのではなくて、年金情報漏れたということを改めて指摘しておきたいと思っております。

労働基準法の改正の問題について、御指摘と御

質問がございました。

これについては、今回御提起を申し上げている労働基準法の改正は、さまざまな働き方改革の要素が入っております。

例えば休暇のとり方についても、今までは手挙げ方式でやってきたのを、今度は使用者側が、五日間、むしろ指定をしていくことになる画期的なバラタイムシフト、休みのとり方というか、そういうことも入っています。

それから、中小企業の中で割増賃金についての特例を設けておりましたけれども、これについても大企業並みにしていくということで、中小企業で働いていらっしゃる方々、特に運送関係の方々についていろいろなお話が指摘をされてまいりましたけれども、これについても、やはり長時間労働はよくないということで、大企業も中小企業も働く人は同じだ、こういう発想でもってやるということでもございます。

そういう中で、裁量労働制の改革で、高度プロフェッショナル制度という新しい制度を御提起申し上げていきますけれども、決してこれは、働き方としてやはり健康重視という基本線は何ら変わっていないどころか、むしろそこに力点を置きながら、しかし一方で、働き方の選択肢の一つとして、能力を生かせるような、限定的な方々に限るわけでありますけれども、力をより発揮しやすくするために、柔軟性を持った新しい働き方を設けよう、しかし同時に健康確保は図っていくということでございますので、御提起を申し上げている法案についても、しっかりと今国会で御審議をいただいて成立を図っていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

○山井委員 いや、これは明らかに矛盾です。プロジェクトチームで長時間労働、過重労働を撲滅すると言いつながら、出してくる法律で、成立したいと言っているのが、長時間労働や過労死をふやすという批判が出ている法律を通す。やっていることと言っていることが違うじゃないですか。

塩崎大臣、では、厚生労働省の役人さんみんな

な残業代ゼロにしたらいじゃないですか。今回の残業代ゼロ法案、労基法の改正、厚生労働省の職員の皆さんも対象になっているんですか。そんなにいい取り組みだったら、まず率先して厚生労働省の職員の方が残業代ゼロにすればいいじゃないですか。それで本当に労働時間が減るんだつたら、まず実験は厚生労働省でやっただけいいじゃないですか。

これをやったら過労死がふえる、そういう心配があるということで、反対論が非常に強いんです。やってみて、人が死んだ、失敗だったでは済まないんですよ。

今回の残業代ゼロ法案、厚生労働省の職員の方々は対象に入っているんですか。

○塩崎国務大臣 公務員は労働基準法の対象外であるということ、それと、やはり公務員というのは、働く人の自由で全部やるというわけにはいかないお仕事がたくさんあって、危機管理をしないといけないということもありますので、それは少し議論が混同しているというふうに思います。

残業代ゼロというお言葉でございませうけれども、それは報道ベースのお話であって、そんなことを申し上げているわけではなくて、残業代はむしろ込みで、年俸ベースで物事を考える、そういう発想であって、それもごくごく限定的に、一千七十五万円以上の年収の方、中でも希望される方というように形で、限定に限定を重ねていくということでありますので、全雇用者のせいぜい一割台ぐらいの方が対象となるのではないかと聞かれている、これはやってみたいとわかりませんが、いずれにしても、一千万円以上年収がある方は約四割で、一・五割は経営者側でありますので、これは対象外ということであれば、二割そこそこでありますから、どう考えても一割台ぐらいかなというふうに我々は推測している人たちが対象で、なおかつ、その中で希望される方々というところであります、大変、我々としては限定的にこの制度を導入する。

しかし、やはり新しい時代、世界の中で活躍する方が、より力を目いっぱい発揮できるような働き方として、健康に最大限留意をしながら、今までのいわゆる労働基準法の時間規制の適用外ということで扱っていただけないかということでありますので、審議をしていただく中でしっかりと中身を御議論いただきたいというふうに思います。

○山井委員 こういうのを私は官尊民卑と言いたいと思います。労基法の対象に公務員は入っていない、それだったら、そんなにいい残業代ゼロ法案だったら入れたいじゃないですか。修正して、出し直してください。まずは公務員の方々に残業代ゼロにする、そういう法案をぜひ先にやって実験してみてください。

例えば、私の友人は、今回の法案に入っている裁量労働制の拡大で、この四月から裁量労働制をやってくれと言われて、断り切れなくて年収が百万円下がりましたよ。三百万人の営業職の方々に今後拡大するという裁量労働制、これは年収要件も年齢要件も入っていませんよ。そういうこともこの残業代ゼロ法案には入っているわけです。だから、残業代ゼロということに関して改めてお伺いします。そんなにすばらしい法案だったら、厚生労働省の方々も対象にする、それもぜひ含めて法案を出し直してください。なぜ、そんなにすばらしい、いい働き方だったら、厚生労働省の職員の方々をまず最初に対象にしないんですか。

○塩崎国務大臣 先ほど来申し上げているように、公務員は労働基準法の対象外であります。

もう一つは、さっき申し上げたわけでありませうけれども、先生も政権を担当されて厚労省にも政務三役としておられた経験があるから、よくわかった上で今おっしゃっているんだろと思いますが、応招義務というのが公務員にありますから、自然災害が起きた、あるいは感染症のパンデミックが起きた、そういうときには、みずからの希望と関係なく出てきていただかなければ国民のために働くことはできない。

けでありますから、それを、休むときには休むんだといって出てこなかったら、誰が国民の生命と財産を守るのかということになるわけでありますので、それは少し議論としては広げ過ぎかなという感じをいたすわけでございます。

やはりこれは公務員を念頭に入れているわけではない、民間からの希望があつてこういう形でお応えをすることでもあり、そして、大きなアベノミクスの改革の中の、働き方の多様化を図る、そのことによって日本の経済を活性化して、そしてそのことが、財政もそれから社会保障の改革もできるようになるんだ、こういうことで私どもは今回の成長戦略も骨太方針も決めているわけでありまして、そういう大きなフレームワークの中で働き方改革という位置づけでぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

○山井委員 私は、日本じゅうの民間の方々は、今の答弁を聞いたと怒ると思いますよ。

公務員は公務員で重要な仕事ですよ。でも、民間の方々も、ノルマがあつたり、重要な仕事で、帰りたいと思つたら簡単に帰れる、そんな仕事は皆さんされていませんよ。もしかしたら公務員よりももっとハードに、もっと厳しいノルマで、もっと責任感を持ってやっておられる民間の方々は私はいつぱいおられると思いますよ。

さらに、今回の法案に入っている裁量労働制の拡大、三百万人の営業職、営業職の方々なんかは、ノルマ、ノルマがあつて、本当に大変な思いをされているんですよ。晩でも顧客に呼ばれたら当然行く、土日でも行く。それが、裁量労働制でやったら残業にもなかなかカウントされない。あげくの果てに過労死をしても、それは労働時間としてカウントされないから、過労死にすら認定されない。

そういう大変過酷な今の現状を助長する法案を出しておきながら、公務員は大切な仕事をやっていきますからその改正には含めませんとか、本当に私は、そういう官尊民卑の考え方はぜひやめていただきたいと思います。

それでは、そのことも絡むんです、今回のこの漏れた年金問題。

私はなぜ漏れた年金と言っているかというところ、実際、既に郵送料は百万通で一億円かかっている。この一億円は、国民の年金保険料でしよう、あるいは税金でしよう。実際、国民の負担。年金保険料だったら、年金給付が下がるではありませんか。

そこで、水島理事長にお伺いしたいと思えます。

コールセンター、この六月一カ月間、今回の漏れた年金問題に関して電話相談を受けられたと思うんですが、これは千人体制で何日間ぐらいおこなったんですか。

○水島参考人 六月一日に設置をいたしました、六月三日から千人体制にいたしておりますが、千人体制で全部を使うということではございませんで、既存のコールセンターの運営もしながら弾力的に運営をいたしておりますので、千人体制が何日かという意味では、ちょっと手元にデータがございません。

○山井委員 いや、これは質問通告もしているでしょう、どういう体制でやっておったのかということ。

何日ですか、教えてください。シンプルファクトじゃないですか。教えてください。とめてください、質問通告もしているんだから。ちょっと、とめてください。シンプルファクトじゃないですか、千人体制が何日かなんで。

○水島参考人 コールセンターの体制としては、千人体制で毎日運営をいたしております。

○山井委員 ということは、一カ月間やったということですか。確認です。

○水島参考人 そのとおりでございます。

○山井委員 この四ページ目に業務委託契約書があります。この積算をしていきますと、月にすると約八億円ということになります。五ページ、連舫議員の議事録にも、その試算は月にすると八億円。

ということは、千人体制で一カ月やったということは約八億円の費用がかかっているということでしょうか、水島理事長。単純計算、機械的に計算したらそうなりますから。

○水島参考人 コールセンターの直近の経費といましては三億強でございます。

○山井委員 一カ月で三億強ということでしょうか。いいですね。

ということは、郵送料百万通分一億円、コールセンター三億円、今四億円かかっているわけですね。今後また百万人に年金手帳を送られるわけですね。ここに年金手帳。

御存じのように、年金手帳を送るのは大変なんです。水島理事長、通告しておりますが、この年金手帳を一つつくるのに単価として大体幾らぐらいかかるんですか。

○水島参考人 一冊当たりの単価は十二・五円でございます。

○山井委員 十二・五円で百万通ですから、千二百五十万円ということになるかと思えます。

ところで、今回、簡易書留で百万通送るとおっしゃっているんですね、簡易書留。おわび状が入るんでしょう。おわび状と年金手帳。

郵便局へ行つて私は調べてきました。三十、五グラムです。九十二円に、簡易書留代三百十円、合わせて四百二十二円。一通四百二十二円。水島理事長、百万通出すということは約四億四千万円。これは作業代とか抜きです。当然、印刷代とかも抜きですよ。これは、百万通、新たな年金手帳を九月に送るのに約四億四千万円ということでしょうか。

○水島参考人 おおむねそのとおりだということに思っております。

○山井委員 ということは、コールセンター三億円、郵送料、既に送ったおわび状で一億円、そして今後、年金手帳で四億円、八億円。

さらに、一番でかいのは、百万人分の年金番号を要するわけですね。それで、変えた年金番号は古いのもひもづけする、二つの年金番号を管理

していく。このシステム改修、これは億という単位じゃないと思えます。二桁ぐらいの億じゃないですか。幾らぐらいかかるんですか、水島理事長。

○水島参考人 現在、できるだけ経費のかからないシステムで対応できないかということを検討いたしております、できれば既存のシステムを活用したいというふうに考えております。

そういうことも含めまして、現状ではちょっと、幾らぐらいであるかということについては、まだ手元に数字がございません。

○山井委員 これもかなりの額がかかりますし、何よりも、この方々は、百万人は、今後二つの年金番号を持たねばならなくなってきますから、すごい不便になります。

ところで、一万五千中、四情報の人に送ったらか、宛先が不明ということに戻ってしまいましたか。そのパーセンテージは何%でしたか。

○水島参考人 四情報の方にいたしましたのは、六月三日、四日におわび状をお送りいたしておりますが、未送達として現在戻っております件数は二百四十三件でございます。全体の約一・六%ということになります。

○山井委員 ということは、今後百万件送るといふことは、一・六%を掛けたら、この年金手帳を送ったとしても、恐らく単純計算でいくと一万六千人には届かないということになると思えますが、推計ですけれども、機械的に考えたらそうだと思います。

その推計でいいのかということ、その方々には新しい年金番号をどうやってお知らせするんですか。

○水島参考人 まず、今お送り申し上げております未送達になって私どもに返送されてきておりますものに関しましては、私ども、住所を幾つか持っております。その住所、今お送りいたしました住所以外の住所でお送りをするというような手配をいたします。それによつてできるだけ、その他、今未送達になっております要因というのはい

ろいろございますけれども、最終的に未送達として残る割合というのは、この二百四十三件をかなり下回るのはないかと思っております。

その上でございますが、基礎年金番号の変更に関しましては、その未送達になった方々に関しましては当面お送りをいたしません。送達できた、おわび状が届いた方に基礎年金番号の変更はいたします。

ただし、おわび状が届いたということとおわび状がお手元に渡ったということは、必ずしも一致をしないというケースもあるかも知れません。したがって、先ほどの御指摘のとおり、御本人にお渡しできますように簡易書留でお送りしたいというふうに思っております。

したがって、おわび状の未送達になった方々にプラスアルファの方々は基礎年金番号を変更しない。ただし、当面変更しないということについて全て記録にとどめまして、お客様と接触ができましたときに御案内をして変更させていただきますという手続にいたしたいと思っております。それから、恐縮でございますが、一点申し忘れました。その間に、未送達になった方々に関しましては、原則として訪問をさせていただいて、現在の状況について確認をさせていただきたいと思

います。したがって、できるだけ御本人に渡るといふことの最大限の努力を行った上で対応してまいりたいというふうに考えております。

○山井委員 一万六千人戸別訪問といっても、これは本場に、ただでさえ年金事務所の現場は人手不足、それこそ非正規の方も多くて、大変な現場なんです。それをまた、今回の日本年金機構と厚生労働省のミスによつて一万六千人も戸別訪問させられる。さらに、そのみならず、一万六千人の方々は新しい年金番号になったことすら気づかない。これは本場に年金不安がますます高まってくるわけですね。

これは、先ほど言ったように、郵送料一億円、コールセンター三億円、さらに新たに今回の百万

人の郵送料四億円で八億円以上、それにシステム改修費も入ってくるわけです。

○塩崎大臣、この八億円は、少なくともですけれども、もつと膨れ上がると思うんですが、財源はどこから来るんですか。

○塩崎国務大臣、今鋭意お呼びを申し上げ、そして、追って基礎年金番号をお届けするということを努力していくわけでありまして、確かに不測の支出がかかっているということは事実でございますが、この財源につきましては、もう何度も御答弁申し上げているように、一体なぜこういうことが起きたのかということを含め、しっかりとした検証を経た上で決断をしていかなければいけないんじゃないかということは何度も申し上げてまいったところでございます。

これについては、今までの税財源と保険料財源のデマケがあるわけでありまして、よく検証した上で、どうすべきかということを整理して、検討していかなければならないというふうに考えているところでございますので、今回、特に第三者の検証委員会でしたらとした検証を厳しくやっていただく中でその責任の所在を明らかにし、それに応じて、この財源のあり方ということも同時に考えていくべきだというふうに考えているところでございます。

○山井委員、ということは、年金保険料が使われる可能性があるとことですね。これは後ほど玉木議員も質問されますが、今までの区分でいけば、これは年金保険料になる可能性大ですよ。ということは、何ですか、厚生労働省と日本年金機構が失策して、八億円なり、今後どんどん膨らむ対策費、年金保険料から使ったたら、年金給付が減るということじゃないですか。年金は漏れていないと言えども、どんどん漏れていくじゃないですか。年金給付が減るじゃないですか。

○塩崎大臣、これは年金保険料を使うということとは絶対ないんですか。可能性はあるんだしたら、その分、年金給付に充てられる年金がその八億円

なり数十億円減っていくということになりますか、いかがですか。

○塩崎国務大臣、これは参議院の参考人招致でもお話をいただいたわけでありまして、今、今回、大規模な、標的型メール攻撃を受けて実際に個人情報流出するという初めての日本での事実、特に政府の中ではまず、事実だということをごいまして、先ほど来申し上げているように、何が本当にこういう事態を招くことになってしまったのかということの徹底検証していく中で、おのずとこの財源のあり方については答えが出てくるというふうに思いますので、今、それがどういふことになるかということを持論を持って申し上げるというのはいずれも賢明ではないんじゃないかというふうに思います。

○山井委員、これは保険料になる可能性が高いです、もし保険料でなくとも、国民の税金ですよ。国民負担じゃないですか。

国民にこれだけの損害を与えておきながら、今出ている実損だけで八億円ですよ。でも、これからどんどんどんどん広がりますよ。努力にしても、一万六千人の戸別訪問の人員費、これは幾らかかるんですか。さらに、国民の不安はどれだけのものなんですか。さらに、年金に対する信頼の失墜。それだけのことをしておきながら、この一カ月、誰も責任をとっていない。

六月末に支給された賞与、ボーナス、水島理事長、二百二十五万円返上しておられます。日本年金機構、合計十人の理事の方、千八百万円返上されておられます。

水島理事長、なぜ受け取られなかったんですか。

○水島参考人、現在、保留をいたしておるということをごいまして、理事全員に対して、今回の賞与にしましては支払いを保留いたしております。

これは、かかる事態を招きましたことに関しまして、私どもとして大変重い責任があるというふうに考えております。検証委員会での御検証並び

に私どもの委員会でも検証してまいります、そのような検証を踏まえて、最終的に処分を決めていこうというふうに考えているところでござい

○山井委員、責任を感じて受け取られなかった、保留にされた。やはり責任を感じられたわけですよ。元銀行の副頭取もされていて。私は別に賞与だけが全ての責任のとり方だとは全く思いません。基本的には、その八億円、はつきり言いまして厚生労働省と日本年金機構で責任を持って払ってほしいですよ、この損失額は。ただ、まあそこまでは言えませんが、受け取られなかった。

でも、水島理事長、保留されているということですが、検証結果が出た上で、やはり全額受け取りますということはあるんですか。

○水島参考人、基本的に、少なくとも私に関しては、ないと思っております。

○山井委員、私も、水島理事長という方は今から本当に御苦労されてきて、社保庁で、大変な組織であったところの立て直しのために本当に私は頑張ったところだと思っております。そういう方、こういう質問をするのは私は非常につらいです。つらいですけれども、国民の年金に対する信頼を回復するためにははじめをつけていかねばならないと思うんです。

水島理事長、もう今、全額受け取ることはないとおっしゃったわけですから、賞与二百二十五万円ですけれども、きっぱりと返上されるとおっしゃったわけですか。

○水島参考人、もちろん、私も、理事九名おります。したがって、本来、その責任に関しましては、検証委員会の検証結果も踏まえながら、きちんとした考え方といえますが理屈に沿って対処してまいりたいというふうに考えていますので、それを踏まえて行く、適切に行うということでございます。

○山井委員、ということは、幾ら返納するかという額を今後検討されるんだと理解しました。

私もこういう質問はしたくないんですが、検証委員会でも引き延ばしをされるということ自体が国民の不満をおおっているわけです。

○塩崎大臣、水島理事長は受け取っておられないんです。なぜ塩崎大臣は受け取ったのか。前回も言いましたが、消えた年金のときには、当時の柳沢厚労大臣は賞与全額返納しているんです。

先日の答弁で塩崎大臣は、今回は実損、実害は出ていないとおっしゃいましたが、八億円も出ていないじゃないですか、実際、公費、保険料が使われるじゃないですか、少なくとも八億円も。一万六千人も戸別訪問せねばならない。その日本年金機構の監督の最高責任者は塩崎大臣じゃないですか。

水島理事長でさえ受け取っていない。柳沢さんも、消えた年金の全容が全く解明されていない時点で全額返納しているんですよ。なぜ、塩崎大臣、返納しないんですか。

○塩崎国務大臣、政務官をおやりになった山井先生は多分わかって言っておられるんだらうと思いますが、国家公務員の場合には、支給を保留するということができる場合とできない場合というのは明確になっておまして、一般職の職員の給与に関する法律……(山井委員)それはわかっていまして「呼ぶ」わかっていなければそういう質問はしないはずでありまして、限定的に、例えば刑事事件に……(山井委員)だから返納しろと言っているでしよう」と呼ぶ。

○渡辺委員長、発言は委員長の許可を得てからお願います。(山井委員)「返納しろ」という質問じゃないですか」と呼ぶ)ちょっと静かにしてください。

はい、どうぞ。
○塩崎国務大臣、法律上、法律というのは今申し上げた一般職の職員の給与に関する法律でございますが、刑事事件に関して起訴されるとか、あるいは判決が確定していない場合などを除いて、賞与の支給を保留することはできないということが定められています。法律です、これは。

その上で、先ほどの柳沢大臣のときの話は、申し上げたように、あのときは五千万円の年金記録の言つてみれば行方がわからないという問題で、結果としても三千万円が回復をされ、二千万円残つて、その間に二・二兆円の年金が回復をされたということ、そういう意味で、このことについて反省をしなきゃいけないことは非常に大きかつたわけでありました。したがつて、私が官房長官のときに、これは明らかに実損が行つてゐることが明白であるわけでありまして、そのことについては、気持ちでもいから、全員、社会保険庁の職員も返すべきじゃないかということ提議して、柳沢大臣に御決断をいただいたということでもあります。

今回の事案は、日本年金機構は、御存じのように、二〇一〇年の一月一日、長妻大臣、山井政務官のときにスタートした組織でございます。そのシステムについても歴史のあるシステムが続いてきて、三年弱ぐらいが民主党政権、その後、我々安倍政権。ですから、いずれもこれは責任があつて、今回間違ひなく個人情報流出をした、このことについての責任は免れないというふうに思います。

しかし、なぜこういうことが起きたのかということは、やはり深く分析をして、検証して、それも自分たちの検証だけではなくて、第三者に徹底的に見ていただいた上でこの原因を究明し、再発防止を考えた上で、この責任についてのあり方というものを謙虚に考えていこうということを申し上げてゐるので、今、検証が、当事者の検証はもちろんでありますけれども、第三者委員会たる検証委員会でも御議論もいただいでいる中でありますので、それらを踏まえた上で、しっかりと謙虚な気持ちになつてこの責任のあり方ということについて決断をしてまいりたいというふうに思います。

○渡辺委員長 既に持ち時間が経過しておりますので、質疑は終了をお願いいたします。

○山井委員 大臣、四分間も答弁しているじゃないですか。

もう質問はしませんよ、最後に締めくくらせていただきますが、本当に往生際が悪いというのか、やはり私、恥ずかしいのかと思うんですね。今回は実損が出てゐるんですよ、既に八億円も私も政務官をやりました。私が政務官だったら、即返納していますよ、それは。

これは、最初の残業代ゼロ法案もそうすけれども、いかに塩崎大臣が……

○渡辺委員長 山井君、もう既に終了しておりますので、質疑は終了してください。

○山井委員 民間の感覚がないかということを感じました。

民間の企業だったら、これだけの八億円以上の損害を与えて、百一万人の年金情報を漏らして、その責任者が一カ月たつても責任を全くとらない、こんなことはあり得ない。国民に対して申しわけないという気持ちがないんですか。本当に、民間企業だったら会社は倒産、社長は首になつてゐる、余りにもいいかげん過ぎるということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。

山井委員に引き続きまして、質問させていただきます。

今、対策費の財源の問題が出ましたので、この点について私も質問したいと思いますが、これは財政当局に伺いたいと思います。

私の理解では、税金が保険料か、いずれかで対応せざるを得ないと思うんですが、まずお伺いしたいのは、既定経費、今、進行年度の予算がありますけれども、これは当然、今回の事案の発生を予測せずに編成された予算だと思ひます。ですから、財務省にお伺いしたいんですけれども、新たな予算措置、例えば補正予算であるとか予備費であるとか、あるいは来年度の予算も視野に入つてくると思いますが、いずれにせよ、新たな予算措置を講じない限り、今年度、これらの新たな追加的な需要、エクストラな支出を税金で賄うことは

できないと思うんですけれども、その点、お答えください。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、国会で議決をいただいた予算の範囲内でしか政府としては予算執行できませんので、当然、こういうことがあつて必要な経費があれば、一方で、執行の面で節約といったことも努力することは努力をいたしますが、最終的に、国会で議決をいただいた予算の範囲内でしか予算は執行できないということでございます。

○玉木委員 運営費交付金の算定根拠は、それだけに財政当局も厳しく査定をしてやっておられると思うので、少なくとも、去年の年末あるいは去年の八月末以降の概算要求からの査定過程の中では、今回の事案は入つていないのは明確であります。

ですから、特段の予算措置を講じない限り、これは原則保険料で対応すべき。ただ、一つだけ例外があつて、今、太田次長からも話がありました。何か既定経費の節約ですね。これは人件費も含めての話だと思ひますが、そういうことで財源を何か出せば、原資が税金だったことを結果として割り当てることはできると思ひますけれども、今年度の進行年度においては、基本的にはこれは保険料の支出にならざるを得ないのではないかなというふうに思つております。

そこで、私が質問したいのは、最大どれぐらいこの対策費が今年度において生じ得るのかなという点について質問したいと思ひます。

今、百二十五万件、人数にして約百万人、これに対して、手紙を送る、さまざまな対応策がとられていますが、前に理事長からもお話があつたように、広がる可能性は否定できない。潜在的に最大どこまで広がっていくのかという被害の最大額と、それに伴う対策費の最大見積もりという数字が出てくると思ひます。これが今どれぐらいと見積もつておられるのか、このことについて教えてください。

○水島参考人 これは、前回御答弁させていただきました。

いたのと変わらないという状況で甚だ申しわけございませんが、確かに幾つかの点で数字が固まつてきておりますが、まだまだこれからどのような経費が出ていくかということについて見通せない部分もございまして、現在では、幾らぐらいかということについてはお答えできかねるという状況でございます。

○玉木委員 私もこの委員会でも何度か質問させていただきました。同じ質問をさせてもらいましたけれども、きょうも同じ答えをいただきました。

私は何を心配しているかというと、仮に対策費が、これは単に手紙を送るということじゃなくて、多分、そろそろ我々は本質的な問題にしっかりと向き合つていかないといけないのは、今のセキュリティシステムだけでは同じようなことが再び発生してしまうのではないのか。

もちろん、今回いろいろ、例えば係長さんが出てきて、ヒューマンエラー的なことがあつたことも私はこれは認めるべきだと思ひます。これは後に検証委員会でも出てくると思ひますが、それとも外からのいわゆる標的型メールということに対しての脆弱性というのがシステムそのものにあつて、そのことを根本から直すためには相当の予算措置も必要ではないかな。

そうなると、役所の世界では要求なければ査定なしでございますので、必要な対策費を早目に算定して、大臣も御存じのとおり、八末には概算要求の締め切りが参ります。そうすると、何が原因で、その原因に基づいて、二度と同じことを起こさない、あるいは発生した事象に対して対策を打つためには、およそこれぐらいの予算が必要だろうというところを見積もらないと、八月末の概算要求に間に合わない。

逆に言うと、概算要求、つまり、一般会計に御迷惑を一切かけずに組織のなかだけで処理するんだ、そういう判断と評価がどこかであるのであれば、一般会計の予算編成については頭に入れないでもいいと思ひます。

ただ、この季節になつてくると、そろそろ概算

要求基準として概算要求の締め切りなどというところが、当然、役所あるいは政府関係者の頭には入ってきますから、いつまでも、結果が出ないはない、あるいは検証中でございますというの、私は、そろそろ予算編成のプロセスとかを考えてもちよつと限界にきているのではないかなというふうに思います。

それでは、質問申し上げますけれども、先ほども大臣から話がありました、検証委員会、いつまでに検証結果を出す、あるいは中間報告的なことを少なくとも出す、今のスケジュールを教えてください。

○塩崎国務大臣 これは、何度も御答弁申し上げているとおり、今回我々が検証をお願いする際に申し上げたことは二点であつて、徹底的に究明をしてほしい、徹底的に対策を考えてほしいということ、やはり事年金でありますから、国民の年金に対する信頼回復のためにもスピードが大事だということを申し上げております。

それが私どもからお願ひをしたことで、今回の、今お話があつたように、やはり質的な転換をしなければならぬような問題が起きているということを考えてみると、かなり深い、そして広い検証をしていただかなきゃいけないということで、一定程度の時間がかかるのはやむを得ないということでもあります。

今、表面的には二回正式な会合を開いていますけれども、インフォーマルな会合は何度もやり、かなりヒアリングなどが進んでいるというふう聞いておりますので、その中から出てきている事の広がりや深みというものを考えると、かなり時間がかかることもあり得るわけですが、おのずとやはり我々としては限界があり、今先生御指摘のとおり、概算要求というのが当然あつて、

しかし一方で、今回のことを全て、標的型メー攻撃だからということだけで済ませるような話では恐らくないだろうと思うんです。つまり、そうでなくとも、防ぎ得たことは何なのか、つまり、やるべきことでやつていなかったことは何な

のかということもあるわけでありまして、そこはやはりきつちりと検証していただいた上で、私たちは、今先生の御指摘のとおり、概算要求にはやはりある程度間に合うように、事項要求というものがあるかも知れませんが、いずれにしても、そこまでする形でできるものではないかなという思いを持って、今、検証を待つていかなうこととさせていただきます。

○玉木委員 きよう、検証委員会の委員長さんあるいは事務局長さんに来ていただいて、今どれくらいペースで、それは中身は言えないことはいっぱいあると思うんですが、大体これくらいに報告をしようというふうなことをお伺いしようと思つて参考人としてお呼びをしたんですが、呼んでいただけないということ、これはぜひ来ていただかないと、国民の年金保険料、そしてまた今度税金もかわつてくるような話の根っこになる検証をされておられるので、最低限、やはり国会に対しても説明できる範囲で説明をいただかないと、全く出席しないというのは私は理解に苦しみます。

ですから、これはまた大臣からも、最低限の説明責任を果たすようなことも含めて、きちんと検証委員会あるいは事務局にも言つていただきたというふうなふうに思ふんですね。

これは本日は検証委員会の委員長さんあるいは事務局長さんに聞きたかつたんですが、この委員会でありましてけれども、三つ聞きます。

運営規則というのはそもそもあるのかないのか。会議の招集権者は誰なのか。そして、委員会の資料徴求、報告徴求に基づいて、それに厚生労働省あるいは機構は応える義務を課しているのか。この基礎的な、検証していくフレームワークについてどうなつていのか、そのことについて教えてください。委員長がいないので、所管大臣の大臣からお願ひします。

○塩崎国務大臣 きよう、委員長と事務局長にぜひ話を聞きたいという御要望があつたことは私も聞いております。それについては、委員会がお決

めになることとさせていただきますので私から云々することではございませんけれども、我々としては、まず、検証委員会の進め方とかあるいは内容などについて説明を国会の場でしていただくというのは、今後の検証作業に影響を与えるおそれがあるのではないかとこのことを考えております。

運営規則についての話が今御質問でございます。運営規則については、検証委員会においては議事とかあるいは資料は非公開とするということを決めておつて、運営規則もあると私は聞いておりますけれども、公表はしないというのが委員会の決定だということに聞いております。

それから、応招義務のお話がありました。これは機構や年金局などに対しての応招義務のことかと思ひますけれども、特に明示的にしているというふうには聞いておりません。していないと私も理解をしておりますが、今のところ、何ら問題があるというふうには聞いておりませんで、誠実に、機構も、あるいはその他のところも、年金局なども応えているというふうに聞いていますところでございます。

当然、招集権者は委員長でございます。

○玉木委員 では、当然、招集権者が委員長ということを決めた規則はあるというわけですね。今、大臣、あると聞いているという答弁だったんですが、まず、応招義務に應じる必要はないということも、多分書いていないからそうだと思います。すし、招集権者が委員長ということも、それを定めた会議運営規則があるということよろしいんですね。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、あると聞いております。

○玉木委員 聞いておりますというのは、大臣が願ひしてつくれた検証委員会なので、どういふルールで運営されるかについては、全部私に見せろとは言いませんけれども、それは担当大臣はやはり確認する必要があるんじゃないですか。その存在の有無さえ明確に大臣が認識しておられないような検証委員会で検証が進んでいるというの

は、ちよつと問題ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 さつき申し上げたように、非公開ということ委員会自体が決めておりまして、この規則についても、そのようになっております。

私ももちろん見ておりますけれども、委員会で決めていますし、私はその場には行っていませんから、独立性を持った第三者委員会ということで、我々、私も責任が問われる立場で、まないたの上のこいでありまして、こいが一緒にいるというわけにはいかないこととさせていただきます。

○玉木委員 私はそういうことを申し上げているのではなくて、非公開であるということを決めた規則が存在しているかどうかということをお聞きしたので、今、非公開というふうにおつしやつたのは、そのことを明確に定めた会議運営規則があるということですね。

○塩崎国務大臣 非公開というふうに決めております。(発言する者あり)

○渡辺委員長 塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 さつき申し上げたとおりであつて、議事及び資料は非公開とするということも書面で決めております。

○玉木委員 それは、その書面というのは規則とは別に存在する書面ですか。

○塩崎国務大臣 議事運営についてということ、規程とはまた別に定めているというふうな理解をしていただきたと思います。

○玉木委員 ちよつと、別々に定めているのはよくわからないです。普通、会議をやるときは会議運営規則というのがあつて、いろいろな審議会とか分科会もそうですけれども、大体決めますよね。書いてあるし、ただ事務は内閣官房がつかさどるとか、そういうのも全部決めて、一連のフォーマットでいろいろなこういう委員会とか検証委員会、審議会を動かすというのがおおよそ通例だと思ふんですけれども、そのことがないような組織の中で運営が行われているということなんで

すかね。

委員長、そうしたら、出せないところもあると思うんですが、機微なところは黒塗りで結構なので、この会議運営規則を提出いただけるようにまたお取り計らいをいただきたいと思っています。

○渡辺委員長 理事会で協議をいたします。

○玉木委員 最後に、この検証委員会について質問します。

先ほどもちょっと申し上げましたが、場合によっては税負担を伴う形で対策を打っていかねばいけない。大臣おっしゃったように、この検証委員会の大きな目的は、原因究明と徹底した再発防止であります。ですから、当初予算は年に一回しか予算要求できませんから、そうすると、八月末の概算要求を逃すとまた先になつてしまう、補正予算等もあるかもしれませんが。

ただ、根本的なシステムの問題に対して向き合っていくのであれば、仮に税負担が必要な根本的な対策が必要だということであれば、やはり今月の末ぐらい、遅くとも八月の上旬ぐらいまでには一定の検証結果をいただいて、それを分析した上で、税負担をお願いするような形で概算要求に、たとえ事項要求であつてものせるといような判断をしなければいけないと思うので、検証委員会の皆さんにおいては少なくとも中間報告を概算要求前に出すように、大臣から改めてお願いしてはどうかと思いますけれども、いかがですか。

○塩崎国務大臣 私どもも、さつき申し上げたように、概算要求が八月の終わりにあるということとはよくわかつております。

そして、今回の事案は、先ほど申し上げたように、政府に対する標的型メール攻撃としては、実害が出た、実害というのは個人情報流出という意味で、初めてのケースだという参考人の御指摘もあつたとおりのことで、これはひとり年金機構だけの問題では決してないことは先生御案内のとおりであります。

したがって、政府としても引き続きいろいろな、独法とか関係特殊法人などにも攻撃があつた

りしたわけでございますので、そういうことを考えてみると、もちろんこの検証委員会にも、私どもがそういう対応をしなければいけないということについては理解をさせていただければありがたいなというふうに思います。

○玉木委員 スピード感と危機感が少し薄いように感じます。

このことは、明確に全部が全部、全容がわからなくても、やはり今月末あるいは概算要求前には一定の中間報告を出せということを求めることは何らおかしいと思いませんし、そのことがまたしっかりとした対策につながっていくというふうに思いますので、この点については、大臣、ぜひさらに加速させて検証をするように、厚生労働省としても、そして検証委員会としても進めていただきたいということを強くお願いしておきたいと思ひます。

もう一度理事長にお伺いしますが、これから想定される被害の総額ですね、それは今の時点でわからないというお答えでしたよね。

私、これは逆から聞きますけれども、ということ、日本年金機構は、どういったセキュリティ上のリスクにさらされていて、最大限、情報漏れしてしまったときの被害額、あるいはその対応に係る予算がどれぐらいかかるのかという事前的アナリシス、事前の評価というのはしていないかということですか。

○水島参考人 昨日、先生から、ビジネスインパクト分析を行っているかという御提言をいただいたというふうに認識をいたしております。

私もそういったしまして、いわゆる機構全体あるいはシステム部門のリスクアセスメントについては、毎年、一定のルールに基づいて行つてきております。

ただし、振り返ってみますと、特に標的型攻撃あるいはウイルス対策という面では、あるいはシステムに対する脅威という面では、内部に対する、中に対する対応というのが比較的中心的なものであつたというふうに思っております。

やはり、そのような部分については今後十分検討を加えなくちゃいけないと思いますが、御指摘のとおり、BCPプランの一端といたしまして、項目を定めまして、対応方針についてきちんと立案をし、対策を立てるということが必要だということに認識をいたしております。

○玉木委員 ちょっと明確に答えてもらいたいんですが。

例えばビジネスの世界では今どういうことが行われているかという、大量に個人の情報を扱っている企業が今ふえていますよね、ビッグデータも含めて。そのことが仮にいろいろな攻撃によって全部漏れてしまった場合、例えば顧客の名簿を五千万件管理していますという会社があつて、それが漏れてしまつて、一人当たり、ある会社には五百円を払います、千円を払いますということをしたら、数量掛ける人数で、一定の額、対策費が出てきますよね。こういうことを実は事前にきちんと分析した上で、定量的な被害額を確定してセキュリティ対策を打っていくというのが今は常識になつています。

ですから、私は今、被害額は最大限幾らになるんですかと言つたら、いつまでたつてもわからない。それはもちろん警察の捜査でわからないんですが、ただ、自分たちが主体的にかつ事前に、これぐらいまでだったら最大限被害が広がるんだという事前的客観的なリスクアナリシスができていなかったことが、今回のいろいろな問題が後手後手になつてくることの原因の一つだと思ひますよ。

一つ具体的に聞きます。

政府が、去年の六月なんです、これはNISC Cさんの方で非常にすぐれたものを出しておられまして、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドラインというのを出しておられます。

すばらしいことが書いてあつて、今、標的型攻撃は見た目では判別可能なものが少なく、非常に高度化、巧妙化が進んでいると。標的型攻撃は高

度化、巧妙化が進んでおり、職員側での対応では防ぎ切れない状況にあるというのが政府全体の認識。感染したとしても、情報の窃取等を達成する前に攻撃を感知、遮断するための対策を導入すると。これは去年の六月です。NISCから出されています。これは非常によくできています。

つまり、どういふことかという、今、今回もそうなんですが、メールの内容が極めてその受信者の仕事に関係するような、例えばセミナーが開かれますというようなことを書いて出すと、あけてしまふんですね。今、セキュリティの最前線は、あけることを前提に、情報をとられるまでの対策をいかにきちんとやるかということに移っています。

そのことを政府としても認識してこういうことを政府機関には求めているんですけども、このNISCが出している高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン、これに基づいて機構も対応されていまして、イエス、ノーで答えてください。

○水島参考人 結論として申し上げますと、対応してきておりません。

これは、実はこのガイドラインの適用範囲に含まれていなかったということが理由でございますが、やはりそれは間違つていたと思つております。私どもとしては、これに対してこれから早急に対応しなきゃならないと思つております。

○玉木委員 これは機構さんの責任なのか、一体誰の責任が少し明らかにしたいんですが、今、非常によくできたガイドライン、残念ながら、機構が対象に入つていなかった。もし去年の六月の時点で入つて、この対策をしていたら、今回のことは防げた可能性が有ります。

これは内閣官房にお聞きした方がいいでしょ。日本年金機構がこのリスク評価のガイドラインの対象から外れているのは、なぜ外れているんですか。これは法律に基づくのなんですか。親官庁、所管官庁たる厚生労働省が入れなかったのがミスなのか。一体何に基づいて対象になつて

いなかっただのか。これをちよつと、これからのこととがあるので正確にお答えいただけますか。

○三角政府参考人 お答え申し上げます。

高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン、これは御指摘のとおり、その対象を国の行政機関としております。

他方で、私もNISCでは、独立行政法人においても国の行政機関の対策を踏まえた対策を講じることを求めているなど、国の行政機関以外の組織においても対策を講ずることを推奨しております。

このガイドラインにつきましては、対象業務といたしまして、外交とか安全保障、こういったものに加えて、個人にもたらされる被害、そういった観点も含めて、その特性に照らして高度サイバー攻撃の標的となる蓋然性が高いと考えられる業務領域を選定することを求めています。年金業務のように多くの国民の個人情報を取り扱う業務も対象となるものと考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、この決定におきましては、国の行政機関ということのみならず、その当時の標的型の狙われている状況などから、まず国の情報、そして独立行政法人と順次やっていくような感じでつくっておりますので、このガイドラインにおいて対処を求める範囲やプロセスの明確化、この点につきましては、みずからの活動において私どもも不断の見直しを行うことが重要と認識しておりますので、今後明確化していきたいと考えております。

以上でございます。

○玉木委員 もう少し正確に教えてください。

今、推奨しているとか求めていくということをお答えになりましたけれども、これは協力を求めるものであって、義務が法的にかかっているものではない。これは、今回のことを踏まえてやるんだとしたら、やはり法改正をした方が明確にそこは義務がかかるという理解でよろしいんですか。努力をしますという話と法的な責任とは別だと思ふので、そこをちよつともう少し正確に。

○三角政府参考人 お答え申し上げます。

法律につきましては、当時、昨年の六月の時点ではサイバーセキュリティ基本法がまだできておりませんでしたので、御指摘のとおり、法律的な義務はかかっておりません。また、現在の法律におきましては、基準等をつくることにつきましては、サイバーセキュリティ基本法の明確な対象といたしまして、国の行政機関それから独立行政法人、そこは基準と書いております。

そういった状況でございますが、今回の年金機構に対する取り組み、これにつきましては、両組織、年金機構それから厚生労働省、国と一体不可分の形で年金業務が行われていると考えておりますので、一定の基準の適用とか、それから、監査をこれから行っていくことなどは可能であるとは考えております。

一方、今回、今般の年金機構における個人情報報の漏えい事案を重く受けとめまして、このようなどが二度と起こらないよう、政府機関のみならず、政府機関と一体になって公的業務を行う特殊法人などにつきまして、御指摘のとおり、サイバーセキュリティ対策を抜本的に強化することが重要と考えております。

現在、厚生労働省の検証委員会のほか、私もNISCの原因究明調査チームが専門的、第三者的立場から調査を行っているところでございまして、その結果を踏まえながら、サイバーセキュリティ基本法のあり方も含めまして、さらなる機能強化に向けた検討を加速してまいりたいと考えております。

○玉木委員 長々と答弁されましたけれども、法律上は対象になっていないんですね。

もう一つ聞きます。日本銀行、日銀も、これはもう日本だけではなくて世界に対して、金融システムの重要な、システムの一端を担っているわけですから、今おっしゃったような国の機関、独立行政法人、並べられなければいけません。今の日銀、これはどちらになるんですか。国の機関として、しっかりとし

たこういう監査とかの対象になっているのか、それとも、その対象の外にあるのか。日本銀行はどこですか、お答えください。

○三角政府参考人 お答え申し上げます。

日本銀行は、国の行政機関、独立行政法人ではないので、監査の対象にはなっておりません。

○玉木委員 私、これは重要だと思ふんです。

もちろん、外交、安全保障、あるいは警察、こういったところについては高度のセキュリティを求めているというのには感覚としてわかるんですが、今回の年金情報典型ですけれども、それが漏えいした場合に国民生活あるいは経済に対して甚大な影響を与える情報、特に個人情報等を大量に取り扱っている公的機関については、これは法律改正も含めて、きちんと対象に入れて、今回のようなことが行われないような、あるいはNISCの監査、評価、勧告、こういったことの対象に明確に入れていくべきだと思ふんですけれども、この点についてはいかがですか。

○三角政府参考人 御指摘のとおり、こういった重要なものにつきましては、やはり、二度とこういった事案が起こらないよう、政府機関のみならず、政府機関と一体となって公的業務を行う特殊法人などにつきまして、その抜本的対策強化が必要と考えております。

御指摘のとおり、今後、NISCの原因究明調査チーム、それから厚生労働省の検証委員会、そういった調査の結果を踏まえまして、サイバーセキュリティ基本法のあり方も含めて、さらなる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○玉木委員 今言及があったように、サイバーセキュリティ基本法のあり方も含めて、これは早急に検討してもらいたいと思ふんです。その意味でも、検証委員会は急ぐと思ふんです。

加えて、ある会社から聞き取ったけれども、民間企業でも、今本場に大きいデータを扱っているところのセキュリティ対策費は二桁億円ですよ。そのことを考えると、国だと三桁億円とか、

もし今後の対策も必要だったら。これは年金の保険料でやるという話ももちろんあると思いますが、やはり税金でという話も出てくるかもしれない。この整理は財政当局ともやらなきゃいけないんですが、いずれにせよ、要求しないことには、概算要求にのせないことには予算がつかせませんから。

その意味では、最初の質問に戻りますけれども、やはりこの八月末を目掛けて、今月末から月の初めぐらいには一定程度の原因究明と対策、このことについて検証委員会からもらった方がいいと思ふんですけれども、大臣、改めていかがですか。

○塩崎国務大臣 玉木委員は本場に、国民的利益のためにどうか、そういう建設的な御提案をいただいたと思ひます。

今の問題意識は、しっかりと検証委員会にも私から伝えたいというふうに思ひます。

○玉木委員 ぜひ予算編成のスケジュールも頭に入れたら進めてもらいたい、このことを改めて申し上げたいと思ひます。

これは提案ですけれども、例えば、標的型のメールというのはこれから結構来ます。私の事務所にも実は来しました。ですから、これは官民間問わず攻撃にさらされるという前提の中で、専門家から聞いたら、ATD、アドバンスド・スレット・ディフェンスという高度標的型攻撃を検知する仕組みであるとか、シームというんですかね、SIEM、セキュリティ環境を監視するシステム。これは、聞くところによると、防衛省なんかにはもう既に入っているそうです。つまり、先ほど申し上げたように、一旦攻撃を受けて、感染を前提にそれを遮断していく、こういうシステムを入れていく必要があると思ひますので、こういったことについても、財政的な対応も含めて早急にぜひ検討していただきたいということを求めておきたいと思ひます。

最後にちよつと話題をかえて一点だけ、ハンセン病のことだけお伺いして終わりたいと思ふんで

すが、国の責任を認めて、先般も、厚生労働省の
日比谷公園側にも碑がありまして、大臣にも出席
いただきました。

私は議員懇談会の事務局次長を務めております
ので、この問題に長く取り組んでまいりましたけ
れども、瀬戸内海に浮かぶ大島という離島に国立
ハンセン病療養所がございます。

ここが先般、離島振興法の離島指定を受けまし
て、国のさまざまな優遇支援を受けられることに
なったんですが、桟橋がもう古くて港の整備が必
要になっているんですけれども、国の施設なんで
すけれども、港だけ港湾管理者が高松市になって
おりまして、厚生労働省に、これを直すのを責任
の一つとして厚生労働省もつと頑張ったかどうかと
言ったら、いや、基本的には国交省の交付金だ
し、裏負担は地元ですと云って、そこだけは厚生
省は全く知らぬ存ぜぬという感じなんです。

何らかの形でこの辺も少し厚生労働省としても、隔
離政策について国の責任を認めたわけでありま
すから、支援をして、今回の離島指定を踏まえて対
策を講ずべきだと思えますけれども、この点を最
後にお伺いして質問を終わりたいと思います。い
かがでしょうか。

○渡辺委員長 既に申し合わせの時間が過ぎてお
りますので、答弁は簡潔にお願いを申し上げます。

○永岡副大臣 玉木委員にお答えいたします。

先生、今、審議会におきまして、離島振興対策
の実施地域として大島が指定されたというお話で
ございましたが、これは指定すべきであるという
ことまでの審議になっております。また、指定さ
れた場合に、桟橋の整備につきましても、国土交
通省の所管の港湾整備事業の国庫補助率、これが
十分の六になるということがあります。これは承
知しております。

おっしゃいますとおり、一九六七年にこの桟橋
ができました、もう五十年近くたっております。
大変古うございまして、入所者の方々の唯一の
移動手段であるとか、また物流の手段である、島

にただ唯一の出入り口ということでも大変重要な
ものでございますので、その重要性を考えまし
て、これまでも実はこの大島港の管理者でござい
ます高松市、また国土交通省ともよく相談をして
おります。

引き続きまして、大島青松園の入所者の方が良
好かつ平穏な生活を営むことがきますように、
可能な限り早期の桟橋の改修整備に協力を厚生労
働省もしてまいります。

○玉木委員 積極的に進めていただきますことを
お願い申し上げます。質問を終わりたいと思
います。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。
きょうも質問の機会をいただきました。あり
とうございます。

年金情報漏れた話、本当に全容解明が一体い
つになったらできるのかということも多く国民
は待っていると思います。私個人も自分の情報が
漏れていないという確証がないわけでありまし
て、そういう意味で大変不安に思っているところ
であります。改めてきょう水島理事長に確認を
したいと思います。

きのうも参議院の委員会でも何回も聞かれており
ました。私もきのう、厚生労働省、年金機構の方
にお越しをいただいて、さまざまな角度から確認
を行ってきたところでありますけれども、改めて
聞きますが、今回漏れた四情報以外の情報が基幹
サーバーには入っている、そしてその情報はサー
バーから抽出することは理論的に可能だ、こま
まではきのうの委員会でも答弁をされました。
そういう意味では、この四情報以外に抽出をす
ることが可能な情報というのは何があるのか、全
て列挙いたしたいと思います。

○水島参考人 昨日も御答弁をさせていただきました
ましたが、共有ファイルサーバーに百二十五万件以
外の個人情報が含まれている可能性については、
否定はできないというふうに考えております。

ただし、共有ファイルサーバーの中には、常々
申し上げておりますが、個人情報以外、業務上必
要な情報が多数含まれております。かつ、個人情
報がさまざまな形で含まれている可能性もござ
いますので、共有ファイルから必ずしも流出につ
ながるということではございません。

このような中で、まず、共有ファイルサー
バーの中についてきちんと調べた上で、その結果につ
いて公表していくということが今適当ではないか
というふうに考えております。

○岡本(充)委員 委員長、私の質問に答えても
らっていないんです。

基幹サーバーの中に入っていて抽出可能な情報
というのは何があったのかお答えをいただきたい
と問うていますので、例えば年金額だとか、標準
報酬月額だとか、こういうふうに答えていただ
きたいんです。

委員長、お取り計らいをお願いいたします。

○水島参考人 これは御説明申し上げているかと
思いますが、いわゆる基幹システムから共有フォ
ルダに個人情報移す際の業務処理につきまして
は、何度か御説明申し上げていることだと思いま
す。その上でございしますが、拠点において共有
サーバーを使用して行う業務といたしましては、
例えば国民年金の収納対策関連業務、これは当機
構としては最重要課題の一つでございます。

ちよつと事前に申し上げますが、私どもからい
ろいろお送り申し上げております、例えば定期便
でございしますとか額改定通知書、あるいは振り込
み通知書、このような全国一律に対応するような
通知に関しましては全て基幹システムで対応いた
しておりますので、そういう意味で、いわゆる基
本的な情報に関しまして共有ファイルサーバーに落
して仕事をしているということではございません。

この点はぜひ御理解をいただきたいと思いま
す。この業務につきまして、先ほど申し上げまし
た国民年金の収納対策関連業務でございしますが、そ
の遂行に当たっては、必要な情報の範囲をあら
じめ本部で設定をいたしまして、各拠点におきま

して、その設定された範囲内で必要な情報を基幹
システムから抽出して業務に使用することにな
っております。

具体的には、本部に設定をいたしました国民年
金保険料収納支援システムから各拠点が必要な情
報を媒体の形で抽出をいたしまして、媒体に格納
された情報を各拠点の共有ファイルサーバーに保
存して業務に使用することになります。

本部が設定する情報の範囲は、国民年金の収納
対策業務に必要な範囲の情報でございまして、当
該情報につきましては、共有ファイルサーバーに
情報を保存する段階で、システム上、必ずパス
ワードを付される設定となっております。さら
に、業務の終了後は速やかにデータを削除するこ
とになっております。

今般の事案に鑑みまして、改めて共有サー
バーに残されております全てのデータを確認いた
しまして、四情報以外の情報を含めてどのような個
人情報が残されているか、その保存状況について
確認する作業を進めておるところでござい
ます。

○岡本(充)委員 全然答えていないじゃないです
か。

委員長、私の聞いたことに答えていないのをわ
かっていたいていますのでしよう。

○渡辺委員長 もう一度言うてください。

○岡本(充)委員 私の聞いていたことは、基幹
サーバーにあって抽出可能な個人情報は何ですか
。納付状況、標準報酬月額、年金額、遺族年金
の受給の有無、それが入っているかどうかは知り
ませんが、そういった答弁になるはずなんです。
今のような長い演説を聞きたいわけじゃないん
です。どういったことなのか、ファクトを答えて
ください。

○水島参考人 先ほど申し上げました国民年金の
収納対策業務でございまして、例えば納付状況で
ございしますとか未納の状況などが四情報以外の個
人情報として含まれております。

ただ、今、例えば年金額でございしますとかある
いは遺族年金の情報というお問い合わせがあった

かと思いますが、これに關しましては、全て基本的には基幹システムで対応いたしておりますので、基本的には、この共有サーバーの中に落としてくることはないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 基本的にはじゃないんです。今回、基本的にやらなきゃいけないことができていなかったから聞いているんです。あり得るのかわかり得ないのかわかり得るんです。つまり、抽出することがあり得るのかわかり得ないのか。

後から聞こうと思いましたが、その抽出の決裁権者はシステム開発部長だという話でした。その申請者は各事業所の部長だ、こういう話でした。そのときに、抽出をしてくださいと言つて、例えば標準報酬月額、例えば遺族年金の受給の有無、こういったものを抽出することがあり得るのかわかり得ないのか、そこだけ答えてください。長く答弁してもらう必要はありません。

○水島参考人 先ほど決裁権限の話がございましたが、データの抽出の内容に關しましては、業務担当部長が決裁をいたします。基幹システム開発部長は、それを受けて、システムから抽出することが可能か、あるいは、いいのかということについて決裁をするわけでございます。

現在のお問い合わせでございますが、可能性としては、種々のデータについて抽出することは可能でございますが……(岡本(充)委員)あり得るかという聞いています。と呼ぶ。はい。

ただし、いわゆる機微にわたる情報について、十分な配慮が行われないまま抽出されるというようなどことはないと考えております。

○岡本(充)委員 あり得るという答弁でしたね。であれば、その種々のというのは一体何なのか、それをはっきり答えてくださいと言っているんです。

委員長、ここを聞いています。長々と答えてもらふ必要はありません。種々とは何ですか。

○水島参考人 いわゆる基幹システムに持つておりますデータは、おっしゃるとおり、可能性としては抽出は可能でございますけれども、しかし、

今共有ファイルサーバーで行っている業務に必要なものに限定されるわけでございますから、したがって、その事業に沿って判断をされるということでございます。全てが抽出可能だということ、全てを抽出するということとイコールではございません。(岡本(充)委員)答えていないです、全然」と呼ぶ。

○渡辺委員長 岡本(充)委員(岡本(充)委員)委員、聞いてください、ちゃんと」と呼ぶ。

もう一度、水島理事長。

○水島参考人 先ほど来申し上げておりますとおり、基幹システムの中から抽出は可能でございますが、抽出することとはイコールではございません。(岡本(充)委員)答えていない。種々のと言っているんだから、その種々は何を指しているか聞いているんですよ」と呼ぶ。

○渡辺委員長 岡本(充)委員(岡本(充)委員)だつて、答えていないんだから次に行けないですよ」と呼ぶ。もう一度言ってください。それを言ってください、もう一度。

○岡本(充)委員 先ほど答弁をされた種々のは何を指すのか、ファクトを答えてください。

○水島参考人 先ほど申し上げましたように、例えば国民年金の事業であれば、納付状況でございますとか未納状況などの情報を指しております。

○岡本(充)委員 全部答えてくださいということを通告しているんですよ。答えてください。

○水島参考人 先ほど申し上げましたとおり、抽出をいたしますのは、事業を対象にいたします。例えば国民年金業務では先ほど申し上げたようなものでございますが、例えば口座振替の、あるいはクレジットカードの納付の勧奨業務というのがございます。これに關して、例えばクレジットカード納付をやつていらつしやらない方という意味での抽出もございいます。

それから、あるいは、例えば三号不整合の特定期間届の勧奨等の業務もございいますので、それについてデータを抽出しているというようなことでございます。先ほど申し上げましたように、全

てが業務に沿って抽出をいたしているわけでございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思っています。

○岡本(充)委員 委員長、全然答えてもらっていないんですよ。どういったものが抽出をして、作業をこれまでにしてきたのか、それを明らかにしてくださいと聞いているのであつて、委員長の方でお取り計らいをお願いできませんか。

○渡辺委員長 理事会で協議をいたします。

○岡本(充)委員 では最後に、理事長、ここだけ答えてください。

では、私が聞きます。
標準報酬月額、納付状況、遺族年金の受給の有無、年金額、抽出して作業をすることがあり得るかあり得ないか、これだけ。もう長く答えなくていいです。あり得るかあり得ないか、これだけ答えてください。

○水島参考人 まず、年金額を抽出することは基本的にはあり得ない……(岡本(充)委員)基本的にはじゃない。あり得るかどうかと呼ぶ。あり得ないと思います。

それから、遺族年金についてそういうような抽出を行うかということ、今ちょっと、基本的には余り考えられないのではないかとというふうに思っております。

標準報酬月額は、これはやはり基幹システムで対処すると思ひます。

それから、納付状況に關しましては、抽出することがあり得ます。

○岡本(充)委員 どういった情報が入つていた可能性があるのかということ、きちつと私は公表するべきだと思ひますので、理事会で協議をお願いしたいと思います。

これ以上続けても仕方がないので、次に行きます。

先ほど言いました社会保険オンラインシステム、年金個人情報データの抽出の依頼の決裁権者の数、これは何人ですか。

○水島参考人 三十一名だと認識をいたしております。

ます。

○岡本(充)委員 これは、きのう伺いました話だと、ちょうど感染したパソコンの三十一台と一緒になんですけれども、これはたまたまでしょうけれども。しかし、これだけの方々が決裁権者としていた。

どういふような決裁方法で抽出をしていたのか、きちつとした決裁がなされていたのかについて、私はきのう大分お伺いをしましたけれども、最終的にお答えいただけませんでした。

私が懸念をしているのは、比較的簡単な決裁方法で、場合によっては必要かどうかかわからない個人情報まで抜いてきて、それを作業するサーバーのところに残していたというようなことがあつたのではないかなんじやないか、こう思つて聞きましたわけであります。

そういう意味では、私は、この決裁のパワー、決裁をするときの紙、こういうような例示だということをぜひ理事会に提出していただきたい。これはなかなか提出できないということですので、理事会で協議をお願いしたいと思います。

委員長、お願いします。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○岡本(充)委員 その上で、もう少し聞きたいと思ひます。

以前私が国会で質問をしましたいわゆる成り済ましのお話でありますけれども、きのうの参議院の厚労委員会、このときの答弁はきのうですけれども、今からいうと一昨日ですね。七月一日までに必要な対応を機構の方で完了いたしました、全て御本人からの届け出であつて、成り済ましはなかったと確認した、こう答弁されております。

成り済ましを一番恐れているわけでありまして、現時点において郵送で振り込み口座を変更することはとめていますか。

○水島参考人 郵送でいただいた場合には、原則として、郵送で手紙をお出しいたしましたして、御本人の手続であることを確認して対応をいたしております。

○岡本(充)委員 その出す手紙は、先ほどの話ではないですけれども、御本人に確実に届くという確認がなされている上ででしょうか。例えば書留とかで出されているんですか。

○水島参考人 基本的には住民基本台帳の住所にお送りしておりますので、その住所で間違いはないと思いますが、返信がないとかあるいは届かないという場合には、戸別に訪問して確認をさせていただきます。(岡本(充)委員 書留で送っているんですかと聞いているんです)と呼ぶ一般の郵便でございいます。

○岡本(充)委員 先ほど、ちゃんと本人に届かなくさいいけないから書留にするんだという話、山井さんのところで話をされていましたよね。

やはり、口座を変更するという話になって、特にこの百二十五万件に該当する人でこういった話が出来たときには、私は十分注意しなさいいけないと思っているんですね。それが、今のようにな、一般の郵便で、いますかといつて送っている、こういう話。これではやはり対応として不十分だと私は思いますし、成り済ましをなくす、起こさないための対策として、私は、郵便での口座変更についてはもう少し慎重であるべきではないのか、こういうふうには思っています。

確認する情報の添付を求めていますか。

○水島参考人 御本人の自署を求めていますので、それによって確認していると思います。

○岡本(充)委員 大臣、聞かれましたか、御本人の自署で確認だそうですよ。どうですか。これで、四情報だけあれば郵便で口座が変えられる。やはりこれは見直すべきだというふうにお感じじゃないですか。これは、今のままだと、パソコンから変更の書類をプリントアウトして、それを送って、手書きで書いてあればそれで変更できちゃうことになる。これはまずい、早急に対策をとる、こういうふうにお答えいただけますか。大臣です。

○塩崎国務大臣 より安全な方法を検討させてみたいと思います。

○岡本(充)委員 水島理事長には改めて、次また私質問しますけれども、六月一日以降、百二十五万件に該当する方で住所変更されている方の状況について、ぜひ、ここではお答えできないでしょうから、理事会に資料をお出しただけですか。お答えいただきたいと思っています。

○水島参考人 私どもの取り扱いについて御提出することは、やぶさかでございます。

○岡本(充)委員 やはり成り済ましを防ぐという話であれば、百二十五万件はもとより、早く可能性のある人を出さなさいいけない。

大臣言われました、私と予算委員会をやったときにお答えいただいて、そのときをお願いしたことですけれども、大臣が公表されると言われた漏れた可能性のある人、サーバーに残っていた件数、この方々に対して、可能性があるとこの方について、やはり基礎年金番号の変更について検討していく必要があるんじゃないかと思いが、それについて、大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 百二十五万件以外の方々がいる、以外というか、そういう事案があるという可能性については、きのう機構の理事長からも、可能性は否定できないということでありました。

きのうの答弁でも申し上げたように、今、三十一台の感染したパソコンがおおむね特定をされたということ、そこから何が出たのかということ、つまり個人情報を含め、ここを徹底解明していくということがこれからフォレンジック調査で行われるということになっているわけでありま

同時に、共有サーバーに何が入っているのかということも調べるわけですが、こちらの方は膨大な全体像の中で探っていくべきではないかという点なので、フォレンジック調査の方で個人情報が出ていくものについて徹底的に洗い出すということでありまして、まずは、そこでもし個人情報が出た場合には、これはわかり次第公表していくということになれば、これはわかり次第公表していくということであるので、当然対応をしていく可能性は十分

あるというふうには思うわけでありすけれども、今の、サーバーの中で個人情報が出てきた場合に、その扱いについては、五月雨でやるのが本に賢明なのかどうかというようなことは、やはりよく考えていかないといけないんじゃないかなというふうには思っております。

○岡本(充)委員 五月雨でじゃなくて、私が言っているのは、サーバーの中にあることがわかったら、その方についてもそれぞれの基礎年金番号を変更することを検討するのかわかりません。そこだけお答えください。

○塩崎国務大臣 基本的には、個人情報として流出しているというのをまず明らかにしていく作業をやった上での御判断だというふうに思っています。

○岡本(充)委員 これは、最終的に確認できない、大量に通信をしたパソコン、その相手先のパソコンにたどり着けないという可能性も一般論としてあり得ますよね。

きょうは警察庁にもお越しをいただいていますけれども、いかがですか。可能性としては、一般論として、アクセス可能なサーバーにはアクセスをすればいいけれども、海外のサーバーと通信していることが明らかであっても、そのサーバーにたどり着けない、そのサーバーを調査できない、そういったケースはあり得ますね。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

一般論として、この種のサイバー攻撃事案では、国内外の複数のサーバーが踏み台として利用されることが少なくありません。そういう意味では、特に海外のサーバーに対しては、国際捜査を行っていく必要がありますけれども、全てが解明できるわけではない、そういうケースもございいます。

○岡本(充)委員 大臣、そういうことなので、要するに、こちらのサーバーにあって、通信した方のサーバーにあって、相手方のサーバーにアクセスできない可能性があるわけですから、したがって、このサーバーの中にあったデータについて、その対象者について基礎年金番号を変更すること

を含めて検討する、こう答弁するのが私は正確だと思いますよ。やはり、そういう意味で、ここですると明言はしないけれども、検討する、それはそのとおりですよ。

○塩崎国務大臣 さつき申し上げたように、まず、フォレンジック調査でもってフォルダとかファイル参照した形跡を探る、あるいは、フォルダとかファイルの、これは圧縮して送るということが普通でありまして、その形跡とか、あるいはアクセスした不審なURLの調査等の解析、これはたどり着かないかも知れないという今の御指摘でございますけれども、こういったことで、やはり専門家によって、個人情報の何が出たのかということもまず考えるということが先であって、それをまずやるのが、一番個人情報として流出した可能性が高い事案として特定することが可能だということでございますので、そこ

のところが作業にまず全精力をつぎ込んで、同時に、共有サーバーの身についても引き続き調査をしていくということだというふうに思います。

○岡本(充)委員 大臣、真つ正面から答えてもらっていない。調査をするのを調査されるのはそのとおりだと思えますけれども、その結果を踏まえて、やはり基礎年金番号、この方々も変更していくということとは検討しなさいいけないんじゃないんですか。その部分についてお答えをいただきたい。調査について聞いていないです。

○塩崎国務大臣 基礎年金番号をばらばらというの、当然これは、外に情報が漏れている蓋然性が高い場合にやはり我々はそういうことをして今の作業をしているわけでありまして、今後、どうい

う調査結果が出るかによって、必要に応じて、今先生が御提起になられているようなことをするという可能性も、それは調査の結果によってあり得ると思います。まずは、先ほど申し上げたように、フォレンジック調査で、何がでていったのかというところを、その蓋然性を追求するということが先だろうということを申し上げているわけでございますので、先生のお考え自体を否定している

わけではございません。

○岡本(充)委員 出ていったとわかった人だけではなくてということですので、今のお考えでぜひ進めてもらいたいと思います。

その上で、私は、厚生労働省全般のさまざまな個人情報管理の問題があつたんじゃないかという懸念を持っています。協会けんぽの話や健保連の話などもありました。現実的に、今、いわゆる基幹サーバーとそれから業務用のサーバー、これが分離していない例があるんじゃないか。

きょうは国税庁にも来てもらいました。国税庁は、私のお示した図にもあるように、基幹システムと、そして作業をするもの、また国税庁のホームページとは完全に物理的に分離されている、このように答弁していただけますか。

○上羅政府参考人 国税庁におきましては、基幹システムで管理しております納税者情報が外部に流出することがないように、納税者情報を管理する基幹システムに接続します職員の業務用パソコンとインターネット用のパソコンを物理的に分離しております。その分離を通じて、インターネットを通じて外部から納税者情報に不正アクセスを受けることがないようにしております。

以上でございます。

○岡本(充)委員 一方で、厚生省も、今回の協会けんぽの例は②ですけれども、実は、このパッテンがついているところがつながっているものがあつた、もしくは、今回は情報を基幹システムから抜いて情報系のネットワークの方で作業していた、こういった扱いをしている健康保険組合、まだ調査の途中だと聞いていますが、何件ぐらいあつたんですか。

○塩崎国務大臣 今の、医療保険者、介護保険者のうちの基幹システムとインターネットがつながっている団体、これについて、六月四日から、一部の健保組合を対象にセキュリティ対策の状況について聞き取りを行いました。

六月三十日まで回答のあつた百四十の組合において、個人情報情報を格納しているシステムがイン

ターネットに接続していると答えたのが三十一組合、二二%。それから、三十一組合については、ファイアウォール等のセキュリティ対策を講じているということは確認をしているわけでありま

す。

一方で、全ての医療保険者や介護保険者に対して、六月の十七日に、基幹システムとインターネットとを物理的に切断すること、それから、基幹システムの個人情報を取り扱う作業はインターネットに接続された端末では行わないということ、それから、基幹システムにある個人情報情報を外部に移送する場合は、必ずパスワードを設定した上でCD-ROMといった記録媒体等を使用しなければならぬということ、それから、一時的に個人の端末に個人情報情報を保存した場合には、作業終了後のデータ消去を徹底するというようなことを文書で既に依頼をしております。

これらの全ての保険者の対応状況等については、七月中旬めどを締め切り調査を行う予定としておりまして、調査結果について適切な形で公表していきたいというふうに考えております。この対応はしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 では大臣、今度は、ハローワークではどういうふうに情報管理をしていますか。

○塩崎国務大臣 ハローワークの基幹システムとの関係の御質問でございますけれども、これは、システム構成の概要を明らかにいたしますと、そのシステムにより適した攻撃の計画を立てることが可能になるなど、サイバー攻撃側に情報を悪用されるおそれがあるために、お答えは差し控えたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 国税庁も明らかにしているんですよ。健保連も百四十のうち三十一だと今明らかにしたじゃないですか。一方でそつちを明らかにしているのか、何でハローワークを明らかにできないのか。言っていること、さっきの答弁と違っていますよ。ちゃんとそこを明らかにしてください。

○塩崎国務大臣 不正アクセスによる大規模な個人情報流出事案が発生している場合には、説明責任を果たすために、一定程度システムの概要を明らかにすることはやむを得ないというふうに考えておりますが、他方で、ハローワークシステムについては、これまで不正アクセスによる情報流出の問題は生じておりません。そうした中で、システムの構成について説明をいたしますと、サイバー攻撃側に攻撃を行うための情報として悪用されるおそれがあることから、お答えをすることは適当でないというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 国税庁はサイバー攻撃を受けているわけじゃないんですか。ちゃんと公表していただけますよ。ちゃんと公表できないんじゃないんですか。これは大臣、早急に全部調べた方がいいですよ。ここ

で言っておきますよ。

攻撃を受けたから初めて調査をするなんて言っていたら、攻撃を受けるまでの間は脆弱だと今言っているようなものですよ。正々堂々と国税庁みたくに、こうやって国税庁はつくって出しているんですから。それができないのはおかしいじゃないかと今言っているんです。大臣、ちゃんと調査して報告してもらえますか。

○塩崎国務大臣 決して調べていないわけではもちろんございませんで、改めて今申し上げたような基本的なスタンスで私たちは臨みたいというふうに思っておりますが、なお何が出せるかについて検討した上で、先生の御要望にできる限りお応えしたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 余りに対応の違いがあるのを、大臣、答弁をめぐって、さっきの答弁と全然違うのでびつくりされたんじゃないですか。

やはり対応を早急にとらなきゃいけない団体がいっぱいある。したがって、厚生労働省、それから所管独立行政法人、特殊法人その他関係団体における個人情報の取り扱い等、ネットワークシステムについて早急に調べて、きちっと分離ができ

ているかどうか、早急に確認をして御報告をいただきたいと思いますが、大臣、できますか。

○塩崎国務大臣 先ほどお答え申し上げたとおり、できる限り岡本議員の御要望に応えられるように努力をしたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 時間が来ましたが終わりますけれども、本当に攻撃があつて情報が漏えいしてから対応しますというんじゃない、これは泥縄というんですからね。わかっていますね、大臣。お願いします。

○渡辺委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 よろしくお願いをいたします。

私からも、年金情報漏えい問題についてまずお伺いをさせていただきます。

私は、今回のこの件、今現在も業務は行われておりまして、今インターネット等の遮断をしていて、では、業務を、どうやって情報をやりとりしているんですかと聞いたら、全てファクスで行っているというところで、想像するに、毎日非常に大量のファクスをやりとりしているんだらうというふうに思っているんです。

これはやむを得ないことかなというふうには思っているんですけども、一刻も早くセキュリティのレベルを上げて、きつちりと問題点を整理して、業務を効率化できるような手を打っていくのも皆さんに課せられた仕事だと思いたいで、まずその点は頑張っていたきたいと思いたす。

その上で、今回お聞きしたいのは、システムの運営、構築等を担っている、契約をされているNTTデータさんとの契約についていろいろお話を聞きたいと思っております。

事前にもいろいろとお話を聞かせていただく中で、この年金機構との契約は一応競争入札ということで行われております。ただ、確認をさせていただくと、想像した、そうじゃないかなと思つたとおりだったんですけれども、一者応札でありました。旧の社保庁時代から、一番最初のシステムをつくつたのもNTTデータさん、前身の

電電公社になるんですかね、恐らくその系列、ずっと同じところが担っているんだと思うんです。

旧の社保庁の時代、どこがこのシステムの保守、運営等を担っていたのか確認をさせていただきたかったんですけど、どうやらもう書類の保存期間が切れているということで、書類は残っていないのでわからないということ、過去の契約会社がどこだったのかというのが全くわからない状態になっているということです。

一者心札しかしていませんので、ここには一体どういう問題点があるかというのは、それは今回、この委員会ではおいておいて、この契約書の中にセキュリティに関するさまざまな内容が書かれております。その中で気になっている点を少しずつお聞きしたいと思うんです。

調達仕様書案というものを私どもは手元にいただいているわけです。これに基づいて契約をされていると思うんですけど、その中で、セキュリティ管理者を設けなさいという項目がもちろんあります。その中で、機構のセキュリティポリシーと厚生労働省のセキュリティポリシーを遵守してセキュリティをちゃんとやってくださいということが書かれてあります。これも、事前にお聞きすると、両ポリシーは非公開。これは、それを公開することによって脆弱性をさらすことになりかねないということで、非公開になっております。

先ほど玉木委員が指摘をされたNISCのガイドライン、非常にできたガイドラインをつくられたということですけれども、厚労省ポリシーというの、このガイドラインができたときに何か変更されたかどうか。これは通告はありませんのでお答えにならないかもしれないですけど、もしわかるのであればちよっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○橋本大臣政務官 お答えをいたします。ちよっと、今突然の質問ですから、記憶に頼った答弁ですから、誤りがありましたら後で直させていただきます。

ていただきたいと思いますが、NISCが定めたガイドラインに基づいてチェックを行っております。厚生労働省のシステムについて、あのガイドラインに基づいてチェックを行って、確認を行っているということでございます。

○浦野委員 チェックを行っていたら、今までの厚労省のセキュリティポリシーで足らずの部分があれば、恐らくそれを変更していただいていると思うんですけど、その場合、その変更された部分について、要は、年金機構の方のセキュリティもそれに準拠してつくらないといけませんので、変更があった場合は変更していただいていると思うんですけど、その点の対応ができていくかどうかというのは機構の方では確認できますか。

○水島参考人 御通告いただいていたかと思っておりますが、これも私の記憶でお話しいたしますと、直近では対応していないのではないかと思います。

○浦野委員 済みません。これも通告をしていなかったらで答弁できないかもしれない。ちよっと一度調べていただいて、また御報告をいただけたらと思っています。

なぜ今これを聞くかというと、やはりセキュリティの対策というのは日々追いかけて、本日に毎日毎日新しいウイルスができて、そのウイルスに対応してさまざまなプログラムをつくるというのが日常茶飯事になっています。

玉木委員もおっしゃったように、こういうしつかりとしたガイドラインができていながら、それに対応できていなかったのあれば非常に問題な話です。きょうの機会にそういった対応も恐らくしてもらえようとは思っています。

ただ、ここでもまた問題になるのは、例えば、この仕様書の中に、セキュリティに問題が生じた場合は速やかに年金機構に報告し必要な対策を講じることというの、もちろん書かれてあるんですけど、どういった対策をとるかというのをつくりなさいという項目が実は仕様書の中に入っております。

この報告書というか、セキュリティに関する管理要領、これは公開できないことですから、確認ですけれども、それでよろしいですか。

○水島参考人 大変申しわけございませんが、機構のセキュリティの現状について示すことになりますので、開示をいたしております。

○浦野委員 これは、検証委員会の方には公開はしてありますか。

○水島参考人 検証委員会からはたしかお求めがあったのではないかと今思っております。

○浦野委員 わかりました。

さらに、自動暗号化可能な外部媒体機器、USBメモリ等の導入が平成二十五年四月以降に予定されているため、その点について留意しておくことという項目がありますけれども、これは導入をされたというふうにお聞きをしています。

このUSBメモリというのは、何に使うためにこういうものを導入したかというのをちよっと念のためお聞かせください。

○水島参考人 機構LANから外部にデータを、磁気媒体にする場合、それを暗号化、それからパスワードを義務づけているといいますが、システム上、対応するようにいたしております。そのためにこのような機能を付加したということだと理解をいたしております。

○浦野委員 今回の流出問題は、データの移動を各PCで行って、それが残っていたから起きたというところですけれども、暗号化するこういう対策をとりながらなぜそういったことが、これは自動で暗号化できるようにしてあるということなので全部暗号化できていたんだと思うんですけど、でも、それでなぜ流出してしまったのかというのは、ちよっと私もここはまだ勉強不足でよくわからないところですので、まだこれは今確認をさせていただきます。

またこれは今確認をさせていただきます。また機会があればお聞きしたいと思っています。

次に、セキュリティソフトが、市販されているものを各パソコンに多分インストールしているんだと思うんですけど、その認識でよろしいですか。

○水島参考人 そのとおりでございます。

当機構のLANシステムに導入いたしておりますメールセキュリティ機能につきましては、情報システムに係ります政府調達の基本方針に基づきまして、市販ソフトウェアを極力導入することを要件として調達を行っております。二十七年四月一日から施行されました政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインにおきましても、市販のソフトウェアを活用するものとされております。

その調達の結果、NTTデータが購入した市販のソフトウェアを導入いたしまして、機構に対してライセンス及びサポートサービスが提供されているという状況にございます。

○浦野委員 その市販されているセキュリティソフトで問題がないという決定という判断をしたのはどなたになりますか。

○水島参考人 これは、この契約をいたしましたときの総合評価方式による一般競争入札で決定をいたしております。その際には、業務と情報システムに精通をいたしました方々で構成をされる技術審査委員会によりまして技術審査を行った上で、最終的にNTTデータを応札者として機構が判断をしたということでございます。

○浦野委員 ということは、この契約を結ぶ段階で、どここのセキュリティソフトが使われるということも含めて契約をされたということでしょうか。

○水島参考人 それで結構でございます。

○浦野委員 結果的には、そのセキュリティレベルで大丈夫だという判断は間違っていたということになるわけですね。

私は、今回の対応が後手に回ってしまった一つの要因は、もちろんシステムとセキュリティと一体的にやっていくという観点でこういう契約を

結んでやられたんだったらと思うんですけども、正直言って、セキュリティの部分も含めて完全に丸投げだったんだろうなと。まず、一者応じしかしていい。もう誰がどう考えてもこの会社しかやらない、その中でセキュリティの部分にもしっかり検討したとおっしゃいましたけれども、結果的には、その検討をした結果、セキュリティレベルを超える攻撃を受けたわけですね。

市販のセキュリティソフトというのは、我々のパソコンにも入っているレベルのものだと思います。それぞれの方々、選んでいるメーカーは恐らく違うとは思いますが、でも、我々が持っているパソコンレベルのセキュリティしかないようなパソコンが特別な攻撃を受けた場合、防げないことはもう明白なわけですね。私は、だからそこはちょっと機構の方に危機感が足りなかったんじゃないかなというふうに思うんですね。

これは、もう起きてしまったことです。仕方がないとして、ほかにもいろいろ聞きたいことがあるのでちょっと飛ばしますけれども、こういう結果を受けて、では、これからどういったセキュリティレベルのものをやっていきたいと思いますか、そういった、例えば、データが流出していくかもしれないという状況に今あって、機構の職員の皆さんにどういう意識づけ、認識をしてもらっているとか、どういう対策を今既にとっているとか、これからの年金の情報というのは扱わけてですから、しっかりと対応していかないといけません。今現在そういった対応をできているかどうかというのは非常に不安なんです。

というのも、前回の質問のときも私指摘をしていましたけれども、注意喚起メールがありますよね。あの注意喚起メールは、今ネット上で出ているものが本物かというか、ほんまに出てくるものがこのまま職員の皆さんに流されたものなのかとか、そういったことはわかりません。それも

ちよつときよう確認をしたかったんですけども、皆さんに資料も、これは不確実なものだから出せないということではようはお出ししていませんけれども、文面から見れば、非常に危機感のない文面なわけですよ、どうして。だから、そういった認識でまた新たな、これからの危機管理、セキュリティ対策を行われては元も子もないと思っていますので、その点について、機構では今どんな取り組みをされていますか。

○水島参考人 まず、今後の基本的な対応につきまして、やはり検証委員会での御議論も踏まえて検討をしていく必要があると思っておりますが、現在当機構が急いでと申しますか、対応しております点を何点か申し上げますと、まず、現行の機構のセキュリティ担当部署が、その体制が十分ではなかったというところは、やはり率直に認めるべき、あるいは反省すべき点というふうに思っております。現在、システム問題にやや分散しておりますそのような機能につきまして、それを集約化し、専門部隊を立ち上げていくということにしまして、プロジェクトチームの設置を指示いたしました。具体的な検討が始まったところでございます。

加えまして、先ほど御指摘がございました、インターネット環境に、やはり業務を考えると、できるだけ早期に復帰をしなければならぬというふうに考えております。そのために、当面は、既存の機構LAN、あるいは基幹システムはもちろんでございますが、これと完全に切り離したインターネット環境をつくり上げる必要があるというふうに考えておまして、現在の環境と完全に切り離した形でインターネット環境を立ち上げたい、その準備を急いでいるところでございます。

それから、今御指摘もございました研修でございますが、研修にしまして、先月、六月中旬に、全員を対象といたしまして、いわゆる不審メールあるいは標的型メール対策、あるいはSNSに対する

するあり方、あるいは情報保存のあり方等に関しまして研修を実施いたしました。約二万一千五百名弱が参加をいたしておまして、六百名が休み等で参加していませんが、この者たちについてもしっかりと対処をいたしたいというふうに考えております。

それから、当委員会でもございましょうか、別の委員会であったかもしれませんが、御指摘をいただきました。いまゆるカメラ付きの携帯電話を職場内に持ち込むという事態が発生をして、それが外部に投稿されたということがございました。このような事態を受けまして、従来から原則は禁止をいたしておりますが、七月一日からでございますが、原則ではございませんで、基本的に全て禁止という措置をとっております。

当面の対策として打っております対策は以上のとおりでございますが、やはり抜本的な対応が基本であるというふうに考えておまして、これに関して検討を急ぎたいというふうに思っております。

○浦野委員 カメラ機能つき携帯というのは、ほとんど多分今ついていると思うので、ほぼ全員が対象やと思うんです。それで、持ち込みは禁止と言っていますけれども、持ち込んでいないかどうかというのを、職場から出るときに、自分のロッカーとか、特に帰るときにチェックしている対応をされていないというふうに思うんですけれども、それはされる気はありますか。

○水島参考人 これはやはり、現場に全て任せるわけにはいかないというふうに思っております。で、いわゆる抜き打ち監査を行っておりますので、その監査項目に加えることといたしたいと思っております。

加えまして、自主監査としまして、月に一回、それぞれの事務所におきまして自主的な監査を行います。その中でも、監査を行った上で、結果について報告をとるという対応をとりたいというふうに思っております。

○浦野委員 この年金の関係で、最後に一つだけ

確認です。システム改修にかかる費用というのは、今回のこの契約の範囲内なのか範囲外なのか、お答えください。

○水島参考人 当面の対策は現行契約の中でできるかと思いますが、抜本的な対応策についてどのような形でやっていくかということにしましては、今後の検討ということでございます。

○浦野委員 恐らく費用はかさんでしまうだろうというふうに思いますので、その点もいろいろと各委員からも質問がありますので、そこはきょうは私は触れないでおこうと思います。

最後に一点、年金問題ではないことで一つお伺いをしておきたいと思っております。

これはもうずっと言われ続けながら、なかなか解消できないことですが、保育士の不足ですね。これは緊急対策を行っているという、過去にも私はこの質問をさせていただいて、そのときも局長からは、特別な対策をとっているという答弁を、繰り返して、私以外の委員からの質問にもありましたし、お答えをされておりました。

ことし四月一日からまた新学期が始まって、各保育園、保育士の採用には非常にことしも困りました。今現在、緊急対策で対応できた実績等の数字がもしあるのであれば、ちょっとお聞かせください。

○安藤（よ）政府参考人 委員御指摘のとおり、保育の受け皿の拡大を進める上では、担い手になる保育士確保は非常に重要な課題でございます。で、厚生労働省といたしましては、ことしの一月に保育士確保プランを策定いたしました。このもとで種々の対策を進めているところでございます。

ただいま、数があればという御指摘でございますが、把握はできておりません。

○浦野委員 七万人近い保育士がこれから最終的に必要になるだろうというふうに言われている中で、緊急対策をとって、では、何人、毎年毎年ふ

えているペースよりかなりふやしましたというデータすらとれていないというのは、非常に私は疑問だと思えます。それは、やはりちゃんと、どれぐらい効果があつたかというのをしっかりと検証していただいて、この対策でいいのかどうかというのはしっかりと僕は検証するべきだと思うんですね。

これは、保育士に限らず、その他の社会福祉人材、介護でもそうですけれども、非常に人手不足だというのはもうずっと言われ続けています。

七月一日から虐待の三桁番号も始まりました。児童相談員、家児相とかで対応している相談員の方も非常に人数が少ないというのは、各都道府県から国へ、もっとふやしてくれ、人口割りで何人というふうに国が定めている基準よりもっとたくさんの人手が必要なんだということで、これまでずっと要望があつたと思います。

こういった現場の福祉人材は非常にどの分野でも不足をしているにもかかわらず、具体的な策がとられてこなかったというのが今だと思うんですね。

保育士についても、そうやって、やっていますといつても、数字がわからない、結局、何人ふえたのか、何人特別にあやせたのかわからないという状態であれば、これから何をやるにしても、対応策を打って、それでほんまに大丈夫ですかと言わざるを得なくなるんですね。だから、ここはもうそろそろ、人材確保のために国が国費を使ってさまざまな手を、根本的な対策をとるべきだと思います。

待機児童の解消でも、保育園なんかは一年あれば建物は建てられるんですよ、予算さえつけて工事さえすれば建つんですよ。でも、保育士というのは一年じゃできないんです。やはり最低二年かかりますし、私は、質の向上のために保育士は三年勉強するべきやとは思っていますけれども、そういった人材を、すぐにつくれないのがやはり人というものなんですよ。

だから、早いうちに早いうちに、先手先手で対

応しないとといけないのに、一番後手に回っているのが人材を育てていくという部分なんです。それをもうそろそろ根本的に考えていただけないかということなんですよけれども、いかがでしょうか。

○安藤(よ)政府参考人 保育士につきましては、保育士確保プランのもとで、二十九年度までに六・九万人の保育士を確保するという目標を立てまして、消費財財源を活用して三〇%相当の処遇改善を行う、また、新たに地域限定保育士試験を行うなどしまして保育士試験の二回実施を推進する、また、離職の防止に向けた研修実施支援や雇用管理の好事例、あるいは潜在保育士の復帰支援、保育士養成に向けた修学資金の貸し付けなど、そういった取り組みを展開いたしまして実施しているところでございます。

先ほど保育士数そのものの把握につきまして、この四月時点かなりななりということではできていないというふうにお答えをいたしました。保育の受け皿そのものにつきましては、平成二十五年、二十六年、従来ペースを大きく上回りました、約十九万人分の受け皿を確保しているところでございます。

今後さらに拡大に努めていくということでございまして、各種の施策につきまして、実効性のあるような形で、自治体とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○浦野委員 時間が来たので終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時開議

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。河野正美君。

○河野(正)委員 維新の党の河野正美でございます

す。本日は、やや細かい点も含めまして、医療現場の問題を中心に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、精神保健指定医資格の不正取得について伺いたいんですが、先日当委員会でお尋ねいたしました聖マリ安娜医科大学における精神保健指定医資格の不正取得という問題でございます。その後の経過を伺いたいと考えております。

六月十七日にも、処分された医師を指導していた医師三名が資格を取り消されるなど、問題はまだ収束を見ていない状況にあるかというふうに認識をいたしております。精神保健指定医資格の信頼を大きく損なう大変な問題でございます。ほかにも同様の例がないのか、徹底的な検証が必要だと考えております。

他大学の実態を含めて、どのように厚生労働省は対応されているのか、現在までと今後の取り組みについて伺いたいと思っております。また、聖マリ安娜医科大学の件に關しての現在までの推移も含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

聖マリ安娜医科大学病院に關連いたします精神保健指定医の取り消しにつきましては、指定の申請時に、みずから担当として診断または治療に十分にかかわっていただかなかった患者についてのケースレポートを提出した指定医と、その申請に当たりまして指導を行った指導医を順次二十三名、合計二十三名処分をしてきたところでございます。

一連の精神保健指定医の指定取り消しの事実を受けまして、同様の不適切な事実がほかにも発生していないかどうかにつきましてケースレポートのデータベース化を通じた調査を行うとともに、そのデータベースを活用した再発の防止対策を徹底すること、私ども、精神保健指定医制度に対する国民の信頼を回復できるように努めてまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 今、聖マリ安娜の件が問題になっておりますけれども、ほかの大学とかは大丈

夫なんでしょうか。

○藤井政府参考人 先ほど申し上げましたケースレポートのデータベース化というのは全国的な対策でございます。聖マリ安娜医科大学病院と同じような不適切な事実がほかの病院でも発生していないかどうかにつきまして、このケースレポートのデータベース化を通じて現在調査を行っているところでございます。

○河野(正)委員 現在調査中ということですが、こういった事態がないようにしっかりと注意していただきたいと思います。

次に、不正に資格を取得した精神保健指定医による医療保護入院等の診断について伺いたいと思っております。

結果的に、顧みずと、資格がないお医者さんたち、指定医の資格がない人たちが指定医の業務を行っていたということになります。その是非を慎重に検証しておくことが人権上極めて重要だということふうに考えております。

精神保健指定医には、措置入院の診断あるいは医療保護入院、いわゆる強制入院の是非、さらに隔離とか身体拘束など、さまざまな重大な任務があります。本当に、罪なき人、病気の人の自由を奪うということにもなる極めて重大な判断を迫られているわけでございます。

果たしてこの不正取得した方々が適切にこういった業務を行っていたのかどうか、検証状況を伺いたいと思っております。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

本年四月に取り消し処分を行いました二十名の医師が過去五年間にかかわった指定医業務につきましては、私どもの方から五月に、当該医師が勤務したことのある医療機関が所在をしております都道府県、指定都市等に対して、その妥当性の検証等を依頼しております。現在、その検証を行っていたところでございます。

また、この六月に取り消し処分を行いました三名の医師につきましても、今後同様に当該医師の指定医業務の妥当性の検証を依頼することとして

おりまして、これらの検証によりまして、これまで取り消し処分を行った者、二十三名全員の指定医業務の妥当性につきまして速やかに把握をしてまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 ちよつと僕、通告するときに漏れていたかもしれませんが、これは診療報酬上、精神保健指定医であれば加算とかがつくはずなんですけれども、これについての考え方というのはいかがでしょうか。

○唐澤政府参考人 一般的に、診療報酬の適正な要件を欠いて請求されたものということであればこれは返還をお願いすることになりますけれども、私も、必要な調査等も含めて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○河野(正)委員 結果的には一応無資格であったわけですから、その資格によって加算された点数というのがあれば、それは厳正に対応しなければフェアではないのかなというふうに思います。

この問題に伴って、聖マリアンナ医科大学病院の神経精神科は大幅な診療体制の縮小を余儀なくされたというふうにも伺っております。先ほど来お話しするように、関連病院等で二十三名の指定医がいなくなれば大変なことだと思います。

外来診療や入院病床の確保、維持が困難になるなど、地域の精神科医療体制への影響は極めて大きいものというふうに考えますが、政府としての現状認識を伺いたいと思います。

○藤井政府参考人 聖マリアンナ医科大学病院は、精神保健指定医の指定を取り消された医師の診療を自粛しておりますけれども、外部の医師を招聘するなど、診療体制の確保に努めていただいているというふうに聞いております。

また、その一方で、川崎市における精神科医療体制の確保につきましては、川崎市の方で、川崎市医師会等の関係団体に対しまして、受診希望者の受け入れの協力依頼を行っているとも聞いております。

私も厚生労働省といたしましては、今回の指

定取り消しによりまして地域の精神科医療体制が損なわれることのないように、川崎市としっかりと情報共有を図りながら、必要に応じて適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 こういうふうな不正取得が発覚したということで、極めて大きな数の指定医が地域からいなくなるという大変なことになりますので、今後こういっていただけないように、しっかりと対応を練っていただけないかと思っております。

次に、精神保健福祉法の改正後の状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

昨年四月の改正精神保健福祉法の施行から一年三カ月が経過をいたしました。保護者制度が大きく見直されまして、医療保護入院の要件を家族等による同意に変更し、病院には退院後の生活環境の相談に当たる者を置くことが義務化されるなど、精神科医療と地域医療、地域社会がより一体となつて患者さんを支えていく体制を目指している、そういった取り組みが目指されているというふうに認識をいたしております。

この法律施行によって、取り組みを振り返って、今のこの法が変わつてからの現状及び課題をどういうふうな認識されているのかをまず伺いたいと思います。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省といたしましては、改正法施行後の実施につきましまして、まずは、今年度早々にもできるだけ把握ができますように、平成二十六年度になります、昨年度になりますが、日本精神科病院協会に対しまして、法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査を委託したところでございます。

先生、改正法施行後一年三カ月の現時点におきましては、まだ各種の統計情報の結果がまだ取りまとめ中であるということもございまして、把握あるいは分析できる情報はまだまだ限られておりますけれども、先ほど申し上げました調査のほか、私ども、病院団体、自治体、あるいは当事

者、家族等関係者との意見交換を通じて、改正法の運用状況あるいは課題の把握に努めて、必要な対応につきましても検討してまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 厚生労働省は、昨年度、今お話ししましたように、障害者総合福祉推進事業において、精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査というのを実施されております。これは日本精神科病院協会が担当してやられたものだと思いますけれども、その調査結果の概要と、調査で明らかになった点、認識を一言お願いします。

○藤井政府参考人 御指摘の報告書は、精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態を把握することを目的としたアンケート調査の結果を取りまとめたものでございまして、今後の見直しに向けた提言を盛り込んだ内容となっております。

報告書では、例えば、医療保護入院の同意者の範囲が広がったことによりまして、患者と疎遠な家族等までが同意者の要件を満たすことになり、その確認作業の煩雑さが病院の負担となつていくこと、あるいは、患者とかかわりたくない家族等がいた場合には、市町村同意の要件を満たさないことから、医療保護入院ができなくなつていくというふうなことが課題として指摘をされております。

○河野(正)委員 今まさにおっしゃった点なんですけれども、例えば精神障害者であつて長期的に入院が必要であつた方、極端な話、数十年来入院されている方というのがいっぱいいます。本人の判断能力というの落ちていますから、当然、医療保護入院であるというふうになつております。

そういった方が、高齢化によって、例えばお手洗いにいくときに転倒して骨折をする、それによつて整形外科に転院しなければいけないとか、あるいは、当然高齢になつて病気をされる、がんになったとか、それで手術が必要ということと転院をされたりします。そうすると、精神科の病院

を一旦退院することになりますので、退院した後、内科なり整形外科の病院、外科の病院から、治った後はおおむねその病院に戻つてくるというふうなことになります。そのときに、患者さんは既にもう御両親が亡くなつていたり、いろいろなことで御家族も疎遠になつていたり、なかなか同意をしていただけないというふうなことになるわけです。

この辺の現状というのを、まさにこれはアンケートから出ているんですけども、どういうふうな考えられているか、お尋ねします。

○藤井政府参考人 この改正後の精神保健福祉法における医療保護入院の手続につきましては、一つは、精神障害者の本人の権利擁護が重要であること、もう一つは、インフォームド・コンセントがますます重要とされている中で、患者の身近に寄り添う家族等に十分な説明が行われた上で、家族等が同意する手続が重要であること、そういった点を総合的に考慮して、家族との同意を必要としたところをございました。

この改正の結果として、御指摘のような事例が医療現場で生じているということは承知しておりますけれども、私ども、今後さらに、医療保護入院における入院手続のあり方につきましては、関係者の意見を聞きながら課題を明確にしつつ、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 かなりそういった、御家族の同意を得ることが大変だというふうな聞いております。現場で本当に御苦労されているという声を直接にも間接的にも多く聞いておりますので、この辺をしっかりと考えていただかなければいけないのかなと思つていところであります。

ちよつと先に一点お聞きしたいんですが、家族の間で医療保護入院に同意するかどうかの見解が異なる場合というのがあると思ひます。

例えば、御長男の方は入院させたいと言っているが、次男の方は入院させたくないあるいは退院させたいというふうな言われる場合があると思ひ

ます。当然、入院の適否については、先ほど来話している精神保健指定医であるとか専門の医師が判断をしているわけですから、そこは、入院が必要という前提に立ったときに、御家族で、入院させたい、させたくないという考えが分かれてしまいうことがあります。今、そういったことで入院されると、別の御家族が、保護者になっていない方が退院請求ということをできるようになるのかなと思います。

これを、現場で起こったトラブルは病院の方でやってくれというのが筋になっていると思うんですが、そういった、病院だけで巻き込まれても本当に大変なことになりますし、あるいは金銭的な問題も生じてくる場合がございます。

そういった中で、精神医療審査会がそういったときは業務をやっているということになりますけれども、前、この法案ができるときに参考人質疑でやらせていただきましたけれども、本当に精神医療審査会の業務というのにもたくさんありまして、非常に厳しい。患者さんが訴えて出てから一カ月でやろうと言っていますけれども、三カ月ぐらいかかることもあるというような現状にあると思います。

そういったことで、今回の法改正によって、こういったトラブルがあるのかどうか、家族による退院請求がどのくらいあるのか、あるいは精神医療審査会はしっかりと機能できているのかどうか、伺いたいと思います。

○藤井政府参考人 先生、退院請求の件数につきましては、通常、私も、衛生行政報告例という統計調査でもって把握をしておるところでございますが、こちらの改正法施行後の二十六年年度の状況がまだ取りまとめの途上でございまして、把握をできてございません。

ただ、先ほど先生の方からも言及がございました日本精神科病院協会による調査におきましては、これは七百九十九施設の回答でございますけれども、平成二十五年の退院請求の総計が千四百一件、それから、二十六年年度の上半期の総計が九

百二十九件でございますので、単純にこれを二倍いたしますと三割増強増加している、そういう数字になってまいります。

ただ、精神医療審査会につきましては、法改正とあわせて運営マニュアルを改定しております。例え審査会につきましては、審査会が、各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員として置くことができるのか、あるいは、退院等の請求につきまして、原則として面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うことが望ましいわけですが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができるのか、幾つかの措置を講じております。

審査会の実態につきましては、今後、私も、関係者の御意見もよく伺いながら、さらに把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○河野(正)委員 先ほどお話ししましたように、患者さんが長期入院して、御家族が本当にどこにいてもわからないという状況にあった場合に、市町村長同意ということで、居住地の首長さんの同意によって入院させるということができておりました。

ところが、もちろん、制度の趣旨に反しない範囲でそういったことを利用していただんだけれども、今、家族であれば誰でもいいよということになったがゆえに、この市町村長同意というのが非常に厳しくなりました。

患者さんがそういった骨折なりなんなりでその病院に行った、治療が終わったので速やかにといった精神科病院に戻ろうとしたときに、市町村長同意が再びとれなくなると、とことん家族を捜してくださいということで、ソーシャルワーカーがずっとあちこち電話するんだけれどもなかなか同意が得られないということで、結局、患者さんがもつた病院に戻つてこれないとか、あるいは、極端な例であれば、外来までは来たんだけれども、入院手続が終わらないと病室に戻れま

せんから、そういったことでずっと外来で何時間も待たされるというような例もあると思います。そういったことについて、この市町村長同意のあり方というのはしっかりと考え直さなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

○藤井政府参考人 市町村長の同意による医療保護入院につきましては、これも先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、やはり精神障害者本人の権利擁護が重要であるということ、また、インフォームド・コンセントが重要とされる中で、患者の身近に寄り添う家族等に十分な説明が行われた上で家族等が同意する手続が重要であること、そういった点から、家族等がいない場合や、家族等の全員が意思を表示することができない場合のみ行われる、いわば補完的な仕組みとしていっております。

いずれにいたしましても、医療保護入院における入院の手続のあり方につきましては、私も、さらに関係者の意見を聞きながら課題を明確にしつつ、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 本当に長く入院されている方においては、御両親がもう高齢になっていて、かつては同意者になっていただけれども、御本人が認知症にならているとかあるいは施設に入られている。きょうだいを捜しても、きょうだいも、お嫁に行つた妹さんであつたりするとなかなかそういったことを、精神障害者のお兄さんがいた、弟さんがいたから同意をしましよということに対して非常に抵抗があるというのが現実だと思えます。本当に、患者さんが入院できなくて、外来までは戻ってきたんだけれども、その後、病棟の方に戻れないというような状態というのもあります。この市町村長同意というのは、しっかりと、ほかの制度をつくつてもいいんだと思えます。

先ほど来、インフォームド・コンセント、患者さんの同意判断能力がないという方が精神科は残

念ながらたくさんいらつしやいますので、幾ら説明しても、説明して、うんと言っているも、本当に同意判断ができたのかどうかという問題もありますし、それとまた、家族を捜してと言われても、そういったふうに、もう疎遠になつたきょうだいで、お嫁に行つた妹さんが同意しますというようなことは、結構いろいろな家庭の事情もあつて大変なことだと思えますので、やはりそういったところで患者さんが不利益にならないようにだけはいかなければならないと思っております。そういう制度はしっかりとつくつていかなければいけないというふうに思っております。

次に、医療人材について伺いたいと思えます。医療法人の経営に携わっている方々にとつて、医師や看護師など医療人材を確保するということは、常に苦勞の伴う大きな任務であるというふうには思っております。

これは看護師さんも同じであります。医師不足や偏在が叫ばれる中、国においても当然さまざまな取り組みが進められてきたと思えますが、相変わらず、やはり医師、看護師の確保というのは、各病院、苦勞をされていることだと思えます。

以前は、理事長であるとか病院長が出身大学の医局などに頼んで招聘したりしていただんですが、近年では、いわゆる紹介業者が頼む例というのがふえております。

今から四年前の二〇一一年に、日本病院会が、病院の人材確保・養成に関するアンケート調査というのを実施しておられます。この調査によつて、病院が、医師等の人材あつせんを受けるため、一年間に四百六十一億円もの経費をかけているということが明らかになりました。そのうち、人材あつせん業者に支払つた手数料が三百四十一億円、およそ四分の三を占めております。手数料の相場は医師の年収の二割、あるいは現実的には最近三割とも言われておりますので、一人紹介してもらえば三百万から四百万、五百万という経費がかかるというふうになります。

このように、高額の経費をかけているにもかかわらず、実はこのアンケートによると、あつせんを受けた人材の技術や技能に満足している、紹介されたお医者さんの技術に満足しているというのが七・九%、一割にも満たないというような状況にあります。

病院がこうしたいわば間接的な経費に高額な費用を割き、結果として病院自体の経営の安定が脅かされているという状況は、看過できないのではないかと考えております。

また、医療現場では、医師の急な事情により診察できなくなったり、かわりの医師の確保に頭を悩ませるということもしばしばございます。このため、医師を専門とする紹介会社から医師を紹介してもらい、人材を確保しているということも少なくありませんので、当直や日直など、こういった業務にそういった紹介所からあつせんしてもらったお医者さんを雇用しているというケースもたくさんあります。

我が国の伸び行く社会保障費の中で、極めて限られた診療報酬であると思います。後で大臣にも伺おうと思っておりますけれども、厳しい経済状況の中で、本当にやはり限られた収入を医療機関が得るわけですから、実際に医療現場で汗を流している人がそれを受け取るべきではないかなと。あるいは、患者さんに有益に還元できることを考えなきゃいけないというふうに思っております。

この日本病院会の調査は四年前のものでございますが、現在、改善していると認識されているのか。私は、決して改善はしておらず、看護師も含めて人材確保は極めて厳しい状況だと思っておりますし、東北とか、地域的にも非常に深刻な状況のところもあると思います。

厚生労働省として、問題認識や、これまでの取り組み、課題などについて認識を伺いたいと思います。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。
今委員の方から御指摘ございましたように、各医療機関で、医師、看護師の方の人材の確保につ

いて、それぞれの状況でありますとか必要性に応じていろいろな御工夫をされているんだろうと思っております。

今も病院会の調査について御紹介いただきましたが、私どもとしても、具体的には、昨年、二十六年の六月にアンケート調査をしまして、公表をさせていただいております。

いろいろ医療機関等での人材の確保に御苦労されている状況の中で採用方法についてでございますけれども、医師の採用方法につきましては、最も多いのが医局などからの紹介、次いで民間職業紹介事業者ということでございました。それから、看護師の採用方法につきましては、最も多いのはハローワークということでございましたが、次いで民間職業紹介事業者という状況でございます。

それからまた、先ほどもございましたけれども、民間職業紹介事業者の利用に当たりましては、その調査では、他の方法よりも採用に至る可能性が高いとか、ミスマッチが少ないとか、採用に至るまでのスピードが高いというようなことも挙げられておりましたけれども、一方で、いろいろな形で、すぐやめてしまわれるというようなことであったり、あるいは入職してから求める能力や適性を備えていないということがわかったというところで、先ほどとは逆に、ミスマッチというような状況もあったということも挙げられていたというところもございました。

また、紹介の手数料につきましては、先ほど委員が御紹介されたような状況と変わっていないというところも思っております。

いづれにしても、私どもとしましては、民間職業紹介事業者の法令違反等に係ります相談であります。あるいは、都道府県労働局において取り組みにつきましては、都道府県労働局において丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 時間がなくなりましたので端的に塩崎大臣に伺いたいと思いますが、やはり医師

の配置基準、看護師の配置基準等がありまして、非常にこういった経費もかけながら医療機関は努力していただいているわけなんです。来年度の診療報酬改定、地域医療を守るという観点から、厚生労働大臣としてどのようにお考えか、決意も含めてお聞きしたいと思っております。

○塩崎国務大臣 よりよい医療を実現するために、医療機関の機能分化とか、それから投入する医療従事者の配置をどうするか等々、配置基準を定めて、できる限りよりよい医療を実現するというところでやってきたのが診療報酬ではないかというふうに思っております。

同時に、医師、看護師だけでなく多くの職種と一緒に医療に携わる、いわゆるチーム医療というものが最近は大きな流れになっていて、これを推進する、そして、全体として必要な医療従事者の確保が図られるように取り組みを進めるということも進めてきたわけでございます。

今お話があったのは、最近、職業紹介によつて医師や看護師が来るというのは、私の地元の医師会の先生方も、大分手数料が高いぞ、こう言つて怒られたりするわけであります。

医療従事者の配置基準につきましては、やはり人材の確保などの実態に一定程度きつとした配慮をしながら、看護師さんの一時的な不足に対しても緩和措置を設けるというような手だてでもつてまいりましたし、弾力的な運用については、一時的な不足によつて一カ月以内で一割以内の看護師数の変動があつても診療報酬には影響しないとか、あるいは看護師の夜勤の基準を満たさない場合の減算幅も緩和をする、そういった配慮はしながらやってきているわけでございます。

しかし、できる限りよりよい医療の実現のために、配置基準としても、よりよい配置基準を目指していくということが大事で、引き続き、医療従事者の配置については、診療報酬によつて、言つてみればできる限りそちらに持っていくという、よい医療のイメージをちゃんと持つということ

で、今回、我々も諮問会議などで議論をして、今後の重点化すべき医療の形というものもお示しをいたしました。いづれにしても、そういうことを踏まえて、年末に、まず議論し、そして中医協で御議論をいただいで、決めてまいりたいというふうに思います。

○河野(正)委員 済みません、時間が来ましたので、ジェネリック医薬品について聞きたかったんですけれども、なかなか伸び悩んでいた現状を、最後に一言だけ、財務省からもきょう来ていただいておりますので、コメントをいただきたいと思っております。

○大臣政務官 答弁の機会をいただきました。ありがとうございます。

日本の現状、ジェネリックについては、古い数字ですけれども四六・九%、欧米では低いと言われているフランスでも七割、アメリカは九割でありますから、それと比較しても極めて低い。

では、なぜかということでもありますけれども、これは一概になかなか申し上げにくいんですけれども、いろいろな要因があるというふうに言われています。例えば、医療関係者、保険者、患者の意識、また、製薬メーカーの収益構造であったり、安定供給、品質等に対する信頼性等々があるというふうに言われています。

いづれにしても、ジェネリックの使用促進につきましては、同等の治療効果を確保しつつ国民の負担を軽減するという意味で、非常に効果的な施策であるというふうに考えておりますので、今般の骨太の方針でも、六割から八割と目標を引き上げさせていただきました。同時に、診療報酬上の措置もということで書かれておりますので、こうした方針に従つて着実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○河野(正)委員 ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、高橋千鶴子君。
○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

二〇一〇年の八月、児童扶養手当法改正により、父子家庭にも手当が支給されるようになりました。また、遺族年金も、妻が遺族ならもらえていたけれども、夫ならもらえないとか、または五十五歳以上じゃないともらえないし、もらえるけれども六十歳までは支給停止、そういう男女差がありました。しかし、二〇一四年四月からは、遺族基礎年金については、子のある夫にも支給されるようになりました。

それぞれの対象人数がどのくらいか、まずお伺いします。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

児童扶養手当につきましては、平成二十五年度の児童扶養手当の支給者総数が約百七万人でございます。このうち、父子家庭は約六万五千人となっております。

遺族基礎年金でございますが、平成二十五年度の実績で申し上げますと、全体の受給者数が約九万一千人、当該年度、二十五年度に新規裁定を受けた方が一万一千人でございます。

今御指摘ありました父子家庭への適用の拡大は、二十六年の四月から施行ということなので、現段階ですと実績値はまだ積み上がっておりませんので、実績値はございませんが、私ども、予算上で見込んでおりますのは、二十六年、当然これから始まるので新規の裁定ということになります。約二千世帯程度と一応見込んでございます。

○高橋(千)委員 たった今の数字なのでまだ実績値が出ていないことだと思えます。

当時は、そもそも、既に妻を失った男性に対しては出ないわけで、遡及を本来はするべきだということもあわせて指摘をしたわけですが、ようやくここまできたところでもあります。

そのときに、昨年四月二日の厚労委員会なんですけれども、田村前厚労大臣は、「昔は男性が家計を支えるということが前提で制度をつくってきたわけでありまして、今や男女ともが働く

中において家計を支えておる。こういう考え方のもとに、遺族基礎年金の場合は、片方がお亡くなりになられるわけでありまして、そのような形の中において、両方ともが支えておるという前提のもとで、今般、父子に対しても支給を決定させていたのだと答えています。

少し回りくどい表現ですけれども、多分、男女共働きが大半普及してきた、だから男だけが主たる生計者という考え方はもうないんだということ、どちらの立場にあつても、片方を失った場合ということで、父子に対しても支給を決定したという趣旨だったと思うんですね。

この点について、今までは妻だけに限定されていたものを父子にも拡大してきた、厚労省自身が拡大してきたその意義とあるいは趣旨、塩崎大臣にも改めて認識を伺いたいと思います。

○塩崎国務大臣 田村前大臣の今引用していただいた発言というのは、基本的には、考え方はそういうことだろうというふうに思います。

遺族年金制度というのは、家計の担い手が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うものであるわけで、社会保障・税一体改革において、平成二十六年四月から、遺族基礎年金の支給対象を父子家庭に拡大したということでございます。引き続き、そのあり方について、年金部会においても御議論をいただいているところでございます。

我が国よりも女性の就業が進んでおります諸外国の制度の例を見ますと、男性も女性もともに生計を維持する役割を果たしているという考え方のもとで、養育する子供がいる場合には、両親のどちらが亡くなった場合でも支給をされている一方で、若い時代に養育する子供がいなかった場合には、遺族給付がないか、あるいは、あるとしても有期給付となっていることが多くなっているようにございまして、年金部会の議論においても、このような形が、男女がともに働く社会における遺族給付の将来的なあり方だと考えられる旨

整理をされているところでございます。

社会保障・税一体改革において実施された遺族基礎年金の支給対象の父子家庭への拡大は、こうした考え方に照らしても評価をできるものであるというふうに考えております。

○高橋(千)委員 最後に、評価をできるというふうに認識があつたと思えます。

それで、資料の二枚目に、「現行制度における遺族年金制度の支給対象者」というのをつけておきました。そもそもこれは非常にわかりにくい制度でありますからあれですけども、囲みの丸の一つ目が、今大臣おっしゃった、「遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組み」とあるわけですね。

それで、変わったところは、支給対象者、「子のある配偶者」というのがありますよね。これはみんな丸がついていたんですけれども、以前は子のある妻だけだったものが、夫にも認められたということなんです。ただ、遺族厚生年金の方は、「妻のみ」というのがまだ残っているということだと思えます。

それで、この制度設計を行った二〇一二年二月十四日の社保審年金部会の資料の中でも、「基本的には男女差を解消する方向で、具体的な法的措置について引き続き検討することが考えられる。」と明記をされています。それで、ほかに男女差のある遺族年金とは何かということ、寡婦年金、中高齢寡婦加算、夫の遺族厚生年金の年齢要件、今言った妻のみのことですね、なんということ

が挙げられているわけですね。
ですから、この間、さらに検討されてきたのではないかと思います、いかがでしょうか。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。
私どもの審議会年金部会での議論は、先ほど大臣から御答弁申し上げたとおりでございますが、お話をしましたように、諸外国の例を見まして

も、男女がそれぞれともに生計を維持する、いわゆる日本で言う共働きの世帯が標準的な家計の形になると考えますと、どちらかが亡くなった場合でも、養育されるお子さんには一定の影響が出ますので、その意味では、どちらが亡くなった場合でも遺族年金を出すというのが基本的な考え方。その意味では、男女差のない形で制度を将来的には設計するというのは、審議会でもそのような方向性が出ていくということでございます。

他方で、今の遺族年金は、夫と妻の間での扶養関係も頭に置いて、お子様がいらつしやらない場合でも、例えば旦那さんが亡くなると女性の奥様の方に出るという形態になっているわけですが、この点はむしろ、諸外国ですと、子供に対してはどちらが亡くなっても出すということになります。夫婦の間で言いますと、大臣からも御答弁申し上げましたように、子供がいなかった場合にはそもそも遺族年金は支給しない、あるいは有期にするといったような整理がなされているということでございます。そうしますと、これは遺族年金全体の設計の考え方をどうするかということに立ち至ることになります。

他方で、我が国の現状を考えますと、将来その形に向かうとしても、まだ、主たる生計者が夫で、妻が専業主婦で、夫が亡くなって遺族年金で生活されているという方は結構いらつしやることになりましたので、そうしますと、そういった今の実態も踏まえながら、少しずつ、どういうふうに変えていくかという形で考えていかなければいけないということになりますので、実態を踏まえながら将来の形を考えるとということになりますので、ある程度時間をかけて、遺族年金全体の設計をある意味では将来に向けて考えていく、そういう整理が必要だということで、この問題は、遺族年金全体のあり方を少し時間をかけて議論しようというものが現在の審議会での整理というふうに承知しております。

○高橋(千)委員 諸外国でももう男女差がなく

なっているんだ、その認識は共有できていると思うんですね。

ただ、全体の設計を述べていくときに、きつとこれは所得保障と社会保障の負担の関係が云々という話になって、差がないんだってならなくてもいいんじゃないかという議論に行ってしまうのかなというちょっと不安を持って聞きました。

そうではなくて、やはり、男女差がないよねというところから、まだ不都合になっているところを解消していくという議論をまず始めたいというふうに思っているんです。

そこで、資料の一枚目、これはことしの六月二十一日付の朝日の社説です。出だしのところ、私がアンダーラインを引きました。読ませていただきます。「地方公務員が労災で亡くなったとき、配偶者が女性なら年齢を問わず遺族補償年金を受け取れるのに、男性だと五十五歳以上でないといけない資格がない」。こんな男女格差が認められるかが争われた訴訟で、大阪高裁は「法の下での平等を定めた憲法に反する」とした大阪地裁判決を取り消し、元会社社員男性の請求を退けた。云々、こうあるわけですね。中学校教師だった妻が自殺したのは九八年。当時男性は五十一歳だったために、今しきりに私が言った対象外ということ、不支給になったのであります。

実は、私は、先ほど来議論している昨年の四月の質問のときに、この大阪高裁の地裁判決、法のものとの平等に反するという判決を引いて質問をしました。そのときに、厚労省が児童扶養手当を父子家庭にも支給するという改正を行ったことが判決にも大きな力になった、裏づけの一つになったという判例の解説を紹介いたしました。

ところが、今度は逆の結果になってしまつて、高裁で却下になったわけですね。非常に時代おくれだなと思うし、残念に思うわけです。志田博文裁判長は、夫に比べ妻は独力で生計を維持できない可能性が高く、男女差規定には合理性があると述べたというんですね。しかし、社説でもあるよ

うに、また今の大臣や局長の答弁でもあるように、今は共働き世帯がふえている。夫のみ働く世帯の一・三倍なわけですね。男女の賃金格差も確かにまだ大きいんです。ただ、これはかなり縮まってきたとあります。

私が当時訴えを受けた五十代の男性の場合ですと、小学生二人残して妻に先立たれて、自分は会社で倒産して失業している。なので、もうその年齢になってなかなか正社員にはなれないわけですよ。そういう意味では、リストラに遭つたり非正規雇用を余儀なくされるというのは、この条件というのはやはり現実的にはふえているわけですよ。そういう意味でも、時代の変化を踏まえて、やはり解消していかなければならないと思うんです。

そこで、大臣に、一般論で伺います。

男女の賃金格差が数字ではまだあります。だからといって、一つは、病氣や失業、さまざまな理由で困難な男性も多いです。一律に性別と年齢で分ける考え方は見直すべきではないか。逆に、女性が生計を維持する社会を安倍内閣は目指しているわけですよ。そのときに、今読み上げたように、女性に独力で生計を維持できないと決めつける。裏を返せば、妻は主たる生計者になり得ないということになります。これはやはり逆行するのではないのでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほど局長が答弁したように、かつては、男が働き、奥様は専業主婦で、子供さんがいて、御主人が亡くなったときにどうするかというような典型例を前提に年金の場合の遺族年金というのが組み立てられて、そこに、税が入る基礎年金部分と厚生年金の部分とあるということ、いろいろな制度が変わりつつある途中というふうに考えなければいけないのかなというふうに思っています。

今の地裁と高裁でこれだけ違う判決が出てくるというのは、これは年金ではございませんが、まだ実態の生活パターンというのが、あるいは夫

婦の関係、そして働くことというこの新しい時代における形というのが変容しつつあるというところが背景にまずあるんだらうと思います。

御質問のとおり、地方公務員の労災補償の遺族補償年金をめぐって、今のような大阪高裁で出された判決があるということは、今お話をいただいたとおりであります。

判決の事案というのは、業務上生じた事故に対する損失補償である地方公務員の災害補償制度に関するものであって、老齢それから障害、死亡に伴う稼働能力の喪失を基本的な考えに置く公的年金制度とは、制度の趣旨あるいは給付の性格というものが異なるんだらうなというふうに思っています。

したがって、この判決が遺族年金制度のあり方に直接影響を及ぼすものではないのではないかとこのように考える上で、さらにその上で、公的年金制度の遺族年金の男女差をどう考えるかということについては、先ほど御説明申し上げたとおり、単に男女差を解消することではなく、遺族給付としてどのような補償を行うのかという基本的な考え方の整理というものをやっていくことが必要であるという考え方が、先ほどの年金部会における議論の整理として示されているわけがあります。

今先生がおっしゃったような、一律に性別と年齢で分ける考え方は見直すべきではないか、そういう方向はそれとおりだというふうに思うわけがありますし、当然、安倍内閣は女性の活躍を推進しようということでもありますので、そういう考え方には賛成でありますけれども、年金部会における年金の遺族に対する扱いについての議論というのは少し違うのかなということ、しっかりと、少し時間をかけて遺族年金制度の見直しについて検討を進めていくべきではないかというふうに思っています。

○高橋(千)委員 初めて大臣と意見が一致したかなと今思ったわけがあります。

基本的に、地方公務員の労災の年金なんですけれども、考え方、制度設計は、厚生労働省の遺族年金に沿って制度設計をされているわけなんです。なので、今おっしゃった、やはり一律に決めるべきではないかというのはそれとおりだとおっしゃってくださったこと、そもそも昔と考える方は変わっているという認識、やはりそのことがとても大事な答弁であつたと思いますので、それ以上は聞きませんので、きょうは、この点についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

それで、年金情報流出問題について進めていきたいと思ひます。

きのうの参議院厚生労働委員会でも、もう何回も審議が中断しました。答弁も何度も訂正されて、本当に、全てが信頼できない、暗たんたる気持ちにさせられました。

予算委員会を十八日によつて、そのときにやり残した質問もあるんですけども、きょうまず伺いたいのは、その後に発表された事実として、百一万人です。百二十五万件のうち百一万人まで、三情報、二情報の方たちがどなたかというところがわかつたという発表があつたわけですね。

そのときに、不思議に思うのは、四情報が流出したのは一万五千人、この方たちは栃木、福岡、沖縄に突出しておりまして、ゼロのところも含め、一桁台がほとんどなわけですよ。ところが、この百一万人は、四十七都道府県全てに満遍なく分布しているのはなぜなんでしょうか。

○水島参考人 お答えいたします。

四情報が流出いたしました一万五千人の方につきましては、機構において作業をしておりまして、情報の一部が流出したものでございまして、その作業の内容といたしまして、栃木、福岡、沖縄の三県にかかわる方に関して作業中であつたということでございます。

それから、二情報、三情報でございますが、これらの方々に関しましては、全国にかかわる情報

が流出したということございまして、その結果として全国に分布したということであるというふうに考えております。

○高橋(千)委員 全国にかかわる情報、どんな作業をしていただのでしょうか。

要するに、情報の出どころに非常にかかわってくると思うんですけども、明らかに今言っている趣旨が違うと思うんですよ、一万五千人の趣旨と百万人の趣旨と。全国にかかわるどんな作業をされていたということでしょうか。

○水島参考人 今までこの内容につきましては実はお話を申し上げてまいりませんでしたが、ここで申し上げられますことは、やはり、例えば記録問題でございまして、いわゆる一部の地域に限定がされない業務に関する情報が残念ながら流出してしまつたということでございます。

○高橋(千)委員 前は、記録問題ですと云つたら、それはお答えできませんと云つてあつたけれども、そういうことだと。

私はやはり、この情報の出どころというのが何らかの形で基幹システムにさわつていいるのではないかと、だからこういうことになつていいるのではないのかと思うんです。

確認をいたします。

五月二十九日にネットを遮断したというのは、メールではなかつたということと答弁されているわけですね。その後、六月四日に遮断したのは、外部のインターネットと接続しているメールと、統合ネットワークによる厚労省と直接やりとりしているメールの二つである。その際、パソコンとアドレス、私がもしその職員だとすれば、持っているアドレスは同じである、これで間違いないでしょうか。

また、年金機構内だけのイントラネット、これは今も利用している、アドレスは非公開のアドレスを使っているという理解でよろしいでしょうか。

○水島参考人 おっしゃるとおりでございます

が、少し申し上げさせていただきますと、統合ネットワークを経由いたしました利用といたしましては、いわゆるインターネットのウェブ閲覧機能は統合ネットワークを介しております。それから、厚労省とのメールのネットワーク、それからインターネットとのメールネットワーク、これは六月四日に遮断をしたわけでございます。インターネットは現在も維持をいたしております。

○高橋(千)委員 ということなんですね。

そうすると、四日までメールを使っていた問題については、水島理事長は、私自身が判断したと述べました。大臣は、本委員会が陳謝をして、常識では考えられないと述べたわけですよ。だけれども、なぜメールを使っていたかという、外部の企業などと頻りに連絡をとる必要があつて非常に不便だと。今不便な状態になつていいるわけなんですけれども。

しかし、問題は、これは同じアドレスなんですね。同じアドレスで二種類あつて、統合ネットワークのシステムのメールは厚労省とやりとりしていたんです。知らないと言つても厚労省がそのメールを受けていた。それも公開のアドレスですよ。netlogのアドレスでメールをもらつていながら、それはイントラネットだ、閉鎖されていいるメールだと思つていた。これはどっちもどっちでしょう。もう監督責任とかいう、そういうレベルではありません。厚労省がメールをずっとやりとりしていながら、これは大丈夫だと思つていた。おかしくないですか。

○榊見政府参考人 まさに機構とのメールについて、統合ネットワークというところを通じて厚生労働省としてはつながつていたということでありまして、アドレスはnetlogというところで、そういう形でつながつていいると思つていたということでございますので、おかしいということとは当たらないのではないかとこのように考えてございます。

○高橋(千)委員 何でおかしいのが当たらないん

ですか。四日までメールを遮断していなかったということがわかつたときに、常識では考えられないと大臣は言つたんですよ。それを、四日まで自分たちがメールを受けていて、おかしくないとはどういう意味ですか。

○榊見政府参考人 まさに統合ネットワークというところを使つていいるわけでありまして、外のインターネットの線を使つていいるわけではなかつたということ、そういうふうに思つていたということでございます。

○高橋(千)委員 違います。統合ネットワークを使つていたんだけど、それはイントラネットだと思ひ込んでいたんですよ、厚労省が。そんなこともわからなかつた。認めますか。

○榊見政府参考人 年金局の人間、まさに厚生労働省職員がメールのやりとりをしていたわけでございます。そういうことではないかと、機構とのやりとりということについては、機構と各拠点との間にイントラネットは構築されて、これは稼働していいるわけでございます。厚生労働省の職員も、統合ネットワークというところを通じていいるわけでございますが、これまた、インターネットの、外の線というのではなくて、そういういわば特別につながつていいる線があるのでメールのやりとりはできるというふうに思つておりましたし、それが特に不自然ということではないだろうというふうに思つております。

○高橋(千)委員 本日に言つていいる意味わかるんではないですか。職員は認めていいるんですよ、イントラネットだと思つていた。閉じたシステムだと思つていたんですよ。だけれども、それは統合ネットワークだつたと。全然趣旨が違うじゃないですか。

さつき理事長が答えたように、イントラネットは非公開のアドレスなんですよ。全く違うものなんです。その違いさえもわからなかつたということでしょう、四日まで。

○榊見政府参考人 そういうことではないかと、

いわば外の、インターネットではなくて統合ネットワークでつながつていたということでございますけれども、いわば特別の線を使つてつながつていいるというふうに思つていたということでございます。そういうことで、一種のイントラネットでつながつていいるというふうに思つていたということでございますので、そこが、アドレス等から見ればつながつたのかと言われると、若干にくじたることは、私も今になってみると感じますけれども、そういうことで、特に機構本部と拠点、それから私も年金局ということについては日常的にやりとりをしていいるものでございまして、そういうふうに考えていたということでございます。

○高橋(千)委員 これは絶対認められませんか。大臣がどれだけ大きな声で、常識では考えられないと言つたのは、それは自分のところに返す言葉だつたんです。大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 実態は、統合ネットワークを通じてメールでのやりとりが続いていいた、それをイントラネットと誤解していたというふうに私は理解をしていいるわけでありまして、一旦閉じたはずのインターネットが統合ネットワークではまだつながつていたし、独自のメール回線もあつていたということがわかつて、六月四日に全てを閉じて、あとは厳密な意味でのイントラネットだけが今動いていいる、こういうことだと思ひます。

○高橋(千)委員 大臣も事の重大性をわかつていないと思ひますよ。だって、統合ネットワークだと思つて、統合ネットワークを通じていたものは今閉じていいるわけですよ。イントラネットは動いていいるわけですよ。それで閉鎖されていいるから安心だと思つていたのが厚労省だということを指摘していいるわけですから、これは本当に責任を免れないと思ひます。

問いがいつぱい残つちやいましたので、次の質問、関係するので聞きますけれども、私の手元に機構の資料があります。これは五月十八日午前

百通、同じく十八日に十五通、一通、一通、つまり十七通、そして十九日、計十八通、こうやってメールが来た形跡があります。そのときに、受信アドレスが実は未公開アドレスだというのが幾つかあるんですね。感染は確認されておられません。つまり、さっきから言っているように、未公開アドレスということは、結局、庁内LANなんです。インターネットで使っているアドレスが最初のウイルスでもしかして流出した、そういう意味もあるんですよ。これはお認めになりますか。

○水島参考人 どのパソコンに届いたかということに関しては公開をいたしておりませんが、少なくともインターネットのアドレスに標的型のメールが届いたということはございませぬ。

○高橋(千)委員 未公開のアドレスに届いておられますが、では、それはどういうことでしょうか。

○水島参考人 いわゆるインターネットアドレスにそのようなメールは届いていたということでございます。

○高橋(千)委員 インターネットではなくて、インターネットには違いませんかもしないけれども、さっきから言っているインターネットの方は非公開のアドレスですよ。理事長は答えました。それに届いているじゃないかと言っているんです、ウイルスが。

○渡辺委員長 既に申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力をお願いいたします。

最後に、簡潔にお願いいたします。

○水島参考人 インターネットアドレスに関しまして、私どもは全て公開しているわけではございませんで、そういう意味では、公開をしていない職員アドレスもございませぬ。

○高橋(千)委員 一言で終わります。

とてもじゃないが、きょうは続けられないので、改めて集中をお願いしたいと思います。

それから、済みません、西村副大臣においでいただいたんですが、こんな調子で、そちらまでいきませんでした。マイナンバーと成長戦略につ

てぜひ伺いたいと思ったのと、このような状態では、とても年金をマイナンバーに結ぶことは無理だということを強く訴えて、ぜひまた次の機会にお伺いしたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○渡辺委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、社会福祉法等の一部を改正する法律案の審査のため、来る十日金曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る八日水曜日午後零時四十五分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四分散会

社会福祉法等の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律

(社会福祉法の一部改正)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の三」に、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に改める。

第二十四条の見出しを「(経営の原則等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを提供するよう努

めなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第三十条第一項中「都道府県知事」を「その主たる事務所の所在地の都道府県知事」に改め、同項第二号中「第九十九条第二項」を「主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第九十九条第二項に改め、同条第二項中「都道府県の区域」を「地方厚生局の管轄区域」に改め、「わたるもの」の下に「であつて、厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第三十一条第四項を削る。

第三十六条第四項第四号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改める。

第四十三条第二項中「第三十一条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に」を削り、「定款の変更の認可にそれぞれ」を、「前項の認可について」に改め、同条第四項を削る。

第四十四条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

4 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十四条に第一項として次の一項を加える。

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

い。

第四十六条第四項を削る。

第四十九条第三項中「第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に」を削り、「合併の認可にそれぞれ」を、「前項の認可について」に改める。

第五十六条の見出しを「(監督)」に改め、同条第一項を次のように改める。

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「所轄庁は」の下に「第四項の規定による勧告を受けた」を加え、「法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める」を「正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつた」に、「必要な措置を採るべき」を「当該勧告に係る措置をとるべき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認

「第三節 機関

第一款 機関の設置(第三十六条・第三十七条)

第二款 評議員等の選任及び解任(第三十八条―第四十五条の七)

第三款 評議員及び評議員会(第四十五条の八―第四十五条の十二)

第四款 理事及び理事会(第四十五条の十三―第四十五条の十七)

第五款 監事(第四十五条の十八)

第六款 会計監査人(第四十五条の十九)

第七款 役員等の損害賠償責任(第四十五条の二十―第四十五条の二十二)

第四節 計算

第一款 会計の原則等(第四十五条の二十三)

第二款 会計帳簿(第四十五条の二十四―第四十五条の二十六)

第三款 計算書類等(第四十五条の二十七―第四十五条の三十五)

第五節 定款の変更(第四十五条の三十六)

第六節 解散及び清算並びに合併

第一款 解散(第四十六条・第四十六条の二)

第二款 清算

第一目 清算の開始(第四十六条の三・第四十六条の四)

第二目 清算法人の機関(第四十六条の五―第四十六条の二十二)

第三目 財産目録等(第四十六条の二十三―第四十六条の二十九)

第四目 債務の弁済等(第四十六条の三十―第四十六条の三十四)

第五目 残余財産の帰属(第四十七条)

第六目 清算事務の終了等(第四十七条の二―第四十七条の七)

第三款 合併

第一目 通則(第四十八条)

第二目 吸収合併(第四十九条―第五十四条の四)

第三目 新設合併(第五十四条の五―第五十四条の十二)

第四目 合併の無効の訴え(第五十五条)

第七節 社会福祉充実計画(第五十五条の二―第五十五条の四)

会」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項

第三十一条第一項第五号中「役員」の下に「理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。」の定数その他役員を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 評議員及び評議員会に関する事項

第三十一条第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「役員」の下に「及び評議員を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会

福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。

5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

第三十一条第一項の次に次の一項を加える。

に、「第五節」を「第八節」に、「第百三十一条」を「第百三十条

目次中 「第三節 管理(第三十六条―第四十五条) 第四節 解散及び合併(第四十六条―第五十五条)」を

の二」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の二中「理事、監事、評議員」を「評議員、理事、監事」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条第一項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号を削り、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「会議」を「理事

2 前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。 第三十三条中「第十四号」を「第十五号」に改める。 第三十四条の二を次のように改める。 (定款の備置き及び閲覧等) 第三十四条の二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。 2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。 一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 3 何人(評議員及び債権者を除く。)も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。	一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における第二項第三号及び第四号並びに前項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつて、社会福祉法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。 第三十五条中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の下に「(平成十八年法律第四十八号)」を加え、「贈与又は遺贈に関する規定の準用」及び「財産の帰属時期」を削り、同条に次の一項を加える。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二百六十九条(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十四条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第一号中「社員等(社員、評議員、理事、監事又は清算人)をいう。以下この款において同じ。」とあるのは、「評議員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとする。 第六章第三節の節名を次のように改める。 第三節 機関 第六章第三節中第三十六条の前に次の款名を付する。 第一款 機関の設置	第三十六条及び第三十七条を次のように改める。 (機関の設置) 第三十六条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。 2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。 (会計監査人の設置義務) 第三十七条 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。 第三十七条の次に次の款名を付する。 第二款 評議員等の選任及び解任 第三十八条及び第三十九条を次のように改める。 (社会福祉法人と評議員等との関係) 第三十八条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。 (評議員の選任) 第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。 第三十九条の二から第三十九条の四までを削る。 第四十条から第四十五条までを次のように改める。 (評議員の資格等) 第四十条 次に掲げる者は、評議員となることできない。 一 法人 二 成年被後見人又は被保佐人 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 又は執行を受けることがなくなるまでの者	四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。 (評議員の任期) 第四十一条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで延長することを妨げない。 2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。 (評議員に欠員を生じた場合の措置) 第四十二条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあると
--	--	---	--

きは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

(役員等の選任)

第四十三条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもつて」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員の資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者
二 財務管理について識見を有する者

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

(役員の任期)

第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することをお妨げしない。

第六章第三節第四十五条の次に次の六条及び五款を加える。

(会計監査人の資格等)

第四十五条の二 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう)を含む。以下同じ。)又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 公認会計士法の規定により、計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。)について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)
第四十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のもの

のに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員又は会計監査人の解任等)

第四十五条の四 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十四条(第二号に係る部分に限る。)、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。

(監事による会計監査人の解任)

第四十五条の五 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行われなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第四十五条の六 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

(役員欠員の補充)

第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 前項の規定は、監事について準用する。

第三款 評議員及び評議員会

(評議員会の権限等)

第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他

の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条から第八十六条まで及び第九十六條の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(評議員会の運営)

第四十五條の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならぬ。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当

たる多数をもって行わなければならない。

一 第四十五條の四第一項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)

二 第四十五條の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三條第一項の評議員会

三 第四十五條の三十六第一項の評議員会

四 第四十六條第一項第一号の評議員会

五 第五十二條、第五十四條の二第一項及び第五十四條の八の評議員会

8 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

9 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一條第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第四十五條の十九第六項において準用する同法第九條第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一條から第八十三條まで及び第九十二條の規定は評議員会の招集について、同法第九十四條の規定は評議員会の決議について、同法第九十五條の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十一條第一項第三号及び第九十四條第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事等の説明義務)

第四十五條の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しな

いものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第四十五條の十一 評議員会の議事について(議事録)

は、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備置かなければならない。

3 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

4 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求(評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第四十五條の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十五條、第二百六十六條第一項(第三号に係る部分を除く。)、及び第二項、第二百六十九條(第四号及び第五号に係る部分に限る。)、第二百七十七條、第二百七十八條第一項及び第三項、第二百七十二條、第二百七十三條並びに第二百七十七條の規定は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十五條第一項中「社員総会又は評議員会」以下この款

及び第三百十五條第一項第一号口において「社員総会等」という。)とあり、及び同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百六十六條第一項中「社員等」とあるのは「評議員、理事、監事又は清算人」と、「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同項第一号及び第二号並びに同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一條第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四款 理事及び理事会

(理事会の権限等)

第四十五條の十三 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第四十五條の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十一條の規定による定款の定めに基づく第四十五條の二十第一項の責任の免除

5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

(理事会の運営)

第四十五条の十四 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事以下この項において「招集権者」という。以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならぬ者)を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定め

る署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議事録等)

第四十五条の十五 社会福祉法人は、理事会の日(前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む)から十年間、前条第六項の議事録又は同条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとき

は、同項の許可をすることができない。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条第一号に係る部分に限る。)、第二百九十条本文、第二百九十一条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

(理事の職務及び権限等)

第四十五条の十六 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

一 理事長

二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条第二項を除く。)、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事長の職務及び権限等)
第四十五条の十七 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為

をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定は理事長について、同法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合」とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条から第一百三十三条まで、第一百四十一条、第一百五十六条及び第六十六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第二百二条(見出しを含む。中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 会計監査人

第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければ

ばならない。

2 会計監査人は、前項の規定によるものほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面
二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十五条の二第三項に規定する者
二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十条から第一百条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第九十九条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七款 役員等の損害賠償責任
（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任）

第四十五条の二十 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の理事
二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十二条から第十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第八十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第八十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限

る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第八十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）

第四十五条の二十一 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等又は評議員の連帯責任）

第四十五条の二十二 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うとき

は、これらの者は、連帯債務者とする。
第五十九条中「以内に」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条各号を次のように改める。

一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等
二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

第五十九条の二の見出しを「（情報の公開等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第一号中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二号中「前項第二号」を「同条各号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けるとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準

第五十九条の二第二項を同条第一項とし、同条に次の六項を加える。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁（市長に限る。次項において同じ。）に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

4 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁

的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう)の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。

第六章中第五節を第八節とする。

第六章第四節の節名中「合併」を「清算並びに合併」に改める。

第六章第四節中第四十六条の前に次の款名を付する。

第一款 解散

第四十六条第一項第一号を次のように改める。

一 評議員会の決議

第四十六条第一項第四号中「合併」の下に「合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。」を加える。

第四十六条の二の次に次の款名及び目名を付する。

第二款 清算

第一目 清算の開始

第四十六条の三及び第四十六条の四を次のように改める。

(清算の開始原因)

第四十六条の三 社会福祉法人は、次に掲げる

場合には、この款の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合(第四十六条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算法人の能力)

第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人(以下「清算法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

第四十六条の四の次に次の目名を付する。

第二目 清算法人の機関

第四十六条の五から第四十六条の十一までを次のように改める。

(清算法人における機関の設置)

第四十六条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

2 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

3 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

4 第三節第一款(評議員及び評議員会に係る部分を除く。)の規定は、清算法人について、適用しない。

(清算人の就任)

第四十六条の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。

一 理事(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)

二 定款で定める者

三 評議員会の決議によつて選任された者

2 前項の規定により清算人となる者がなくときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官

の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

6 第三十八条及び第四十条第一項の規定は、清算人について準用する。

7 清算人会設置法人(清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。)においては、清算人は、三人以上でなければならない。

(清算人の解任)

第四十六条の七 清算人(前条第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

(監事の退任等)

第四十六条の八 清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更

の効力が生じた時に退任する。

2 清算法人の評議員は、三人以上でなければならない。

3 第四十条第三項から第五項まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条第三項、第五項及び第七項、第四十五条、第四十五条の六第一項及び第二項並びに第四十五条の七第二項の規定は、清算法人については、適用しない。

(清算人の職務)

第四十六条の九 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の終了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

(業務の執行)

第四十六条の十 清算人は、清算法人清算人会設置法人を除く。次項において同じ。)の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができる。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

二 第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第一項各号に掲げる事項

三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人同条の規定については、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除

く。について準用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十二条の見出し中「表見代表理事」とあるのは「表見代表清算人」と、同条中「代表理事」とあるのは「代表清算人」（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人という。）と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十五条並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算法人の代表）

第四十六条の十一 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3 清算法人（清算人会設置法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。以下この項において同じ。）の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四十六条の六第一項一号の規定により理事が清算人となる場合においては、理事長が代表清算人となる。

5 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四

項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかわらず、監事設置清算法人（監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

第四十六条の十一の次に次の十條及び二目を加える。

（清算法人についての破産手続の開始）

第四十六条の十二 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものとときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載し

（裁判所の選任する清算人の報酬）
第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任

した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任）
第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の清算人
二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人
三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百二十二条及び第一百十六條第一項の規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第一百二十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）
第四十六条の十五 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をするに於いて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第四十六条の二十二第一項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記
三 虚偽の公告

（清算人等の連帯責任）

第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。

（清算人会の権限等）

第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人会設置法人の業務執行の決定

二 清算人の職務の執行の監督

三 代表清算人の選定及び解職

3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を選定したときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。

6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができる。

一 重要な財産の処分及び譲受け 二 多額の借財 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 五 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 7 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。 一 代表清算人 二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの 8 第四十六条の十第四項において読み替へて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条に規定する場合に、清算人は、同条の規定による評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。 9 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。 10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (清算人会の運営) 第四十六条の十八 清算人は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人	を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という。)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。 3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)にあつては、各清算人及び各監事」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事」と読み替へるものとする。 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算会の決議について準用する。この場合において、同法第九十五条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「理事」とあるのは「清算人」と、「代表理事」とあるのは「代表清算人」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。	この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と、「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。)にあつては、清算人及び各監事」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (評議員による招集の請求) 第四十六条の十九 清算人会設置法人(監事設置清算法人を除く。)の評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をすることがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。 2 前項の規定による請求は、清算人(前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。 3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。 4 第一項の規定による請求を行つた評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人に出席し、意見を述べることができる。 (議事録等) 第四十六条の二十 清算人会設置法人は、清算人会の日(第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、同項において準用する同法第九十五条第三項の議事録又は第四十六条の十八第五項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録	等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 3 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。 4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。 (理事等に関する規定の適用) 第四十六条の二十一 清算法人については、第三十一条第五項、第四十条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、第三節第三款(第四十五条の十二を除く。)及び同節第五款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人会に関する規定として清算人又は清算人会に適用するものとする。この場合において、第四十三条第三項中「第七十二条、第七十三条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事」とあるのは「監事の過半数をもつて」と、同法第七十四条とあるのは「これらの規定」と、「評議員会」と読み替へる」とあるのは、「『評議員会』と読み替へる」と、第四十五条の九第十項中「第八十一条第一項第三号及び」とあるのは「第八十一条第一項中「理事会の決議によつて」とあるのは「清算人」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない。ただし、
--	--	--	---

清算人会設置法人(社会福祉法 昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」と、同項第三号及び同法」と、あるのは、「とあるのは」とあるのは」と、第四十五条の十八第三項中「第四百四条第一項、第五百五条」とあるのは「第五百五条」とするほか、必要な技術的読替等は、政令で定める。

第三目 財産目録等

(財産目録等の作成等)

第四十六条の二十二 清算人(清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表(以下この条及び次条において「財産目録等」という。)を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四十六条の二十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)
第四十六条の二十四 清算法人は、厚生労働省

令で定めるところにより、各清算事務年度(第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日(応ずる日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第四十六条の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)
第四十六条の二十六 清算法人は、第四十六条

の二十四第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、定時評議員会の日の一週間前(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)からその主たる事務所の所在地における

清算終了の登記の時までの間、その主たる事務所に備置かなければならない。

2 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表等の提出等)

第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

一 監事設置清算法人(清算人会設置法人を除く。第四十六条の二十五第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告

二 清算人会設置法人 第四十六条の二十五第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告

三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

第四十六条の二十八 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(適用除外)

第四十六条の二十九 第四節第三款(第四十五条の二十七第四項及び第四十五条の三十二から第四十五条の三十四までを除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。

第四目 債務の弁済等

(債権者に対する公告等)

第四十六条の三十 清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)
第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができ。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に對し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。
(債務の弁済前における残余財産の引渡し制限)

第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除外)
第四十六条の三十四 清算法人の債権者(判明している債権者を除く)であつて第四十六条の三十一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に對してのみ、弁済を請求することができる。
第四十七条の前に次の目名を付する。

第五目 残余財産の帰属
第四十七条の見出しを削り、同条第一項中「合併の下に」(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)を加える。

第四十七条の四から第四十七条の七までを削り、第四十七条の三を第四十七条の五とし、第四十七条の二を第四十七条の四とし、第四十七

条の次に次の目名及び二条を加える。

第六目 清算事務の終了等
(清算事務の終了等)
第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。
(帳簿資料の保存)

第四十七条の三 清算人(清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に關する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手續に関する費用は、清算法人の負担とする。
第四十七条の八第二項中「第四十七条の五及

び第四十七条の六」を「第四十六条の十三に改め、同条を第四十七条の六とし、同条の次に次の一条、款名及び目名を加える。
(準用規定)

第四十七条の七 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。)、第二百九十条、第二百九十一条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条、第二百九十三条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 合併

第一目 通則

第四十八条の見出しを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

第四十八条の次に次の目名を付する。

第二目 吸収合併

第四十九条から第五十四条までを次のように改める。

(吸収合併契約)

第四十九条 社会福祉法人が吸収合併(社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。)をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人(以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」という。)及び吸収合併により消滅する社会福祉法人(以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。)の名称及び住所その他厚生労働省令で定

める事項を定めなければならない。

(吸収合併の効力の発生等)

第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(吸収合併契約に關する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次の評議員会の日(二週間前日)(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に對して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするに費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したも

の閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求（吸収合併契約の承認）

第五十二条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（債権者の異議）

第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併（存続社会福祉法人の計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの）
四 債権者が一定の期間内に異議を述べるこ

とができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相當の財産を信託しなければならない。ただ

し、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日（第二週間の日）（第四十五条の九第十項において準用する一般社团法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求
又はその事項を記載した書面の交付の請求
第五十四条の次に次の三条、一目及び目名を加える。

（吸収合併契約の承認）

第五十四条の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉

法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

（債権者の異議）

第五十四条の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所

三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
四 債権者が一定の期間内に異議を述べるこ

とができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相當の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条の四 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が承継した吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求
又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三目 新設合併

（新設合併契約）

第五十四条の五 二以上の社会福祉法人が新設合併（二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「新設合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所
二 新設合併により設立する社会福祉法人（以下この目において「新設合併設立社会福祉法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項
四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

(新設合併の効力の発生等)

第五十四条の六 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の七 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日(二週間前日)(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求
又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設合併契約の承認)

第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 新設合併をする旨
二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所
三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(設立の特則)
第五十四条の十 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。
2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。
(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)
第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求
又はその事項を記載した書面の交付の請求
(第四目 合併の無効の訴え)
第五十五条を次のように改める。

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)

二 号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百六十九条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百七十条、第二百七十一条第一項及び第三項、第二百七十二条から第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等であつた者」とあるのは「評議員等(評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。)であつた者」と、「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章中第四節を第六節とし、同節の次に次の一節を加える。

第七節 社会福祉充実計画
(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行つている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
二 基準日において現に行つている事業を継

二 号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百六十九条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百七十条、第二百七十一条第一項及び第三項、第二百七十二条から第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等であつた者」とあるのは「評議員等(評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。)であつた者」と、「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額 2 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時にしなければならない。 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 既存事業（充実にする部分に限る。）又は新規事業（以下この条において「社会福祉充実事業」という。）の規模及び内容 二 社会福祉充実事業を行う区域（以下この条において「事業区域」という。） 三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第五項において「事業費」という。） 四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額（第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。） 五 社会福祉充実計画の実施期間 六 その他厚生労働省令で定める事項 4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。 一 社会福祉事業又は公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。） 二 公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。） 三 公益事業（前二号に掲げる事業を除く。） 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければ	ならない。 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に必要な助言その他の支援を行うものとする。 9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。 一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。 二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。 三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。 四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同
項の承認があつた社会福祉充実計画（次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。 （社会福祉充実計画の変更） 第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。 （社会福祉充実計画の終了） 第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。 第六章第三節の次に次の二節を加える。 第四節 計算 第一款 会計の原則等 第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。 2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 第二款 会計帳簿 （会計帳簿の作成及び保存）	第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。 （会計帳簿の閲覧等の請求） 第四十五条の二十五 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （会計帳簿の提出命令） 第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。 第三款 計算書類等 （計算書類等の作成及び保存） 第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。 2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書）をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。 4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時か

ら十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置会社福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の評議員への提供)

第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(計算書類等の定時評議員会への提出等)

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人設置会社福祉法人の特則)

第四十五条の三十一 会計監査人設置会社福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第四十五条の三十二 社会福祉法人は、計算書類等(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。))をいう。以下この条において同じ。を、定時評議員会の日(二週間前日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定時評議員会の日(二週間前日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

3 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福

祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 何人(評議員及び債権者を除く。)も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(計算書類等の提出命令)

第四十五条の三十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置

かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。)

三 報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。の支給の基準を記載した書類)

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

2 前項各号に掲げる書類(以下この条において「財産目録等」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、役員等名簿について当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除くとして、同項各号の閲覧をさせることができる。

5 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所に掲げる第三項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている社会福祉法人につ

いての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

(報酬等)

第四十五条の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従つて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五節 定款の変更

第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第七十七条第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの」を「電磁的方法」に改める。

第九十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第三十三条第一項の許可を受けて社会福祉事業等従事者につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

第九十四条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「就業を」その就業の促進に関する情報の提供、相談その他に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 社会福祉事業等に従事しようとする者について、無料の職業紹介事業を行うこと。

第九十五条の見出しを「(関係機関等との連携)」に改め、同条中「前条に規定する」を「前条各号に掲げる」に改め、「当たつては」の下に「地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関及び」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(情報の提供の求め)

第九十五条の二 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第九十四条第七号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(介護福祉士等の届出等)

第九十五条の三 社会福祉事業等従事者(介護福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者に限る。次項において同じ)は、離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 社会福祉事業等を経営する者その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届

出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第九十五条の四 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、第九十四条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の委託)

第九十五条の五 都道府県センターは、第九十四条各号(第六号を除く)に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九十七条中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各号に掲げる」に改める。

第九十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第九十三条第一項の規定による」及び「(以下この条において「指定」という)を削り、同項第一号中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第九十三条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という)を取り消さなければならない。

一 第九十四条第六号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二 職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間について、同条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の規定による更新を受

けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

第一百一条中「第九十三条第二項から第四項まで」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四に、第九十三条第二項を、第九十三条第三項に、前項を第一項に、第九十七条を第九十五条の四中、第九十四条各号」とあるのは「第九百条各号」と、第九十七条に改める。

第一百六条中「第九十三条第二項から第四項まで」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四に、第九十三条第二項を、第九十三条第三項に、前項を第一項に、第九十六条第一項を第九十五条の四中、第九十四条各号」とあるのは「第九百三条各号」と、第九十六条第一項に改める。

第一百十五条第二項中「第三十六条第四項各号」を「第四十条第一項各号」に改める。

第十二章中「第三十一条の次に次の五条を加える。

第二百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 評議員、理事又は監事

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者

三 第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む)の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利

益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行うべき者

四 第四十六条の十一第七項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者

五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第四百三十条の三 次に掲げる者が、その職務に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 会計監査人又は第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

る。

第四百三十条の四 第四百三十条の二及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第四百三十条の五 第四百三十条の三第一項第二号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者に対して適用する。

第四百三十条の六 第九十五条の四(第百一条及び第百六条において準用する場合を含む。)又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百三十三條を次のように改める。

第四百三十三條 評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第四百三十条の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同条第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同条第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者又は第四百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいづれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第四十六条の十二第一項、第四十六条の三十第一項、第五十三条第一項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の九第一項の

規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第四項、第四十五条の十五第二項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十第六第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の七第二項若しくは第五十四条の十一第三項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第四十五条の三十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六条の二十四第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第一項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第三十四条の二第一項、第四十五条の十一第二項若しくは第三項、第四十五条の十

五第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第二項、第四十五条の三十四第一項、第四十六条の二十第一項、第四十六条の二十六第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第二項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

七 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 清算の結了を遅延させる目的で、第四十六条の三十第一項の期間を不当に定めたと

き。

九 第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十 第四十六条の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。

十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

十二 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別表都道府県の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項を」「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項、第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。」「第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に。」「第四十六条の七、第四十七條の三、第四十九條第二項を」「第四十六條の六第四項及び第五項、第四十七條の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の

四に改め、同表市の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中、「障害児入所施設を削り、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を「認可」を「設置の認可」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項第一号中「第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法を削り、」なされた児童自立生活援助事業を「なされた児童自立生活援助事業」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス

事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業
第二条第三項第一号中「なされた」を「された」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業
二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設

第八条第一項中、「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「百分の六十」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「十九年以下である」を「十五年以下である」に改め、同項第一号中「百分の七十二」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「十九年」を「十五年」に、「百分の七十九・二」を「百分の八十八」に改め、同条第三項第一号中「百分の九十」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の九十九」を「百分の百十」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百
五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
三 退職した者の被共済職員期間が十六年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十四
九 九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下」に、「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

第十一条第八項中「二年」を「三年」に改める。
第十八条中「社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度に従事することを要する者」として政令で定めるものを「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。
一 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度に従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く）。
二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定めるもの
附則に次の見出し及び三項を加える。
（退職手当金に関する経過措置）
三 当分の間、退職した者の被共済職員期間が四十三年以上である場合の被共済職員期間は三十五年とみなす。この場合において、当該退職した者の退職手当金の額は、第八条第四項の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十四
九 九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下」に、「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十四
九 九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下」に、「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十四
九 九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下」に、「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十四
九 九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下」に、「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十五
二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
四 三十五年目の期間については、百分の百五
五 当分の間、退職手当金の額は、第八条、第九条及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。

五 当分の間、第九条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第三項及び第四項」とする。
（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）
第四条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を次のように改める。
第四十条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。
一 平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上専攻科において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

二 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉

士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者(次号に掲げる者を除く。)

三 平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までに学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科(修業年限が二年以上であるものに限る。)において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

附則第二条第二項中「前項」を「前項各号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に、「能力」を「知識及び技能」に改める。

第三条中社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条、第四十条第二項及び第四十四条の改正規定を削り、第三条を第三条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

(介護福祉士の資格)

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第

二号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第二号中「次

条を「次条第一項及び第三項」に改め、同条に次の三号を加える。

四 次条第二項の規定 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第百号)の公布の日

五 第二条の二の規定 平成二十八年四月一日

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十号及び第十一号の規定 平成三十四年四月一日

附則第二条第二項中「及び第五号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。

附則第六条中「社会福祉士及び介護福祉士法」の下に「(以下「旧法」という。)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第六条の二 この法律の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間に新法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた者(前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。)は、新法第三十九条の規定にかかわらず、当該該当するに至つた日(以下「要件該当日」という。)以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日(次項及び次条において「五年経過日」という。)までの間、介護福祉士となる資格を有する。

2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者(五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。)が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったとき

は、五年経過日にその効力を失うものとする。

第六条の三 要件該当者であつて、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合に、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかわらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第六条の四 要件該当者であつて、附則第六条の二第一項の適用を受ける期間中に育児休業等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同条第二号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。)をしたものに対する前二条の規定の適用については、同項中「五年を」とあるのは「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間(当該期間が五年を超えるときは、五年を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは「から五年経過日までの間(次条に規定する育児休業等の期間を除く。)」とする。

附則第七条中「この法律の施行の」を「附則第一条第六号に掲げる規定の施行の」に、「新法」を「第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」に、「この法律」を「同号に掲げる規定」に改める。

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法

律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三十一日」を平成三十九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三号」を「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成三十八年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「平成十九年一部改正法」という。))第三号の二に改め、「(次条第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士」という。))」を削り、「については」の下に「同年四月一日以後は」を加え、同条に次の三項を加える。

9 次に掲げる者(次項及び第十一項において「新特定登録者」という。))に対する新社会福祉士及び介護福祉士法の適用については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項中「介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるもの)に限る。以下「喀痰吸引等」という。))を含む。」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。

一 平成三十八年四月二日から平成三十九年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法第三条の規定による改正前の社会福祉

士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者(特定登録者を除く。))であつて、当該資格を有するに至った日以後に介護福祉士の登録を受けたもの
二 平成三十九年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法附則第六条の二第一項の規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者であつて、当該資格を有するに至った日以後に介護福祉士の登録を受けたもの(介護福祉士試験に合格した者を除く。))
10 新特定登録者については、平成三十八年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定は、適用しない。

11 第三項から第八項までの規定は、新特定登録者について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあり、及び第四項中「第二項」とあるのは「第十項」と、第五項及び第六項中「特定登録証」とあるのは「新特定登録証」と、第八項中「附則第十三条第一項」とあるのは「附則第十三条第九項」と、「特定登録者」とあるのは「新特定登録者」と、「同条第三項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。
附則第十四条第三項中「者に対する」の下に「附則第十二条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「あるのは「喀痰吸引等」を「あるのは「喀痰吸引等」に改め、「とし、」の下に「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、同年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者」とに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が

修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に應じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、」を加え、「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項を「同項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日
二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十八年四月一日

(第一条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))前に第一条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条及び附則第六条において「第二号旧社会福祉法」という。))の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。))又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法の規定によりなされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。))で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。))の適用について

は、第二号新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第二号施行日前に第二号旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出その他の手続をしなければならぬ事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、第二号新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、第二号新社会福祉法の規定を適用する。

第三条 第二号新社会福祉法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二号施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第四条 第二号新社会福祉法第五十九条の規定は、平成三十七年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第五条 厚生労働大臣は、第二号施行日前においても、第二号新社会福祉法第八十九条の規定の例により、同条第一項に規定する社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針を定めることができる。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第百二条の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センター、中央福祉人材センター又は福利厚生センターは、第二号施行日において、それぞれ第二号新社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第百二条の指定を受けたものとみなす。

(第二条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があったときは、同項に規定する

定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。

第八条 第二条の規定による改正後の社会福祉法（以下「新社会福祉法」という。）第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。

第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならない。

2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。

3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。

第十条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。

第十一条 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる社会福祉法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。

第十二条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該定時評議員会の終結前は、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第七項

までの規定は適用せず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第一項及び第六章第四節第二款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七（第一項を除く。）及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について適用する。

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。

第二十一条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の社会福祉法（附則第二十五条において「旧社会福祉法」という。）第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお従前の例による。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行日以後に合併について評議員会の決議があつた場合について適用し、施行日前に

合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上の同意（定款でさらに評議員会の決議を必要とするものと定められている場合には、当該同意及びその決議）があつた場合については、なお従前の例による。

第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以後に開始する会計年度から適用する。

第二十四条 新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第二十五条 この法律の施行の際現に旧社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センターであつて施行日において職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条第一項の許可を受けているものは、施行日において、新社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センターであつて施行日において職業安定法第三十三条第一項の許可を受けていないものに係る当該指定は、施行日において、その効力を失うものとする。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約（児童福祉法昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の三第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業、同法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設、社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設

又は同法第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う事業若しくは移動支援事業（以下「障害者支援施設等」と総称する。）に係るものに限る。は、第三条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「新共済法」という。）第二条第三項に規定する特定介護保険施設等（以下「特定介護保険施設等」という。）に係る退職手当共済契約とみなす。

2 第二号施行日前に障害者支援施設等を営んでいた社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十項に規定する共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十二年法律第百十一号。附則第二十八条第二項第一号において「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下「共済契約者」という。）が、第二号施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構（次条及び附則第三十五条第二項において「機構」という。）に届け出たときは、第二号施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、特定介護保険施設等（当該障害者支援施設等に限る。）の業務に常時従事することを要する者となる者（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員を除く。）については、前項及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

第二十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等（障害者支援施設等に限る。附則第三十条第一項において同じ。）を営んでいる社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第五項に規定する経営者が、第二号施行日前に第三条の規定による改正前の社

第二十八条 新共済法第八条、第九条及び第十一条第八項の規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、第二号施行日以後に退職（社会福祉施設職員等退職手当共済法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）をした者について適用し、第二号施行日前に退職をした者については、なお従前の例による。

一 第二号施行日の前日に社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項に規定する被共済職員(社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。以下「被共済職員」という。)であった者が、第二号施行日以後に退職をした場合

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十八

第三十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している共済契約者が、当該共済契約者を使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、第二号施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に關する部分を解除することができる。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う準備行為）

第三十一条 第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、第二号施

平成二十七年七月三日

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

行の際現に第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第二条第二項又は第三項の規定によりされた学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為とみなす。

第三十三条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

第三十四条 この附則に規定するもののほか、こ

(検討)

第三十五条 政府は、この法律の公布後五年を目

いう。)の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認

政府は、平成二十九年年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子

第三十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

項において準用する場合を含む。」を削り、「第三項及び第四項(第五十九条第二項において

第三十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

十五号)の項第一号中「第三十九条の三、第四十条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、

の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、

第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」

五一

第三項において準用する場合を含む。）、第四十五
条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及
び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の
三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四
項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三
項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第
一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の
四」に改める。

（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関す
る法律の一部改正）

第三十八条 こどもの国協会の解散及び事業の承
継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）
の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第五十六条第二項」を
「第五十六条第八項」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正）

第三十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の
規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三
十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 社会福祉法（昭和二十六年法律
第四十五号）第三百三十条の二（評議員等の特
別背任）の罪

理 由

福祉サービスの供給体制の整備及び充実に図る
ため、介護福祉士の資格の取得に関する特例等
について定め、社会福祉施設職員等退職手当共済の
退職手当金の額の算定方法を変更する等社会福祉
事業等に従事する者の確保を促進するための措置
を講ずるとともに、社会福祉法人に評議員会の設
置を義務付ける等社会福祉法人の管理に関する規
定を整備し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公
益事業を行う場合の責務について定める等の措置
を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。